

## 第15回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	11
○議会改革総合検討調査特別委員長報告	18
○公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙について	20
○諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第257号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第258号～議案第261号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第263号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第264号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第265号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○請願・陳情について	33
○散会の宣告	33

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 5
○出席議員	3 5
○欠席議員	3 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 5
○事務局職員出席者	3 5
○開議の宣告	3 7
○一般質問	3 7
円谷 寛 君	3 7
根本 重 郎 君	5 1
円谷 寅三郎 君	6 7
木原 秀 男 君	8 0
渡辺 定 己 君	9 9
今駒 隆 幸 君	1 1 1
○散会の宣告	1 2 4

第 3 号 (12月9日)

○議事日程	1 2 5
○本日の会議に付した事件	1 2 5
○出席議員	1 2 5
○欠席議員	1 2 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 5
○事務局職員出席者	1 2 5
○開議の宣告	1 2 7
○一般質問	1 2 7
柳 沼 俊 行 君	1 2 7
○散会の宣告	1 4 2

第 4 号 (12月10日)

○議事日程	1 4 3
○本日の会議に付した事件	1 4 3
○出席議員	1 4 4

○欠席議員	1 4 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
○事務局職員出席者	1 4 4
○開議の宣告	1 4 5
○日程の追加	1 4 5
○議案第 2 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第 2 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第 2 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 2 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○議案第 2 7 0 号～議案第 2 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 5 5
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 5 8
○発議案第 4 号、発議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○日程の追加	1 6 1
○意見書案第 2 9 号～意見書案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○閉議の宣告	1 6 6
○町長あいさつ	1 6 6
○閉会の宣告	1 6 6
○署名議員	1 6 7

鏡石町告示第50号

第15回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月2日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成22年12月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

## 平成22年第15回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成22年12月7日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の説明  
日程第 5 議会改革総合検討調査特別委員長報告  
日程第 6 公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙の件  
日程第 7 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 8 議案第257号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 9 議案第258号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 議案第259号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第260号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 議案第261号 職員団体のための職員の行為制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第13 議案第262号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第14 議案第263号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第15 議案第264号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第16 議案第265号 南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第17 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 農事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 会長	古川ますみ君	監査委員	根本次男君

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（今泉文克君） おはようございます。  
ただいまから第15回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（今泉文克君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。  
11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

- 11番（議会運営委員長 菊地栄助君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

第15回鏡石町議会定例会会期予定表（案）平成22年12月7日（火）招集、日次、日、曜、  
会議内容でご報告を申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者あいさつ

- 議長（今泉文克君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。  
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第15回鏡石町議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には師走を迎え、公私ともにお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会につきましては、諮問1件、議案9件、補正予算7件の、合わせまして17件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりごあいさつといたします。よろしくようお願い申し上げます。

---

◎開議の宣告

- 議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

### ◎議事日程の報告

○議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番、今駒隆幸君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君の3名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（今泉文克君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 皆様、おはようございます。

定例会後に実施いたしました例月出納検査並びに10月に実施いたしました定期監査につきまして、結果をご報告申し上げます。

まず、例月出納検査のご報告を申し上げます。

初めに、平成22年8月分のご報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成22年8月分一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成22年9月24日金曜日、午前9時55分から午前12時5分まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成22年8月末現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成22年9月分の報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成22年9月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成22年10月25日月曜日、午前9時55分から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、税務町民課課員1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成22年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成22年11月分の報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成22年11月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成22年11月25日木曜日、午前9時50分から正午まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納業務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関連帳簿、書類との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成22年10月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

最後に、定期監査の結果を報告申し上げます。

1、検査の対象、平成22年度各課の所管事務執行状況。

- 2、実施検査年月日、平成22年10月12日火曜日から10月14日木曜日までの3日間。
  - 3、実施場所、議会会議室、このほか抽出事業の現地調査を実施いたしました。
  - 4、監査委員、根本次男、小貫良巳。
  - 5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。読み上げは省略させていただきます。
  - 6、監査の手續、平成22年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。
  - 7、監査の結果、各課ともに異常は認められませんでした。
- なお、主な質疑等につきましては、報告書のページに記載をさせていただいております。
- 以上のとおり報告いたします。

○議長（今泉文克君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、10番、深谷莊一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷莊一君 登壇〕

○10番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷莊一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会のご報告をいたします。

平成22年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会は10月22日金曜日、午前10時より須賀川消防署2会議室において会議を開きました。

議事日程第1号、日程第1、議席の指定であります。8月24日石川町長選により加納武夫前町長が再選を受け、会議規則第3条第1項の規定により、議席を3番議員に指定いたしました。

日程第4、議案第9号 加納武夫議員は副管理者になりました。その後後任として須賀川地方広域消防組合にて第5条第2項の規定により、石川町副町長の矢内竹志議員を、3番組合議員に指名をし、議席の3番に指定をいたしました。

なお、本件につきましては、同意いたしました。

日程第2、会期の決定を当日1日限りとし、日程第3、会議録署名議員の指名を4番、永沼一夫議員、5番、大野峯議員を指名しました。

日程第4、議案9号 須賀川地方広域消防組合副管理者の選任につき同意を求めることについて、議席の指定を外します前に、石川町長さんの再選により加納武夫氏を選任いたしました。

日程第5、議案第10号 須賀川地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第6、議案第11号 須賀川地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例。

日程第7、議案第12号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。

日程第8、議案第13号 須賀川地方広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例。

議案第12号、13号を一括して審査し、法改正により、法の一部改正、質疑・討論を行い、火災予防条例等に対する条例を改正するもので、配付資料の10から18ページに記載してあるとおりであります。

日程第9、議案第14号 平成22年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）であります。第1条で、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,374万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,214万5,000円とするものでありますので、補正を行うものであります。

日程10、報告第2号 平成21年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算についてであります。8月26日審査をし、監査委員の意見として、配付資料25ページから38ページまであります。詳細は記載のとおりであります。

以上、ご説明してご報告といたします。

次に、11月22日臨時会の報告をいたします。

平成22年第2回須賀川地方広域消防組合議会臨時会を平成22年11月29日月曜日午後3時30分より須賀川消防署2会議室において開催しました。

議事日程第1号、第1、議席の指定であります。去る10月17日の浅川町長選で再選を受けた須藤一夫氏を議席番号を16番に指定いたしました。

第2、会期の決定であります。当日限りとし、第3、会議録署名議員の指名ですが、6番、澤村和明議員、7番、野崎健男議員を指名いたしました。

第4、議案第15号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。人事院勧告を受けて、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提出され、質疑・討論を行い全会一致で可決いたしました。

以上で、須賀川町広域消防組合議会について、議会の報告を終わります。

○議長（今泉文克君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、1番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

○1番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会報告を申し上げます。

平成22年10月22日金曜日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定は、本日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名につきましては、8番、八木沼、9番、細谷、10番、根本各議員であります。

第3、報告第2号 平成21年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算について。

第4、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第5号 須賀川地方保健環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第7、議案第7号 平成22年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）。

第8、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて。

以上、すべて全会一致で可決されました。

一般質問はございませんでした。

詳細については報告書のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、臨時会についてご報告を申し上げます。

平成22年11月30日火曜日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、本日1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、11番、村山、1番、広瀬、3番、丸本の各議員であります。

第3、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全会一致で承認されました。

以上でありますけれども、詳細については報告書の内容のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（今泉文克君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君 登壇〕

○11番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君） 平成22年9月公立岩瀬病院企業団の定例会の報告を申し上げます。

平成22年9月30日（木）午前10時開議。

議事日程第1号ですべて終わりました。

第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第3号 平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算については、収入の部で病院事業収入の決算は約37億7,200万であります。支出のほうは約38億5,000ぐらいです。

詳細についてはお手元の資料に記載のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

報告第4号、平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率については、不足がないということの報告でありました。

第5、議案第7号 公立岩瀬病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第8号 平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決しております。

次に、22年12月1日、臨時会のご報告をいたします。

議事日程第1号、第1、会期の決定は1日限りであります。

第2は会議録署名議員の指名。

第3、議案第9号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でありまして、人事院勧告によるものでありまして、原案のとおり可決しております。

以上で報告といたします。

○議長（今泉文克君） 次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、10番、深谷荘一君。

〔総務文教常任委員長 深谷荘一君 登壇〕

○10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 報告をいたします。

〔以下、「総務文教常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

○議長（今泉文克君） 次に、産業厚生常任委員長、6番、柳沼俊行君。

○6番（産業厚生常任委員長 柳沼俊行君）

〔以下、「産業厚生常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

○議長（今泉文克君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の説明

○議長（今泉文克君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に対する所信の一端と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走に入り、ことしも残すところ20日余りとなりました。ことしを振り返ってみますと、4月に2度の積雪、猛暑と記録続きの夏、そして10月下旬の台風など、異常気象と自然環境がクローズアップされた1年ではなかったかと思えます。

最近の報道では、チリ北部サンホセ鉱山の落盤事故から33人全員が奇跡の生還を果たしたニュースや、昨年に引き続きノーベル化学賞に2人の日本人が受賞するといううれしいニュースがありました。

一方、国政においては2年目を迎えた民主党政権が、6月に鳩山由紀夫首相から菅直人首相にかわり、記者会見で財政再建は新政権の最大の課題として強い経済、強い財政、強い社会保障を一体として実現することなどを表明し、多くの国民から期待を集めたところであり

ます。

10月1日に召集された第176臨時国会では、今年度の補正予算の成立を最大の課題として経済成長・財政健全化・社会保障改革・地域主権改革の推進・主体的な外交の展開の5項目を重点政策課題に挙げて取り組むことを強調し、9月に発足した有言実行内閣の出発を宣言したところであり、今月下旬に示される国の新年度予算（案）にどう反映されてくるのか注目してまいりたいと思います。

また、県政につきましては、佐藤雄平知事が再選され、11月12日に2期目のスタートを切りました。当日行われた記者会見において佐藤知事は、来年度当初予算編成に当たっての考え方として、活力、安全・安心、思いやりの3分野に重点配分をすることを示したところであり、疲弊する地域経済の活性化等、知事の行政手腕に期待したいと思います。

さて、内閣府は11月18日の月例経済報告において、我が国経済について、「景気は足踏み状態、失業率が高水準にあるなど厳しい状況である」との基調判断を示しました。先行きについては、当面は弱目の動きが見られるものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待されるとしており、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることも注意が必要であるとしています。

町におきましては、平成23年度の予算編成に向けて、先月25日に予算編成説明会を開催いたしました。国においては長期化しているデフレ経済に加え、一昨年来の世界同時不況の影響から脱し切れず、いまだ景気の回復軌道が見えない状況であり、新成長戦略、財政運営戦略を踏まえ、経済成長や国民生活の質の向上に向けて新たな政策・効果の高い政策に重点配分を行う財源を確保することが必要としており、国が進めている新年度予算編成作業の中で、一般財源総額は本年度の水準を確保するとはしているものの、国の予算編成、税制改革等の動向に不確定要素が多いことに加え、町税等の収入増は見込めず、歳出面においては扶助費、社会保障関係経費が増額となる見込みであることなど、来年度においても厳しい予算編成になるものと見ています。

現在、各部局において予算編成作業を進めておりますが、根拠と改善、町民にとって何が大切かの2点を念頭に、できる限り正確な情報収集に努めながら、事務事業の厳選と優先順位を厳しく選択し、財政の健全化に向けて限られた財源を有効かつ重点的に配分することに

より、町民の生活安定と住民福祉の向上に配慮し、町総合計画を基軸とした予算編成を行うよう指示したところであります。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

初めに、先月10日の第11回臨時会において議決賜りました境西団地内宅地不同沈下による「損害賠償請求事件」につきましては、仙台高等裁判所の判決のとおり、11月12日に原告に対し損害賠償金を支払ったところであります。

本事件の経過につきましては、臨時会においてご説明申し上げたとおりであります。本判決の背景には、消費者保護の傾向の強まりに合わせ、製造物責任が土地の造成分譲者側にまで及ぶこととされた法曹界においても先例となる重大な判決であり、全国の自治体及び宅地分譲業者に対して大きな影響を与えるものではないかと受けとめております。

町といたしましては、本事件に対する対応として、原判決に基づく賠償金等の速やかな支払いと町民への周知のほか、団地内各世帯に対して同様の状況があるかどうかの住民アンケート等を実施するなど、町と住民の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

今回の裁判では、公共事業を施工する側の責任の重大さと住民の安全・安心を最優先とすることなど、多くの教訓を得ることができました。

次に、9月29日午後5時ごろ、天栄村を震源とする地震では、湯本地区で家屋や道路の陥没など大きな被害が発生し、一時400人を超す村民が避難するという事態となりました。隣接する自治体として翌日に被災見舞いと被害対策のための応援体制について協議するため、天栄村の災害対策本部を訪問したところであります。

自然災害は、地震のほか、鹿児島県奄美大島で発生した記録的な集中豪雨など、発生予測が不可能に近いものがありますが、不慮の災害に備え、万全の体制づくりと町の地域防災計画の点検が必要と改めて感じたところであります。

このほか、9月の議会定例会において議決いただきました総合相談員につきましては、町民の日常生活の悩みや厳しい雇用情勢を反映しての職業相談など、町民生活全般にわたる総合相談窓口として10月1日に総合相談室を役場庁舎1階に設置し、11月1日から3名の相談員により本格的な活動を始めたところであります。初めての取り組みであり、知名度もないことから、総合相談室のPRに努めながら町民の悩みが少しでも軽減できればと考えております。

昨年4月に恒久化となりました東北自動車道鏡石スマートインターチェンジのその後の利用状況につきましては、土、日、休日の1,000円効果もあり、1日平均700台と順調に推移しており、これまでの利用台数も65万台を突破したところであります。今後さらに利用台数を確保すべく、限定されている利用車種と利用時間の拡大に向けて取り組んでいるところでありますので、引き続き町民の皆さんのご協力をお願いするものであります。

10月2日には、にぎわいの創出と地域の活性化を目的に、「鏡石牧場の朝オランダ・秋祭り」を開催いたしました。ことしは天候にも恵まれ、昨年より多い2万5,000人の人出となり、各種イベントに歓声が上がる1日となり、盛会裏に終了することができました。開催に当たり、ご協力いただきました関係機関、団体の皆様に深く感謝申し上げるとともに、次年度も町の一大イベントとして継続していきたいと考えているところであります。

先月21日に行われた第22回福島駅伝では、町の部8位、総合21位の成績をおさめ、夕方には選手の家族も加わり解団式を行ったところであります。ことしは中学生を主体とした若いチームでしたが、郷土の期待と声援を受けて、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんと、指導に当たられた監督、コーチの健闘をたたえるとともに、沿道で応援いただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

ことしで28回目となる東京かがみいし会総会は、先月23日に東京のスクワール麴町で開催され、会員とふるさと鏡石町からの出席者でふるさと談議に花を咲かせました。会員の高齢化と新規会員の加入が進まないという悩みもありますが、役員を初め、会員の皆様のふるさと鏡石町への熱い思いと町とのきずなを大切に、今後も支援してまいりたいと考えております。

利用低迷する福島空港の活性化のため、昨年引き続き町長と行く韓国の旅を先月15日から18日までの4日間実施し、34名の皆さんが釜山、慶州、ソウルの都市を視察してまいりました。現在福島空港に就航する国際便は、中国上海路線と韓国ソウル路線の2路線がありますが、搭乗率の低迷に苦慮している状況にあり、特に冬期間の搭乗率が低いことから、福島空港に隣接する自治体として福島空港利活用についてのPRに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、今年度の主な事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

初めに、快適空間づくりの中で都市機能の整備として取り組んでいる社会資本整備総合交付金事業の中外線道路改良事業につきましては、本年度予定しておりました家屋移転補償業務が終了し、家屋の移転が完了したところであります。

このほか鏡田499号線道路改良事業につきましては、道路排水工事と一部暫定供与を目指し工事を進めているところであり、笠石南町地区の久来石行方蓮池西線道路改良工事につきましては、秋の収穫期を待って側溝工事を発注いたしました。

国の直轄事業で進められております国道4号鏡石拡幅事業につきましては、引き続き地下歩道工事が継続中であり、第一小学校樹木の伐採工事が追加されたところであります。

継続中の用地及び補償業務につきましては、南側工区で2割、北側工区で9割が補償完了であるとの報告を受けたものであります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、仮換地の指定に向け、地権者への供覧を

経て合意形成を図ったところであり、今後は土地区画整理審議会を開催し、造成工事の着手のための準備を進めてまいりたいと思います。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、公共下水道事業計画変更認可申請に向けた業務委託のほか、大池第3マンホール設置工事を発注し、工事を進めているところでもあります。さらに、今年度発注する工事の設計等を関連事業と調整を図りながら準備を進め、計画的に事業を推進していきたいと思います。

上水道事業につきましては、耐震管への布設替として石綿セメント管更新事業について本町・不時沼地区の布設替工事の発注を行い、安全で安定した水の供給が図られるよう計画的に工事を進めているところでもあります。

また、上水道第5次拡張事業につきましては、南高久田地内導水管布設工事や旭町浄水場ろ過器増設工事等の発注を行いましたので、今後も引き続き事業を中心に努めてまいりたいと思います。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、総合健康診査や医療機関で受診できる個別健診を実施し、現在健診の結果をもとに個別相談及び健康教室を行うとともに、生活習慣改善のための特定保健指導を実施しております。

また、今後も新型インフルエンザの再流行が懸念されていることから、国の実施要綱に基づき低所得世帯の負担軽減を図るため、ワクチン接種費用の助成事業を展開するとともに、学校や社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の強化や感染予防の啓発に努めているところでもあります。

生活困窮者や児童・高齢者・障がい者等の相談、支援、情報提供などに地域の奉仕者としてご活躍いただいております民生児童委員について、このたび一斉改選があり、再任・新任合わせて22名の方が厚生労働大臣並びに福島県知事から委嘱されました。これから3年間、本町の社会福祉の増進と明るく健全な地域社会づくりにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

また、今回退任されました11名の委員の皆様には、長年にわたり本町の社会福祉の向上にご貢献いただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

活力づくりとしての産業の振興につきましては、平成22年産の水稻作況指数は103との発表があったものの、高温障害の影響により一等米の比率の定価や米価の下落により、農業経営に深刻な影響を与えたところでもあります。今後は米価の安定と、より一層の安全・安心な食の提供に努めていかなければならないと考えております。

成田地区ほ場整備事業につきましては、鈴の川の本格的な拡幅工事や河川にかかる橋梁工、そして高野池の改修工事等が平成22年度事業費総額4億2,000万円の中で進められており、一日も早い完成が待たれます。

南町地区工場用地造成事業につきましては、11月の臨時会において財産処分の議決をいただき、11月19日には企業側において建築工事地鎮祭が無事執行われたところであり、一日も早い新工場の完成が待たれるところであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、特色ある学校づくり推進事業といたしまして、小・中学校基礎学力向上推進事業に取り組み、10月、11月に合わせて3回の授業研究会を開催いたしました。

また、児童・生徒の体力と競技力向上を目的として、10月に開催された陸上交歓会に向けて、トップアスリート陸上競技教室を9月に2回実施したところであります。

特別支援教育事業につきましては、第一小学校に3名、第二小学校と鏡石幼稚園に各1名の特別支援教育支援員を配置しておりますが、11月には特別支援教育に係る各学校のコーディネーター研修会を開催いたしました。

生涯学習の推進につきましては、地域で学校を支援する学校支援地域本部事業学校応援団では、先進的な取り組みとして評価をいただいている本町の活動現場視察として、11月に県の推進協議会が視察に訪れたところであります。

恒例の文化講演会につきましては、11月25日に女優の由美かおるさんをお招きし、若さを保つ健康法を演題に、約600名の皆さんがテレビ時代劇でおなじみの由美さんのさわやかな口調に聞き入り、健康法として取り入れている呼吸法では会場の皆さんと一緒にするなど、和やかな講演会となりました。

町づくり事業では、今年度新規講座として開設いたしましたが、ガーデニング講座と野菜人づくりが、それぞれの実践プログラムにより開催されているところであり、野菜人づくり講座では、9月から順に秋野菜が収穫され、活動の実りを味わっているところであります。

社会体育関係では、11月7日に第6回鏡石駅伝ロードレース大会を開催し、県内外から駅伝部門とロードレース部門に1,033名のランナーが健脚を競い、牧場の朝の大地を駆け抜けたところであります。大会を運営されました実行委員会の皆様や、当日競技運営に当たられました役員各位に改めて御礼を申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることにつきましては、現委員であります岡田輝夫氏、角田恵美子氏の両氏が来年3月末に任期を迎えることから、岡田氏については再任を、角田氏の後任として本町330番地在住の佐藤美乃氏を委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第257号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法であります人事院規則の一部改正に伴う関連規定の改正であり、派遣職員の給与の算定方法等の規定を改めるものであり

ます。

議案第258号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関連規定の改正であり、子育て期間中の働き方の見直しを初め、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援、そして実効性の確保の4項目を改正ポイントとした育児・介護休業法の規定に基づき、すべての事業主の義務として定められたことによるものであります。

議案第259号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正によるものであり、前議案同様、育児・介護休業法の改正に伴う関連規定の改正であります。

議案第260号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、地方公務員法の一部改正に伴うものであり、前2議案同様、育児・介護休業法の改正に伴う関連規定の追加及び改正であります。

議案第261号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、前議案の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う所要の字句等の改正であります。

議案第262号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、前年所得額の確定時期と国保税の納付書発送時期が重複するため、事務の煩雑解消と納税の平準化のための所要の改正であります。

議案第263号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましても、前議案同様、前年所得の確定時期と保険料の納付書発送時期が重複するため、事務の煩雑解消と納付額の平準化のための所要の改正であります。

議案第264号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の資格要件に「勤務する者」を加えるものであり、資格要件を拡大し、消防団員の確保を図りたいと考えております。

議案第265号 南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結につきましては、今年6月の定例会において議決いただきました南町地区工場用地造成工事請負契約の変更につきまして、議会の議決を賜りたく提出するものであります。

議案第266号の平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、さきの臨時議会において議決のありました今年の福島県人事委員会勧告に伴う職員等の人件費の調整のほか、成田ほ場整備事業費の追加によるものであり、一般会計の補正予算の総額は4,654万4,000円となり、その結果、本年度予算の累計額は44億7,649万9,000円となります。

次に、議案第267号から議案第272号までの各特別会計補正予算につきましては、一般会計同様、県人事委員会勧告に伴う職員人件費の調整に係る予算のほか、事業費調整に係る予

算を計上いたしました。

以上、今定例会の開会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

---

### ◎議会改革総合検討調査特別委員長報告

○議長（今泉文克君） 日程第5、議会改革総合検討調査特別委員長報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

7番、仲沼義春君。

〔議会改革総合検討調査特別委員長 仲沼義春君 登壇〕

○7番（議会改革総合検討調査特別委員長 仲沼義春君） おはようございます。

平成22年12月7日、鏡石町議会議長 今泉文克様。

議会改革総合検討調査特別委員会委員長 仲沼義春。

議会改革総合検討調査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成22年3月8日に設置され、議会改革に関する総合的な検討調査を目的として、議会運営並びに議会基本条例制定に向けた検討調査と議員定数、議員報酬等について議会改革全般について論議を行い、検討した結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

開催月日、開催時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順に読みます。

平成22年3月8日午後2時7分、午後2時10分、13名、議会会議室。

平成22年3月16日午前10時55分、午前11時45分、13名、議会会議室。

平成22年4月21日午後3時10分、午後3時35分、12名、議会会議室。

平成22年5月21日午後4時25分、午後4時45分、11名、議会会議室。

平成22年7月14日午後1時50分、午後3時30分、10名、兵庫県加西市。

平成22年8月27日午後1時、午後2時10分、12名、議会会議室。

平成22年9月16日午後1時、午後1時35分、13名、議会会議室。

平成22年10月21日午後4時40分、午後5時15分、12名、議会会議室。

平成22年11月22日午後3時5分、午後3時30分、13名、議会会議室。

平成22年11月30日午後1時55分、午後2時10分、10名、議会会議室。

調査件名、議会改革に関する総合的な検討調査。

調査結果、議会改革については総合的な見直しを論議協議した結果、議会みずからの判断により、議員定数については2名減員を行い、議員報酬は現状維持とすることを賛成多数で決定した。

また、議会のあるべき姿・議員の責務、町長や町民との関係を示す議会基本条例制定を議会改革の基本として位置づけ、その制定に向けた協議を継続的に進めることを決定した。

調査結果、第1回委員会（3月8日）では、正副委員長の選任をした。

第2回委員会（3月16日）では、検討調査すべき項目と計画について協議をした。

第3回委員会（4月21日）では、検討調査すべき4項目と12月議会までにまとめ報告する計画とすることについて協議決定した。

第4回委員会（5月21日）では、議会基本条例に関する研修協議を行った。

7月14日に、兵庫県加西市において議会基本条例制定までについての現地調査を実施した。

第5回委員会（8月27日）では、現地調査に関する報告内容の協議と議員定数及び議員報酬について論議した。

第6回委員会（9月16日）では、議員定数と議員報酬について論議した。

第7回委員会（10月21日）では、議員定数と議員報酬及び議会基本条例について協議した。

第8回委員会（11月22日）では、検討項目の最終意見の集約を行った。

第9回委員会（11月30日）では、議会改革に関する報告書のまとめについての最終確認を行った。

理由、地方分権が推進する中であって、鏡石町の最終意思決定機関である議会の役割と責任はますます重要となってきた。審議機能や監視機能の充実に加え、政策形成機能が必要とされる状況の中、議会みずからの判断を求める声が大きく聞こえており、鏡石町が抱える財政的現状・周辺自治体を初めとした県内及び国内町村議会の動向等を慎重に考慮し協議を続けた結果、賛成多数で議員定数を2名減員し、議員報酬については現状を維持し、町民とともに進む活発な議会を目指し、町の主要な計画、議決案件に加えるなどの議会基本条例の制定を基本とすべきであることとした。

意見、二元代表制の議会としてその機能を十分に発揮するためには、町民の多くの声を代弁する一定数の議員を確保するべきであるという意見も寄せられたが、町民と一体となった議会改革と議会活動がより重要であることから、町の行財政の効率を高めながら一連の議会改革を進めるべきとの意見で集約された。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議会改革総合検討調査報告の件を採決いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました委員長報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革総合検討調査については、委員会報告書のとおり決定されました。

特別委員会は、これをもって調査を終了し、議会改革総合検討調査を終了することに決しました。

---

### ◎公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙について

○議長（今泉文克君） 日程第6、公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定によって、投票にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は投票で行うことに決しました。

投票の準備のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時16分

開議 午前11時17分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

13番、円谷寛君。

○13番（円谷 寛君） 13番、円谷寛ですが、ここで選挙の前に休議を求めます。

○議長（今泉文克君） ただいま休議しておったんですが。

○13番（円谷 寛君） 改めて休議を求めます。

○議長（今泉文克君） 改めて。

暫時休議いたします。

休議 午前11時18分

開議 午前 11 時 19 分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に7番、仲沼義春君、8番、木原秀男君を指名します。

ただいまより投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（今泉文克君） 念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（今泉文克君） 点検は異常なかったですね。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（今泉文克君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人兩名の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（今泉文克君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、菊地栄助君7票、柳沼俊行君6票、木原秀男君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、菊地栄助君が公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（今泉文克君） ただいま公立岩瀬病院企業団議会議員に当選されました菊地栄助君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

承諾のごあいさつをお願いいたします。

〔11番 菊地栄助君 登壇〕

○11番（菊地栄助君） 選挙によって当選させていただきました菊地であります。

公立病院も今改築などでさまざま難しい問題がいっぱいありますが、誠心誠意頑張りたいと思いますので、今後とも皆様のご協力をお願いしてあいさつといたします。

---

#### ◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第7、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔諮問第4号を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程いたしました諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび岡田輝夫氏と角田恵美子氏の2名の委員が来年3月末をもちまして任期満了となりますので、岡田氏につきましては再任、角田恵美子氏の後任として当町本町330番地在住の佐藤美乃氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

なお、岡田氏につきましては、平成20年7月から1期3年間委員として務めていただいております。新任の佐藤氏につきましては、平成19年3月に須賀川市職員として須賀川市図書館長を最後に退職されております。いずれの委員も人格にすぐれ、地域住民の信頼は厚い方ですので、この両氏を人権擁護委員として推薦したいので、議会の皆様のご意見を賜りたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

本案に対する意見は、2名を適任者として推薦することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決しました。

---

### ◎議案第257号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第8、議案第257号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第257号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第257号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法であります人事院規則の一部改正に伴う関連規定の改正でございます。

3ページでございますが、第4条につきましては、派遣職員の給与の算定方法の規定であり、報酬支払いの割合を定めたものでございます。また、第8条につきましては、企業職員または単純労働の職員である派遣職員に係る給与の支払い条件について改正するための所要規定の改正でございます。

なお、附則につきましては、本改正条例の施行日を平成23年1月1日からとするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第257号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第258号～議案第261号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第9、議案第258号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第261号 職員団体のための職員の行為制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、4件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第258号議案～第261号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の一括説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま一括上程されました議案第258号 職員の育児休業等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第261号 職員団体のための職員の行為制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第258号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法であります地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴います関連規定の改正でございます。今年6月30日に開催されました育児介護休業法、正式名称では育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律による所要の規定の改正でございます。次の4つの改正ポイントがあるとされております。

1つには、子育て期間中の働き方の見直しといたしまして、3歳未満の子を養育する労働者に対する短時間勤務1日6時間の義務化でございます。

また、2つ目には、残業の免除の義務化でございます。

3つ目には、小学校就学前の子を養育する労働者に対する子の看護休暇の拡充といたしまして、子供1人年5日、2人以上については10日の休暇でございます。

また、2つ目の項目では、父親も子育てができる働き方の実現といたしまして、父母が育児休業を取得する場合、育児休業期間を子供が1歳から1歳2カ月まで延長したものでございます。また、専業主婦規定の廃止をしたものでございます。

また、3つ目には、仕事と介護の両立支援といたしまして、介護のための1日単位の休暇制度の創設でございます。例えば介護が必要な家族1人であれば年5日。2人以上あれば10日というふうに規定したものでございます。

また、4つ目には、実効性の確保といたしまして、育児休業の取得等に関する紛争解決援助制度の創設でございます。

また、2つ目には法違反企業に対する公表制度、また、過料制度の創設がございます。これが4つの改正ポイントでございます。このたびの職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例では、関連諸規定の実効の改正を初め、議案書6ページでございますが、第7条、育児休業をしている職員の期末手当等の支給から第19条、部分休業している職員の給与の取り扱いまでの13条を新たに加えるものでございます。

また、附則につきましては、本改正条例の施行日を平成23年1月1日からとしたものでございます。

次に、ページで申し上げますと10ページでございます。

議案第259号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、このたびの職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法であ

ります地方公務員法の一部改正に伴います関連規定の改正でございます。

11ページでございますが、12ページの規定につきましては、給与の減額に関する規定でございますが、こちらは字句等の追加といたしまして、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定を加えたものでございます。

また、13条、超過勤務手当に関する規定をしたものでございますが、次の3項を加えることといたしまして、60時間を超えて勤務した場合の超過勤務1時間当たりの給与算出額に関する規定等の条項を追加したものでございます。

また、附則につきましては、本改正条例の施行日を平成23年1月1日から施行するとしたものでございます。

次に、13ページでございます。

議案第260号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、前議案同様、地方公務員法の一部改正に伴う関連規定の改正でございますが、14ページの第2条の1週間の勤務時間の規定に、任期つき短時間勤務職員、また再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員に関する規定を加えたほか、第3条の就業日及び勤務時間の割り振りに関する規定につきましても、前条同様でございますが、任期つき短時間勤務職員と再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員に関する規定を加えたものでございまして、内容上においては週休日と勤務時間の割り振り方法について改正したものでございます。

また、第6条、15ページでございますが、休憩時間について定めたものでございまして、8時間を7時間45分に改めたものでございます。

また、第8条につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定したものでございまして、ただし書きといたしまして、育児短時間勤務職員に対する臨時緊急の場合の規定を追加し、さらに育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定を加えたものでございます。

また、16ページでございますが、第8条の2及び第8条の3につきましては、超勤代休時間及び育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務に関する所要の規定を追加したものでございます。

このほか、第10条ほかの規定につきましては、関連条項の改正による字句等の改正となっております。

なお、附則におきましては、第1条につきましては、本条改正の施行期日を平成23年1月1日から施行するとしたものでございまして、第2条につきましては、経過措置を規定したものでございます。

次に、18ページでございます。

議案第261号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する

条例の制定につきましては、職員団体の前議案同様でございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の改正に関連しての所要の字句等の改正でございます。19ページに記載の第2条第2号に超勤代休時間を加え、また第3号といたしまして、年次有給休暇及び休職の期間を加えたものでございます。

附則におきましては、本改正条例の施行日を平成23年1月1日から施行するとしたものでございます。

以上、一括上程されました4議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより4件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第258号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第259号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第260号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第261号 職員団体のための職員の行為制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第262号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第13、議案第262号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第262号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第262号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、第1期目の6月において現行より1つ引き下げ、事務の負担の解消と同月内の納税の平準化を図ることを目的に、納期の改正をするものであります。詳細につきましては21ページをごらんいただきたいと思います。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

鏡石町国民健康保険税条例（昭和33年鏡石町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中、第1期6月1日から同月30日までから第8期翌年1月1日から同月末

日までと、第1期7月1日から同月31日までから第8期翌年2月1日から同月末日までに改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものといたします。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第262号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第263号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第14、議案第263号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第263号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、前議案の国民健康保険税条例の一部改正と同じく、事務の煩雑解消と

納税の平準化を図る目的で納期の改正を行うものであります。

内容につきましては、23ページでございます。

鏡石町介護保険条例（平成12年鏡石町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中、第1期6月1日から同月30日までから第8期1月1日から同月31日までを、第1期7月1日から同月31日までから第8期翌年2月1日から同月末日までに改めるものであります。

なお、附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第263号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第264号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第15、議案第264号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第264号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第264号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第4条第2項中「居住する」を「居住又は勤務する」に改めるものであり、勤務地消防団を拡幅したい考え方から、今回の提案をするものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を平成23年1月1日からとするものでございます。

以上、提案のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） 昼食の時間となっておりますが、審議を継続いたします。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第264号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第265号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第16、議案第265号 南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第265号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

[産業課長 小貫忠男君 登壇]

○産業課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第265号 南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの工事請負変更契約につきましては、6月定例議会において議決いただきました工事請負契約の内容について変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものでありますが、その主な内容は、地盤において当初設計以上に土質が悪いことから、当初設計上の土壌改良等により工事費を増額するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、南町地区工場用地造成工事。

2、施工箇所、鏡石町南町地内。

3、変更請負金額、2億1,194万5,650円。

4、今回変更による増額、318万4,650円。

5、請負業者、福島県岩瀬郡鏡石町中町25番地。株式会社渡辺建設鏡石支店。支店長、常松時一。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第265号 南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（今泉文克君） 日程第17、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時08分

平成22年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成22年12月8日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷荘一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者兼 出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会	古川ますみ君		

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長  
局

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号より運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 円 谷 寛 君

○議長（今泉文克君） 初めに、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） おはようございます。

ただいまご指名をいただきました13番議員の円谷寛でございます。第15回定例会におきまして、最初の一般質問を務めさせていただきます。

私も一般質問は今回で93回目を数えました。歲月人を待たずと昔の人は申しましたが、まさにそのとおりでございまして、今年もあと20日余りで終わりとしております。「いろはにほへと ちりぬるを わかよたれそ つねならむ」といろは48文字の平仮名を同じ文字を2度と使わずにうたったいろは歌は日本文学の傑作だと私は思うんですけども、その歌に流れているのは世の無常観、つまり世の中というものは常に流れ、動いており、いつときも静止をしていないのだということがうかがえます。同じような思想があって、日本じゅうの中に深く根づいてきていたことが鴨長明の方丈記の冒頭の言葉ですね。「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」と表現してあったりですね、平家物語の冒頭の言葉であります「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり」などの中に、実によく引き継がれ今日に至っていると思います。その無常観をひととき強く感じさせる今年の師走の月でございます。

まず、世界の超大国アメリカでは、あれほどの熱気です、迎えられたオバマ大統領の人气が急降下をいたしてございまして、先日の中間選挙では大敗北をいたしました。それから恐らく政策の大幅な修正が加えられるだろうというふうに思います。我が国においても、3年前の参議院選挙で民主党が圧勝いたしまして、ねじれ国会というものをつくり出し、さら

に昨年の総選挙では政権交代を実現したばかりなのですけれども、今年の参議院選挙では敗北をいたしまして、またもやねじれ国会が現出をいたしました。

いずれの政権も未曾有と言われる経済危機の中で、それが背景になり、なかなか政策を思うように進まないということもある意味ありましようし、ただいま政権をとってもこの資本主義の火をもみ消すということは大変な状況だろうと思いますが、国民の期待が大きかっただけにそれが裏切られたときの失望感も大きく広がっていくんだなと思います。

しかし、政治の動き、変化を冷静に見詰めると、今まで実現できなかった子ども手当や、農家への戸別補償などが、先進ヨーロッパ諸国などではほとんど既に実施をされている政策等なのですけれども、日本ではなかなか実現できなかった。こういうものが曲がりなりにも実現をし、また先日発表されました政治資金収支報告書においても、戦後半世紀以上も続いた自民党の半永久政権のような中で築き上げられた政・官・財の癒着構造、それをつくる大きな源泉となった財界、大企業からの自民党への政治献金、これが地方の政治、さらには政権交代のために大幅に減ったということが報道されております。

ぜひこの流れを定着させるためにも、不十分なことの多い現在の民主党の政権ではありますけれども、余り短気を起こさず、少し長い目で見なければならぬのではないかとこのうふうに思うこのごろであります。

最近、私の身近な友人や知人や親戚、あるいは昔の仲間や同僚が亡くなって葬儀が相次いでおりますけれども、今月の4日に亡くなられました元総評議長の、またミスター日教組などと呼ばれた槇枝元文さんが亡くなっております。これほど時代の節目を感じさせるものはないかと。新聞の記事にも報じられておりましたが、槇枝さんは、労働運動を理解を始めたこの日本のその革新運動というものは非常に分散をしてまとまらない、こういうことを言ひまして、日本の民主主義と平和のために党派を超えてもっと広範に一緒にできないかということを探索をいたしまして、自主・平和・民主のための広範な国民連合というものを17年ほど前に結成をいたしました。そしてその代表を務められ、常にその集まりには参加をしておられました。講演会が終わった後の2次会するとき、私もひざを交えて話をしたり酒を酌み交わした経験がございます。労働運動の裏話などもおもしろく聞かせていただきました。歴史の総括の中で、もしを言っても無意味だという話もありますけれども、もし彼が労働のご指導をし、総評の議長であったその時代のような総評運動がもし今、現在にあったならば、日本の労働者の今日の格差、非正規・無権利労働者の大量発生はなかったのではないかとこのうふうに今も私は強く思っております。

今日、12月8日は、今から69年前にアメリカ海軍の一大基地でありました真珠湾を、日本は突如攻撃をいたしました。アメリカ、イギリスに対して宣戦布告をした日本。この歴史の日を忘れることなく、なぜ日本はあのような無謀な戦争に走っていったのか、その背景な

どについてやはりみんなで考える、そういう日ではないかというふうに思います。

さて、通告書に従い、質問をさせていただきます。

今回の私の質問通告書は今までと異なっています。それは、この私自身の考え方と、一部の議員の考え方と見解が違いまして、私は一問一答方式といっても、この大きな見出しの1つが1問だというふうに考えてきたんですけれども、論点整理を行うために小見出しをつけますと横やりが入りまして、何だ、1問じゃないかということは何回も言われました。しかし、そんなに細切れした場合は論点も立てることができませんし、余り建設的でもないというふうに思いましたが、私はそのためにこの小項目を省略をいたしました。という点で4点にわたって以下、質問をさせていただきます。

まず第1点は、高久田・一貫線からメガステージ、ヤマダ電機西側への道路整備を促進すべきではないかという点でございます。皆さんもご存じのとおりですね、この高久田・一貫線は須賀川部分の工事になりまして、行き詰まっております、あれだけのお金を投じてつくった道路が、鹿島神社西側の入り口には、バリケードといいますかさくが置かれまして通行禁止の札がかかっております。道路にも寿命がある。さらには維持管理費がかかっております。この道路を活用しないままどんどん老朽化させていくということはまさに町政のお金が有効に使われたと言えないことになってしまうのではないかと思います。

そして、その北側の部分の開通は1日も早く我々が努力をし、須賀川に協力を求めてやっていくしかないんですけれども、しかしですね、そのことを限定しながら、私は今、この一貫線からメガステージ西側への道路整備の促進をしていただきたいというふうに思うのであります。

私は先月この道路の先にですね、高架橋、陸橋がありますね、そこに大きな看板がかかっておりまして、ウルトラマン通りとかいう看板がかかっております。この道路をあそこにつながつているはずだと思って歩いてみました。そうしましたらば、このうっかりして入っていきますと、いきなり民家の庭先、裏庭に入ってしまうんですね。公道があっちへつながつていないということを初めて実感したわけでありまして。そしてここの住宅は、鏡石町の人の住宅、鏡石町の分になっているんですね。この道路の状況を見て、この農道といえども住宅の庭先に入ってまた出てというのが、構造が今どきあるのかというふうに私は非常に奇異に感じます。そして、他の道路はやはりこの高久田・一貫線がないとしても、つくらなければならない、整備しなければならない道路ではなかったのかということを実感してまいりました。その辺について、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の高久田・一貫線からメガステージ、ヤマダ電機西側に上る路線を整備すべきではないかについてお答えします。

町道高久田・一貫線から国道118号線を結ぶ路線は、広域道路として須賀川市と懸案事項として共通案件になってございます。道路を担当する須賀川市の道路河川課と協議をしているところでございます。現在までの状況につきましては、当初の予定の路線で計画していると聞いております。今回のご質問での須賀川市の計画路線を切りかえて、一貫線との交差点に変更という内容と思いますが、そちらにつきましても行政区分が須賀川市でございます。道路管理も須賀川市となります。したがって提案いただいた内容につきましては、須賀川市の道路河川課と協議の中で確認していきたいと思っております。しかしながら現時点では、当初計画路線で対応していくということをございまして、もうしばらく時間がかかると思われます。どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 須賀川の部分だとそういうことなんですけれども、私が申し上げました道路が前を通ってしまうといった民家は、鏡石のほうですね。鏡石の部分は全くないんですか。この周辺では。稲部さんのうちの住所は鏡石になっているんですね。でも、その周辺は全部須賀川になっていますね、鏡石ではないの。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷君。

○都市建設課長（圓谷信行君） ご質問の稲部さん宅、その周辺につきましては共同となっております。民家の前というご質問でございしますが、町道は農道として周辺を一周する形で須賀川市まで続いておりますので、通れる可能なような状態になっています。

以上です。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） だとしますとですね、さっき言ったいわゆるその道路が非常に脆弱といえますか、不親切な道路なわけですね。ちょっと車大事にしている人は入っていけないような状態の道路なんです。やはり農道としてね、出ていない人は単なる林道としてではなくて、農道としてもう少し整備をすべきではないか、それを町民が勝手にですね、メガステージなどへ買物に利用するのは自由でございますから、その辺は考えなければならないんじゃないんですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） ご質問になったその共同地区としては、まずあの最初に一貫線のと、一貫線として須賀川市と連絡をとりあえず、密にして、高久田・一貫線が一層この距離を早めるというのが第1条件になってございます。こちらを第1にしたいと考えております。

次に、その周辺の農道につきましては、安全・安心の面から整備をする必要があろうかと思っておりますが、そうしてしまいますと、一貫線の効果がなくなってしまいます。そういう点でございますが、なるべく地権者との合意を図って、財政事情を勘案しながら、進めない訳にはいかないの、一貫線を中心に考えていきたいと思っております。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 今の、そこをつくってしまうと一貫線の越境ができなくなってしまうということは、それはないんだろうと思えますね。ですから、ぜひ並行してつくるように、努力を要望したいというふうに思います。

2点目は二小の通学路の整備についてでございますが、いわゆる二小の通学路は特に、二小付近の通学路が非常に狭くて、未整備な状況にあるんですね。大変、子供たちの安全のためには、それは速やかな整備が望まれるんじゃないかというふうに思うんですね。私はその二小の西側の道路を拡張するときにも議員をやっております、当時の建設課長と激しくやり合った記憶があります。あの道路には民家がございます、旧県道の前に1軒とそれから二小の入り口に1軒の民家がありまして、歩道をつくるには住居の移転が必要だという見解がございましたので、私はあの道路をそっくり西側に持っていけば、民家をいじらなくてもですね、歩道の道路ができるんじゃないかということで、当時の建設課長と渡り合った記憶があるんですね。でも、何か道路は右に復原したら左に曲らないとかいう、拘束があるのかなんとかということで、あの道路がつくられまして、特に二小の中心の学校の側に寄った歩道が非常に狭いんですね。そして西側には広い歩道をとってあるんですけども、この歩道をよく見ますとですね、牧場通りのほうから入った場合、おせりの碑がありますね、あそこまではずっと東側にだけ歩道があって、西側にはないんです。ですからその狭い道路に至ったときには西側に渡って、道路を横断をして西側に渡った、それで今の学校の方に行ったら東側にこなくてはならない。二重に道路を横断しないと、学校に来れないというような状態なのですね。ですから、これは速やかに改善していただけないか。特に二小入り口の民家は新しく建築をされまして、引っ込んだようでございますので、あのまま樹木の伐採をすれば歩道も広くなるのではないか思うんですよね。そういう努力をしてですね、安全な通学路

を確保していただきたいというふうに思うんですけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を認めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） ただいまの二小通学路の整備についてでございますが、二小付近の通学路が未整備になっていて、安全上整備が望まれるということでございます。これにつきましては、現在第二小学校で指定している通学路の路線について、教育委員会に確認したところ、約11キロメートルほどございます。その路線については歩道のあるところと歩道のないところがあります。現路線については舗装が完了しているなど、ある程度の整備済みと認識をしているところでございます。また、道路の維持・点検など安全性の確保につきましては、鋭意管理に努めているところでございます。なお、安全、安心の面から道路改良整備の必要性等についてパトロール等も強化しながら点検、確認をしていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 今の答弁でございますけれども、前には、室井さんの住宅があって、住宅の移転を昔建設課長に要望したところ、その方は今子供の教育にお金がかかるので、とのことだったのです。そうすると今度は、住宅を新しくしてうちをつくれたわけですから、その前段の条件が大幅に緩和されたというふうに思うんですけれども、あの二小の入り口、牧場のほうから行った場合のその北側ですね、二小の入り口から北側のその道路をですね、拡幅するという考えはないのですか。

○議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 最初の件ですが、その歩道整備地区間においては、事業の推進上、歩道幅員が移転整備されていない所がございます。これらは、歩道整備執行当時からのものでございまして、移転補償、それから建設資金に係る合意の中で、こういうものはそのままの形で現在に至っているところでございます。安全・安心の面から、この拡幅計画には現在も計画中でございます。今後地権者との合意形成を図りながら、財政状況を勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 二小の子供たちが、西側に行ったり東側に行ったり何回もこの道路を横切らないと困るような歩道はないように速やかに改善してください。まして何回も申し

ましたが、その民家は新築移転されていますので、私もよく見たらば、あの生け垣ですね、生け垣を伐採すれば十分歩道は確保はできると思いますので、これからその辺の取り組みをお願い申し上げます。

3点目は、農家への戸別補償制度ですね。この参加者はどのぐらいなのか、また、この参加をふやすために町の取り組みについて明らかにしていただきたいということを申し上げました。と申しますのは、私もこれは真剣に考えています。種もみなども災害などを考えたときによい、そういう種類の種もみを取り寄せました。災害でもつくのとかというふうに思ったんですね。そうしたらば、申請に当たってですね、畜産農家と契約をしないのは認められない、こう言うのです。私は農協の総代を務めていますので、総代の組合長などに言ったんですね。農家がそういうことを、自分の力でできるんだったらば、米作りの労働報酬、去年の計算では時間当たり150円にしかなくなってないんですね。こういう仕事やっていると。商いをやって、商売をやって、お金もうけしてるぞと私は農協の組合長に言ったんですけども、本当に無理に農家に多大な世話をかけ過ぎていて、なかなかこの戸別補償を受け取るような状況にはない。この果樹も田に植え替してみたんけれども、それを申請したら栽培日誌を持ってこいと。しかし、この栽培日誌とは、どういう項目、何と何を記入して持ってくるのかと聞いても、農協はわからない、農政事務所に聞いてください、こういう状態ですね。こういうことがこの戸別補償などの参加を狭めている、やはりこれは行政も農協も大きな怠慢じゃないかと思うんですね。もう少し農家の側に立って、親身になってですね、例えば栽培日誌を出せというならば、その様式を農家に渡す、そういうようなことまでやらないとこれはそんなにもたない、そしてなかなかその参加者もふえない、そういうことを言っても米はますます過剰になるということが繰り返されるわけでございますね。ですから、もう少し町のあるいは農協の、東北農政局に聞いてくれなんていう話では、ちょっと余りにもですね、これは農家のやる意欲を失わせるということだと思いますので、この辺をもう少しきちんとできないかということを質問をしたいわけでありませう。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

今年から導入されました戸別所得補償制度の加入申請の状況でありますけれども、管内3市町村全体で941名、率にしまして17.6%の加入率ということでございます。本町におきましては、82名ということで、率にして13.1%の加入状況となっております。それで、戸別所得補償制度の参加の促進ということでございますけれども、それについては主食用米の需給と価格安定を図るためにも、過剰作付の解消に向けた取り組みが引き続き必要であることから、国や関係団体と連絡を結びまして、加入促進をやってまいりたいと、こう思います。

そのためにですね、新規需要米である飼料用米、加工用米、あるいは米粉用米、そして国のWCSでは生産調整達成にとって重要な取り組みでありますので、これも先ほど議員さんが言われましたように、こういったことについての技術指導、さらには販路も含めて、国や県、あるいは農協に対しての要望、政策、さらには話し合い、独自の支援策なども含めて今後とも検討してまいりたいというふうに思いますのでご了承をお願いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番（円谷 寛君） まあ、もう1カ所ありますね、その点はわかったんですけども、13.1%、非常に残念でございますね。政府がですね、ばらまきなどと批判をされながら導入をされたこの戸別所得補償が、1割ちょっとしか参加者がいないということは非常に残念であります。内訳を見ますと、私どもの成田地域などにおいては以前からWCSですか、稲を大量収穫して草の管理を行なうそういうものが多いわけでございます。そういう人達を除いてしまうと、また、本当に数字が少なくなる。農家は本当に、WCSとかえさ米を売れば、もっともっとたくさんの農家がこの申し込みに参加をできるのですね。でも、町内の畜産農家は限られておりますし、このWCSに至っては刈り取り機械が能力がないということで、これ以上は無理だというふうなことが言われています。そういう中で参加者が、やりたくてもできないという状態にあるんですね。こういうことが米の過剰生産をもたして、超低廉化。本当に私もまあ、4ヘクタールの田んぼをつくっていますけれども、本当に採算が合わないのですね。赤字続き。完全にまじめに計算して、減価償却費などを計算すれば完全に赤字になってしまうのが今の米づくりでございますから、何かいいものがあればですね、そういうものを転作したいという思いは持っていますけれども、未會有の地のような、あるいは排水の悪いところですけども、こういうところに作物をつくってもほとんどうまくいかないのです。だから、そういうえさ米とかですね、さらにはWCSなどをもっとつくれるようであれば私は、田んぼ全部をつくってもいいなというふうに思うんですけども、それが受け入れられない。そういう中でこういう加入者が少なくなっている状況でございますので、その辺は何かもう少しメスを入れるような手法を町当局のほうにもしてもらいたいです。もちろん農協に対してもですね、そういうことは私も総代をやっていますので、申し上げてきましたし、これからも申し上げたいと思うけれども、町当局に聞きたいんです。もう少しその辺について何か考えがないかということをごひ、産業課長あたりから聞いておきたいと思っております。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまご質問等あったとおり、大変あの、私どももですね、この

13.1%という加入実績は、大変非常に残念に思っております。またこの意味については、どうしてもこの鏡石町については、水田の面積が施行率につきましては他町村より多いというそういった部分で、なかなか転作率が上がらないということが一つの大きな要因かなというふうに思っています。そういう中で、どうしてもそれに対するような稲のそういったWCSとか、雇用格差、そういった部分で米と同じような生産、こういった部分についてこれから、やはりあの、若い人が集まる、そういう中で、先ほどお話しがありましたように、契約をするという、そういった部分になかなか農家の方は直接契約とかできないということでもありますので、それについては農協とか、もちろん町も含めて積極的にそうした件についての運営について、農家にかわってやっていくということも大切であろうと私も感じております。そういう中で、これから農協と一緒に協力しながら対策を講じていきたいというように考えております。さらに、運営ばかりでなくて、販路についてもですね、これからどうやるか等も含めて積極的に対応してまいりたいという考えです。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ぜひですね、これはまたこれからもおそらくだぶりますから、米の過乗を何とかしてですね、これは組んでいかないと、農家は今の状態ではなかなかやっていけないような状態に聞いておりますので、その農家経営をこれからも続けられるように、やはり農協なんかなにも働きかけてですね、町当局の周知をお願いしたいと思うんですけども、例えば、そのWCSは多くの需要があるというならば、今言っているのは、機械の能力をいうのであれば、町にやはりですね、もう1台ぐらいWCSの機械を購入するくらいのことはやってもいいのではないかというふうに私は考えるんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） これにつきましても、その需要の関係でもっともっとふえると、そういうことであれば、当然、そういったことについて対応する必要があるだろうということです。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 産業課長ね、細かい点でまあ農業委員会もありますけれども、お尋ねをしたいのは、今のところですね、この参加者が非常に少ないと、戸別補償がね、これを広げるために、一体何が必要だというふうに考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまの13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これもですね、戸別所得補償制度関係の加入者をふやしていくためには、やはり当地方、先ほど13番議員がおっしゃったように、なかなか畑作関係としては、水田の排水が悪い状況から難しいのかなど。昭和40年代からの転作ですけれども、政策を進めてまいりましたけれども、それから国のほうは麦・大豆の振興をずっとこう図ってきた。ところが、全国的に定着していない、当然当地方でも定着しないということは、それらの作物が当地方の土壌とかいろいろな部分で合っていないだろうというふうに思われます。そういうことからですね、当地方の水田を水田として利用しながら転作に貢献をするというふうな形で推進をしていったほうがいいのではないかと考えております。そのために21年からWCSへの取り組みを考えるのが一番の取り組みであるという状況もあります。ただ、WCSについては、農家のほうでそのWCSを使うというところがなければ、契約としては成り立ちません。現在のところ、鏡石町の酪農家のほうとしてはですね、現在のところ19.4ヘクタールの実施をしておりますが、大体需要が目いっぱいという状況でございます。そういう関係もございまして、大きいこうエリア、県中管内の郡山、さらには石川地方というのが酪農が盛んなところであるということもございまして、そちらのほうに今需要がないか照会をしているという状況がございまして、それらが整えば、さらに面積の拡大が望めるというようです。さらにWCS以外の飼料用米、加工用米、米粉関係でございまして、これらについてはいわゆる取引先がない、使えるところがないというのが一番困っている状況であります。これらについてはですね、今年度、この制度ができてから、国の関係機関のほうに、そういうふうに強い要望をしているところであります。国のほうも自給率、現在カロリーベースで40%ぐらいというふうな数字が出ておりますが、いずれは50%ぐらいまで伸ばしていくというふうな意向もございまして、何にしてもですね、この飼料用米や加工用米、米粉等の販路、売り先を確保していきたいというような考えでございまして。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） そこをぜひですね、ご検討をお願いしたいのですけれども、さらにですね、新しい作物ですね、新規の作物というものもさらに求めていく必要がある。私は今、そういう二、三年前から、船引あるいは県南の表郷とかなんかでですね、マコモダケというのが大変注目をされているということをNHKとかあるいは新聞記事などで見ましたので、船引まで行ってマコモダケの苗を譲ってもらってきて、植えているんですね。そして船引の苗をいただいた人が、電話をくれたのです。そうしたらこれは、缶詰なんですと言ってきたのですけれども、非常に市場に出そうとしたらば、供給、量が少なくて扱えないというよ

うなことを言われたんだというようなことです。ですから、この新しい作物、転作作物をやはりこれらいろいろ考えていかないと。マコモダケというのはマコモですから。これがたまたま木になると、キノコのようなものが、わきに芽が出てくるのですね。栄養化は非常にカロリーが低くていろいろなビタミン、ミネラルなどが含まれて、大変ヘルシーな作物だということなんですけれども、そういうものをもう少し市場の調査などをいたしまして、広めるよう、そういう努力もやはり必要なのかなというふうに思うんですね。農家の力ではなかなか大変で、農協なんかでもですね、そういう策をね、ぜひ模索をしていただきたい。これは要望です。

4点目は、消防団員の確保対策についてです。

昨日の議会でも、当町以外の勤務地消防という構想で条例の改正が行われましたが、依然として消防団員の確保は難しくなっている、先日も成田で火事があったんですけれども、なかなかですね、これは大変ですね。団員が皆勤めているということで、集まるということが大変というところなので、もう少しですね、やはり消防団員を確保するために非常に思い切ったことをやっていかないと、まあ、初期火災は、常備消防ですね。対応できるのかと思うのですけれども、大災害のときなどですね、災害のときなどについてはぜひ非常備消防の力をかりないとできないわけですから、団員の確保ということに町は一生懸命努力をしていかななくてはならないのではないかと。ここに書きましたのは、いわゆる勤めている人が火事がおきたからといって出動できることはちょっと考えられないものですから、そういう団員が非常に多くなっていますから、もう少しですね、OBの自営業者、そういう者も団員として入ってもらってですね、町でどういうふうにするのか、予備自衛隊じゃなくて予備消防団員みたいな形にすればいいのかどうなのか、そういう人たちにも入ってもらってですね、最終的にはやはり地元のそういう人たちが、もう少し協力してもらえようような制度の改正も必要なのではないか。さらにもう一つはやはり待遇ですね。もう少し、常備消防のほうにばかりお金がかかっていて、非常備消防の予算は大変少ないですね。でも、やはり非常備消防も重要な役割になっているようですから、もう少し待遇を改善してですね、分団の話など聞きますと、消防団の掛かりに団員の手当額も皆とられてしまうようなそういう不満も聞かれますね。ですから消防団の運営は運営としてやって、その手当額は完全に団員のところに行くような、そういう対応も必要なのではないかなというような感じで、その辺についていま一度当局の見解を伺います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

13番議員のご質問にお答えを申し上げます。

消防団員の確保対策でございますが、全国的にも地域を守るための担い手として欠かせない消防団員を確保することが困難な状況が続いておりまして、消防団員が減少している状況でございます。当町におきましても、消防団団員の勧誘活動、また、行政区のご協力をいただきながら勧誘活動を進めている状況にありますが、団員の確保には苦勞している状況でございます。

ただいまご質問にありましたとおり、社会環境、労働環境が変化する中、若者の就労形態も大きくさま変わりし、消防団活動にも大きく影響が出ております。そのような中でこれまでどおり団員を確保していくことは困難でありますので、ただいまございました円谷議員のご意見もありますが、OB団員の活用などあらゆる人材の活用を検討する必要があると考えてございます。しかしながら、消防団の活動には災害活動を初め、訓練、行事、分団活動など多岐にわたりますので、いわゆる活動できる場面の設定がどのようなことがあるのか、また、現団員との連携などを含めまして、今後検討、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

またさらに、消防団員の待遇改善でございますが、加入をいただきました団員が誇りを持って活動できるようにするために、魅力ある消防団の待遇を今後改善してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でお答えといたします。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 全国的な問題でありますから、ぜひ考えていただきたいんですけども、もう一つ私も前々から言っていますように、消防ポンプ車というのは大変高いですね。どんどん改良されているからでしょうけれども、1回買うごとに大きい値段がはね上がりそれびっくりしているのですけれども、こういう貴重な消防ポンプ車を買ってですね、しかし、実際火事になってもなかなか人がいないというんではちょっと残念と思いますので、これからは分団の統廃合などをやはりやる必要があるのではないかと。昔は屯所まで駆け足で行ったかもしれないけれども、今はみんな自動車で行くですね。ですから幾つかまとめても機能できるんじゃないか。そして行政区単位ではないところは既に駅前の4つの行政区でひとつの消防分団を維持しているのですから、ぜひそういうものをもう少しですね、再編をしながら実際にあまり機能をしないような消防車とか簡易ポンプ車を置くにしても何か、活用できないのではとても無駄遣いになってしまうと思いますので、ぜひ統廃合、こういうものも本当はやはりきちんとしていく必要があるのではないかとと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまご質問ありました消防団の団員の統廃合でございますが、ご承知のとおり、本町には9の分団がございます。定数につきましては、208名の定数を持ってございまして、今現在の現有団員は178名というような状態でございます。そういった中で、消防団の分団の統廃合につきましても、いわゆる定数を満たしてない分団がほとんどではございますが、その中で消防分団のあり方といたしましては、いわゆる火災の消火のみならず、いわゆる自然災害、地震等の広範囲にわたる自然災害等への消防団のいわゆる活動現場というのは非常に多岐にわたってございまして、地域に根差した活動をするためには、きめ細かな分団が必要となってくるというようなことが一つあります。ただいま事例といたしまして、駅前分団が出てきましたけれども、駅前分団は、消防の歴史の中で4つの行政区に分かれる前には鏡石区という1つでございました。このような歴史の中で1つの分団にあるというふうに思いますけれども、そういう中では今後、今、行財政改革の中でも統廃合のメニューもございまして、そういった中でそちらが可能なものなのか、いわゆる統合してスケールが大きくなった場合でも、住民に対するサービスは減少してこないのかどうかというようなことも検討してもらわないと、一概に大きくなったらいいいという問題でもないのかという部分もありますので、今後検討させていただければというふうに思います。

以上で答弁いたします。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 総務課長の言っていることはわかるんですけども、いわゆる災害復旧の場合、きめ細かいと申しますけれども、やはり場合がね、成田分団などは私が見てきているなかでは非常に優秀な分団だったと思うんですね。そういうようなところたくさんあります。何しろ集まりが悪いからなのかどうか、我々も招待されていましたが今はなくなってしましまして非常に寂しい集まりかたなのです。聞いていると、だれもいないので無理やり集めるんですね。名前だけでもと最後言ってしまいうらしいんですよ。そうすると、出てこないからどうしたんだと言うと、「何だと。入るときに名前だけでもいいと言ったじゃないか」なんて聞き直るといいますよ。こういう団員ばかりになってしまうのは、残った分もだんだんやる気がなくなるんですね。自分たちだけ何でこんなにね、いろいろ私生活を犠牲にしてやらなくてはならないのかなというのが蔓延してしまうと、大変だと思うんですね。ですからやはり、実際に動けるような、そういう団員を採っていくということが大事だと思いますので、この辺についてはこれからこういった、やはり抜本的に今までのやり方では行き詰まってきているわけですから、抜本的な対策というものを模索をしていく必要があるのではないかと、それがもう一つはやはり分団の統廃合、例えば豊郷は私も非常に近くでござい

ますから、見ておりますと、絶対数がいないんですね。入ってくれないんじゃないなくて、入るべき対象の若い人がもう絶対的にいないんですね。ですからそういうところがいつまでもね、調整区域ですからうちもできないという状況の中で、ふえる見込みもなかなかね、人が少ないということできないということでございますので、やはり統廃合、これはぜひですね、これから検討すべき課題ではないかということも思うのですけれども、もしよかったらその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまご質問にありました件につきましてご答弁を申し上げます。

ただいまご質問の中で、成田第5分団になりますが、成田のケースをお話しされましたけれども、ご承知のとおり成田は本町におきましても35名という定数を持ってございます。この定数につきましては、なぜ35名かといいますと、成田については阿武隈川をかかえてございまして、水防の関係もございましての定数だということをご理解いただければと思っています。その中で、いわゆる消防団の活動の、先ほどおっしゃいましたように火災だけでなく水防もありというようなことでの活動でございしますが、今、お話のありましたとおり、抜本的な改革というようなことで、県においても消防団の団員の確保の中では、いわゆる勤務地の消防団員の確保ということで、昨日議決いただきましたけれども、そういった中、それからそれぞれの職業を持った方でも消防団になれるような形の協力をさせていただくことを一つのルールとして打ち出してもおりますので、今後ですけれども、町といたしましてもそちらの団員の確保につきましては、消防団の事務局を仰せつかっています総務課のほうでも、また、行政区の区長さんにも本当に多大なるご協力をいただいておりますので、そういう中で対象がないということではまさに少子化の中で新たにこちらのほうにお住まいになる方も非常に年々少なくなっている状況もございまして、そういう社会背景の中で消防団員を確保するにはどうしたらいいのか、今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） ぜひ、その点をご検討いただきたいと思うんですけれども、もう一つ私が最後に申し上げました、待遇改善についてでございますが、これは町の財政がね、大変厳しい中で、非常に言う方も気にしているんでございますけれども、例えばですね、消防団員の手当が分団の維持費にですね、必要だからといって直接当たらないなどということではちょっと困るので、やはり分団の維持費とこれは切り離してやるような指導もぜひしてい

ただいでですね、安い報酬ですけれども、少しは団員の手に渡るようなそういう指導も町のほうですべきじゃないか、さらに分団の維持費については極力町のほうで、ほとんどは地元住民の寄附などで賄うという、うちのほうも1戸3,000円ですね。消防団の寄附を班に入っていない人も含めていただいているのですけれども、ぜひそういう分団の維持費のために団員の手当が消えてしまうようなことがないようなご指導をお願いしたいですが、それに対応する考えを伺います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまご質問にありました待遇の改善でございますけれども、いわゆる消防団員の報酬、手当の関係につきましては管内の状況も把握してございますが、本町におきますその点については、低い状況ではないということでご理解いただければなと思います。あと、待遇の中身につきましては、各分団運営の中で行っているところでございます。今ご質問にあった分団につきましては、十分お聞きしておりますので、そちらについては各分団のほうにもお話があったということをお報告させていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） わかりました。ぜひその辺をやっていただきたいと思います。町の財政が大変厳しい中ですね、やはりこの確保しなければならないのが多い中でございますけれども、やはり我々の安全・安心のために消防団というものをきちんと確保していただくということは、自治体において大変重要なことだと思いますので、若干の財政への負担も含めて、これから十分なお配慮をいただきたいということをお願い申し上げまして私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 根 本 重 郎 君

○議長（今泉文克君） 次に、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） おはようございます。1番の根本重郎です。

私の質問は2点ほど、町長の政治姿勢と大きな見出しのいじめについてやりますけれども、最初は、TPPの問題についてでありますけれども、その前に、国のほうではいろいろと揺

れ動いております、菅総理が決定をされた後に、みずから方向を目指してもなかなか閣議決定された中でも、閣僚のほうから「いや、もう少し待ったほうがいいのではないか」とか反対とか、いろいろと揺れ動いているというのが現状であるというふうにも思っております。その中で、経済産業省と農林水産省の見解がかなりずれておりますので、やはり国民のほうでもどうなのかなど、結局はこれはやるのではないかと思っておりますので、少し新聞記事なんですけれども、少し読みたいと思います。

政府は、貿易や投資の自由化を目指す環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPを未然に国内経済への影響の試算を公開した。TPPへの参加によって、内閣府は実質国内総生産GDPの最大約0.65%、3.2兆円の押し上げ効果があるとする一方、農林水産省は関税撤廃などで農業に打撃を与え、約1.6%、7.9兆円実質GDPを押し下げると主張。逆に経済産業省は、参加をめぐる輸出が伸びず、平成32年に約1.53%、10.5兆円マイナスが出るなど、TPPについても政府内の足並みの乱れが浮き彫りになっている。農林水産省の試算は全世界を対象に関税を撤廃した場合、国内農業のほか関連産業にも影響を受けることを前提にした米国やオーストラリアなど、主要な農産物輸出国が参加するTPPに入った場合も、ほぼ同水準とは言っている。それに対し、経済産業省はTPPに参加せず、欧州連合やその他の自由貿易協定締結に動かないと、基幹産業の自動車や電気機械の輸出が苦慮すること主張、雇用も81万2,000人減るとしている。民主党が、政府自体がいろいろと乱れていますけれども、その間において福島民報社での県内市町村のアンケートで賛成の意見を本町長はしておりますが、その理由はどのようなもの、また、町民に対しても説明する責任があると思うが、どのように考えるかお伺いをいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） TPPの件でありますけれども、これにつきましては、福島民報に59の市町村の中で参加に賛成だということで、鏡石町と西郷村長が丸をしたということでございます。これにつきましては、現在のいわゆる農業行政のままTPPへの参加について賛成したわけではありません。それは国において、農業改革や農業政策などが行われ、農業振興が図られる条件が整うことが前提での参加だということであります。質問の内容を申し上げますと、3つほど質問がございました。1つ目は、TPPへの参加の賛否とその理由を教えてくださいということであります。ここには賛成と丸をつけました。理由につきましては、新聞に記載されているとおり、国益からすればやむを得ないと思われるということであります。

2点目、TPPの参加判断を先送りし、当面は農業改革を進めるとする政府方針をどう考えますか、理由を教えてくださいということであります。ここには、先送りして検討すると

ということについては、評価をするということに丸をつけました。その理由については、当然の判断である、T P Pに直入るのではなく農業改革をする、そういった方針でやるということについての評価と、そしてそれは当然の判断だということです。

3つ目ですが、T P Pに日本が参加し関税を撤廃した場合、管内ではどのような影響を与えたとお考えになりますかという質問に対しては、農業に大きな打撃を与えることになるということでもあります。ですから、私はこの③の、農業に大きな打撃を与えるということから、そのT P P参加についてはやはり先送りをして、農業対策をしっかりとやると、そういう中でこの参加をして、いわゆる農業もよくなり、経済もよくなる、そういうことでの今回の判断です。そういうことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、町民への説明についてでありますけれども、これについては今後の農業振興に努めるということでご理解いただければと私は思っております。なお、参考までに、先月の30日ですか、農業再生本部が初会合があったということでもあります。その中で、今期とは違う食と農林漁業の再生実現会議も新設されたようです。その中で、いわゆるこのコメントの新聞の記事でありますけれども、輸出に有利となる貿易自由化は経済界には歓迎だが、理事会委員の1人、いわゆる、これは伊藤忠商事の会長さんがお話しされたコメントでありますけれども、やはり農業界と対決するのではなく、みんなが農業をサポートする構造をつくってきた、こういう指摘をしております。まさに私はここだと思っております。この今回のT P Pを機会に、農業をしっかりと国が守る、そして農業はこのいわゆるG D Pに占める割合は25%と言われておりますけれども、このそういうこだわり方ではなくて、農業についてはこの国土保全、環境も含めて大切なんだということでもあります。ですから、そういうことも含めてしっかりと政府がやっていくと。そういう中でT P Pについての参加については判断すると。そして農業もいわゆるよくなる、そして、経済もよくなる、私はそういう願ひを込めて今回の新聞の結果ということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 町民の方々というのは、やはり新聞報道のこの記事でしかわからないと思ひます。今、内側をいろいろと聞いたから、実際その中身はこのようなことがいっぱいあるんだという説明はこれはわかりますけれども、一般町民の方はやはりこのアンケートの結果しか見ていないので、そうすると確かに理由とすれば出ているのは、国益からすればやむを得ないと思われるというふうな賛成の理由しか載ってない。これでは、やっぱり町長が町民に対しての細かい説明にはならないというふうに思ひます。だから、何らかの形で説明はするというようなことはあったんですけども、今説明があったように、例えば広報の一部を使ってもいいと思ひます。広報の一部を使って、私はこういうような意味を含めて

T P Pに、参加の方向のアンケートに賛成したと。そうでないと、やはりこのままではわからない。我が町は県内で一、二を誇る農業所得の高い地域でありますので、その自体を見捨てるのかというふうな意見も出ないとは思いません。

そこで、須賀川でT P Pに参加した場合の市の対応というのを一般質問の中で出たみたいなので、これによると、須賀川ですけれども、T P P関係に参加して関税が撤廃された場合の同市水稻への影響を質問した。それに対して、関係部長は市の基幹産業である水稻は、過日、農林水産省が国全体を試算した減少率から勘案すると、米の生産額は9割は減少するという結果が出ている。須賀川市は平成18年の産米で試算した場合将来生産総額は59億5,000万円であり、9割減少させると約54億円の影響を受けることになるというふうなことが須賀川では言われていますけれども、鏡石の場合、こういうふうな試算というのをしたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（今泉文克君） 執行に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この件に対して試算をしたかということについては、担当課の中ではしてございません。ただ、きょうの新聞に須賀川市の件が議員がおっしゃったとおりに載っておりまして。須賀川が9割であれば鏡石としても9割だろうというふうに思っております。ただそういう中で私が申し上げましたのは、そういったいわゆる何もしないでこのようにした場合は影響があるという理解はありますので、それについては十分しっかりとその対応をしていただきたいというコメントでありますので、ご了承願います。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） T P Pの場合は先ほど言いましたように農業関係とやはり生産、要するに米を作る。そういうやはり相反する面があるわけでありましてけれども、やはり市町村長は町を、あるいは市を考えて、その町民の幸せを引っ張っていくのがトップリーダーでありますので、確かにアンケートがでたから、マル・バツあるいは三角というのがありますけど、ああいうような答えを即出すのではなくて、こういうふうに例えば、今言った場合に、その町の産業あるいは農業にどういうふうな影響が出てくるのかということは、やはり事前に、当然各課との打ち合わせ、あるいは何回でもある程度の意見交換というのをやった中で賛否をするというふうなことも必要ではないかと。

そのようなものも特例でありますので、強力なリーダーシップというものは確かに必要であるというふうにも思っておりますけれども、やはり町民全体の幸せとか、それを考えた場合にはやはり総合的な判断というのは当然必要である。そういったことをやはりこのアンケートの賛否を、賛成という形を出したのはやはりちょっと早いというか、問われたらそれは

逃げるという意味ではないけれども、マル・バツじゃなくて、三角にしておいて、あるいはその後いろいろな事前の協議をやって、本当に参加した場合どうなるのか、参加しない場合にはどうなのかといったことは、やはり国レベルでは国のほうでやればいいわけでありましてけれども、町の場合は町レベルで当然いろんな担当課との話とか、アンケートの話なども当然すべきと思うんですけれども、例えばもしこれからこういうふうなアンケート等が出た場合に、どういうふうな判断を持ってくるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私はですね、今回のT P Pの分析は、そういつて私自身がいろんな中でマルを付けたわけです。これについては先ほども申し上げましたように、いわゆる農業もよくなっていたきたい、そしてその経済もですね、しっかりとしてよくなっていたきたいという、そういう願いを込めて私は丸をつけました。ですから、今議員さんが言われたように、本来は三角にすれば、賛成なんだか反対なんだかわからないようにしておくということも一つの意見かもしれませんが、私は、職員もですね、今回給与を下げました。当然これは今の経済がこういう状態だからということでもあります。ですから、このT P Pに参加しようとしまいと、いわゆるこの農業も農業就業人口が減ってしまう、高齢化が進む、農地は荒れ放題、そういう状況をこれからしっかりとこの機会にですね、国は考える必要があるんだと私はそう思ったからです。そして、なおかつこの経済もよくなっていたきたいと、そういう強い強い願いを込めて今回はやったということでもありますので、次回こういった質問に対しましては、議員さんのそういうことも含めて、一部とりながら対応したいかなという考えであります。

以上です。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、2番の同じT P P関連ですけれども、県市長会のほうでは国に慎重な意見を求めているというふうな動きがあるそうでもあります。また県のほうにもそういうような動きがあるようでもありますけれども、町村会ではどのような動きになっているのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、福島県町村会としてのこのT P Pについての分析は反対の立場であります。全国的には、今月の1日に開催されました全国町村長大会においても、T P Pに関する特別決議がなされました。農山村、漁村のみなら

ず我が国の将来に深刻な影響を及ぼすとし、TPP反対を明確に表現すると決議されました。私もこれはこれで拍手をしてまいりました。

以上です。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 市町会と同じように、町村会のほうでも慎重な意見というか反対かというふうな、意見を求めて国に働きかけるということでありますけれども、先ほど言われておるように、町長はこれも個人として意見はあるけれども、団体として意見を出すとなれば、行動を共にするというふうに理解していいわけですか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） これは県の町村会の一員でありますし、全国大会もそんなことで参加をした、これは当然の話、今ご質問があったように当然の話であります。あと、参考までに、全国町村会大会の決議の中で2つほどあるんですが、1つについては、TPPは物、人、サービスに関する関税や非課税税率をすべて撤廃するこれまでにない合意協定であるため、地域経済、社会にはかり知れない打撃を与えることは自明である。政府の説明は、TPPの貿易効果のみに目を向け、国民生活や雇用、さらには国土保全、水源涵養といった農山漁村が果たす広域的機能への影響を無視しており、国民の不安は強まるばかりですということを行っている。ですから私はこういったことについてしっかりと国がやっていただくということが1つであります。

2つ目には、政府は来年6月までに農業改革の基本方針を定めて、食料自給率向上や農業・農村の振興とTPPとの両立を図るとしている。しかし、一方で、政府は10年後に麦、大豆等の増産により食料自給率を50%に引き上げると閣議決定しているが、果たして両立が可能か強い疑念がある。ですから疑念が残らないように両立できる方法を国のほうでとっていただきたいと、私はそう思っております。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） ぜひ町民あるいは国民の利益になるように、町村会並びに市長会と手を結んで実りあるような方向になるように、ぜひ働らきかけていただきたいというふうに思っております。その中で、県内の現状、例えば農業団体、あるいは労働団体、あるいは産業界との団体等の動きというもの、県外というか、近隣でも良いのですけれども、動きというものが町としてはどのようにとらえているのかお伺いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私は施策については把握はしてございません。ただ農業委員会のほうからもいろいろ質問がございまして、この12月の定例会の中では今のT P Pに対する今回の新聞の報道については了承をするということになっております。いわゆる動きについては把握しております。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、（2）の選挙での公約についてです。①として、当選以来半年が過ぎましたが、いくつかのマニフェストがありました。その中で実現できたものは何があるのか。また、すぐにここ数カ月ぐらいでできるものがあればその対応、あるいは2年から3年でやれるものは何か。その中で、特に住宅関連の補助等の公約もあったかと思うんですけれども、これは町民の方が待ち望んでいることでもありますので、あわせて期待も大きいものがあるそうで、これについてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 選挙での公約の中で実現したものは何かということについてでありますけれども、1つ目については、町長のいわゆる30%給与カットにつきましては、ご承知のように6月定例議会の最終日、追加議案として上程させていただきまして、議決をいたしました。

2つ目には、町長の専用公用車、いわゆる黒塗りの公用車でありますけれども、それについては8月に入札執行をして売却をいたしました。

3つ目については公債費の、いわゆる借金の圧縮をするということでありますけれども、これについては、9月末に長期借入れの一部でありますけれども、4,005万円の繰上償還をいたしました。今後も将来の財政負担を考慮しながら、適正な起債を確保しながら償還金の減額に努めてまいりたいと考えております。あと細かい部分になりますけれども、今三役のいわゆる人間ドック、これについても今までは毎年実施してきたが、私は職員と同じように4年または5年に1回ということでの人間ドック、職員と同じ様にすることも決めました。

次に、4つ目でありますけれども、住民サービスの向上の一環としまして、住民票及び印鑑証明証等の交付を可能とする土曜、日曜の窓口の開設を掲げておりますけれども、これについては10月より、試行的でありますけれども日曜日の午前中を開設したということで、これについてもかなりの利用がございまして、現在、予想を上回る利用状況になってございま

す。

5つ目については、町民の日常生活での悩み及び行政等に対する苦情や要望、さらに厳しい雇用情勢を反映しての職業相談と町民生活全般にわたる相談に応じ、適切な助言を行うことにより、町民が安心して暮らせるよう支援するための総合相談室を11月1日から3名体制で本格始動をしたということであります。

次にすぐにできるものへの対応でありますけれども、これにつきましては、平成23年度当初予算編成については、まず職員に対しまして11月25日に説明会を開催しまして、編成作業中でありますけれども、いわゆる進化する鏡石実行プロジェクトとしまして、各課の横断的な新規事業、新規重点施策を検討して当初予算に反映させたいというふうに考えてございます。現在、町が取り組んでおりますフローラの町づくり、花いっぱい運動に加えまして、町の中央に位置するJR鏡石駅を中心に、駅に降りたくなる魅力ある町づくりとして、一年じゅう花が咲き誇る町並みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

現時点での来年度新規事業及び重点事業として検討しているものをご紹介しますと、1つ目には、駅東側の既存の駐輪場が狭隘であるということですので、利用者に対してご不便をおかけしていることから、新たに駐輪場を設置したいと考えております。

2つ目は、駅のトイレの改修であります。現在男女一緒でありまして、町民の方から利用しづらいという声が多数あるため、男女別で安心・安全で清潔なトイレを設置したいというふうに考えてございます。

3つ目については、図書館の北側の田んぼの土地を借り上げまして、葉の色の異なる稲を植えて絵画などを表現し、隣接する図書館展望室から鑑賞していただくいわゆる田んぼアート、こういったものを実施していきたいというふうに考えております。

次に、2年、3年でやれるものは何か、特に住宅費の補助でありますけれども、これについては期待が大きいのでどのような方法かについて申し上げます。住宅については、50年に一度、いわゆる一生の最大の買い物でございます。その住宅施策が極めて重要な位置にあると思います。町内の工務店さんがいわゆる建築資材を仮に地元で調達した場合、その地域経済効果は大変大きいものになります。また、人口の増加も期待できることから、いわゆる個人住宅投資への支援を図ってまいりたいと考えております。具体的には、いわゆる先ほど申し上げましたように、進化する鏡石実行プロジェクトとしての、多角化、横断的な新規重点施策として、いわゆる先進地の実施状況などを調査、検討させていただきたいと考えております。ですから、それは来年度についてこれから検討をして、次年度以降、これらの分について取り組みをしていきたいという考え方でありますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 答弁の中で2つほど。

1つは、住宅の補助なんですけれども、これは来年度先進地へ行って、先進地というか、そこらに行って、それから検討をするような話だと思うんですけれども、やはりこれは金額を補助するのか、物品等を補助するのか、あるいはいろいろとやり方があると思うんですけれども、やはり早くしなければやらないやつと、おくれてもいいやつとがあると思うんですけれども、いわゆる住宅絡みのやつは早目にやったほうがいいんじゃないかと。早目に結論を出して、金額的に補助するのか、そうではない方法でやるのか等を早く示していくという方向が必要だと思うので、これから研修に行ってどうこうというふうなあれではなくて、当初マニフェストの中に書いてあったということは、当然考え方があったと思うんです。何もなくて住宅費等の補助とか掲げたわけではないと思うので、やはり何かしらの案があってマニフェストの中に入れたのではないかなと思うんですけれども、これだけはやはり早急にやっていただきたいと、そういうふうに思っております。まずその1点をお伺いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 住宅については早急にということでありまして、私も就任してから6カ月になっているという状況であります。そういうことから、やる場合は多少の慎重さも必要ですし、すぐできるものは速やかにやるということで、先ほど申し上げたとおり即実行したのもございます。ですから、これらについては各課の横断的な取り組みをしたい、一つの効果ばかりではなくて、やはり最大の効果を上げていきたいという考え方です。例えば今年からですか、去年からかな、住宅の太陽光の補助をしております。1家庭21万ということでありまして。これについてはいわゆる新築であろうがなかろうが、現在は21万補助しています。そういうようなことからすると、本当にこれが、新築であろうがなかろうが21万でいいのかと、私は多少疑問に思います。

ですから、新築の場合にはそのままあげる場合、それは多少波及効果ということからすると、多少差があってもいいのかなと私は思っています。そういうことも含めて、これからの住宅制度の補助についてもこういったことも含めて、いろいろ波及効果も含めてよく検討をしていきたい、そしてさらに、第5次の町の基本計画が24年度からスタートするということでもあります。そういうことで、今年と来年度がその第5次の基本計画策定に当たるということでもありますので、そういう中で、取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

[1番 根本重郎君 登壇]

○1番(根本重郎君) 総合相談室が開設されまして、広報かがみいし、今月12月号に相談員の方と相談室等を写真で載っておりますけれども、1つ疑問というか、私が思ったのは、相談室の場所なんです。この図でいきますと、入って壁面があって一番奥になりますね。奥のここが総合相談室という形になりますけれども、この前に農業委員会、産業課ありますね。一番奥ですね。そうすると、やはりいろんな悩みを持っている人がそこに行くわけです。例えば就職とか労働、人権、経営、借金とかそういうこと、プライバシーに関するものが多いわけです。そこに行くのに、結果的に農業委員会と産業課との通路を通って行く。そうすると、相談を受ける人は、どちらかというと秘密、秘密というか何かしら相談を受けたいと。その方はやはり仕事をやっているところを通って行くということは、なかなか勇気が要るのではないかと思うんですけれども、それに対しては、場所がないといえば確かにそうだと思いますけれども、その辺の配慮というものはどうなのかお伺いいたします。

○議長(今泉文克君) 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) 場所の件と行きづらいという質問でありますけれども、これについては、事務局ともいろいろご相談をしたわけではありますが、必ずしもあそこよりいい場所がないというのも実態であります。そういうことでは、いずれにしても相談に来る方が、例えば産業課の前を通っても、現実的に何の相談をするかは通っただけではわからないということでもあります。そういう中で、中に入った中でのご相談をするということでもありますので、それについての秘密、そういった部分については守られると私は思っております。そういうことでご了承をいただきたいと思います。

○議長(今泉文克君) 1番、根本重郎君。

[1番 根本重郎君 登壇]

○1番(根本重郎君) 開設したばかりなので今までに何名というか、何件の相談があったのか、どうでしょう。

○議長(今泉文克君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長(木賊正男君) ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

総合相談室は10月1日に開設をいたしまして、1名の相談員で始まりまして、11月1日から本格的に3名で活動を開始させていただきました。これまで準備期間もございまして、相談の中身につきましては電話の相談と、それから来庁された相談がございしますが、件数の中身につきましては、私のほうで今件数の手持ちございませぬのでお答えできませんが、相談員の方がそれぞれ相談室のPRに努めているということで、それぞれの機関に出向きまし

て、今紹介をさせていただいているところをごさいまして、鏡石町にこのような相談室ができたということをまずアピールする、PRする期間だというふうに考えてごさいます。その中でも何件かは来ておりますが、その件数については今、手持ちごさいせんので、後ほどご答弁させていただきたいと思ひます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 後ほど件数等は知らせていただきますけれども、やはりせつかく町民のための相談の窓口を設けるわけでありますので、やはり入りやすいとか、相談しやすいようなやり方をぜひ考えていただきたいと。場所を含めてでありますけれども、その相談に来る方に対して、ここにある場所がいいのかどうかということも、意見というのもとらえておく必要があるのではないかなというふうにも思っておりますので、その件に関して。

もう1つは、ここに来てもらうという発想も必要かもしれないけれども、相談員の方が出向く、要するに相談して、やはりなかなか役場のほうに来られないという方に対しては相談員の方がそのうちとか、その人のうちに行ってそこで相談を聞くという方法も必要なのではないかなと思うんですけれども、それに対してどう思ひかお伺ひします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

やはり相談室におきましての相談のしやすさというのは、どこの相談室においてもそれを追求しながら進めているという話でごさいまして、いわゆる相談者が私どものほうにお出でいただきながら何でも話しできるというふうな状況、環境づくりをしていくというのが一つだと思います。それから、意見につきましての中身であります、相談室で受けるばかりでなくて出向くといったことはどうなのかというふうなご意見でごさいます、私のほうで、相談員のほうでも、来れない方については出向きながらご相談に応じるという事例もごさいますので、そういう事例に沿った中で私のほうも出向きながら進めていくようなことにしたいというふうに考えてごさいます。

なお、先ほどご質問いただきました相談の件数がまいりましたので、議長、よろしいでしょうか。

○議長（今泉文克君） はい。

○総務課長（木賊正男君） 11月分でごさいます、受理件数につきましては7件相談がごさいました。中身につきましては概要でごさいます、面接4件、電話2件、文書で1件というふうな中身でごさいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 今、件数報告があったんですけれども、やはり電話等あるいは、出向かれない方が相談するという方も多いと思うので、ぜひ出向いてその人の悩みを聞いてやるということが住民の幸せの向上につながると思うので、お願いしたいというふうに思っております。

次に、大きな2番でありますいじめについてであります。いじめの定義については非常に難しく、大なり小なりいろいろとあると思うんですけど、やはりいじめというのは、いじめられる側は当然被害者でありますけれども、いじめる側も被害者であるということも当然考えられますので、このことについてお伺いいたします。（1）として、直近の各学校でのいじめがあったのかどうか。あったとすればそれにどのようにどう対応したのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員の最近の学校でのいじめはあったか、あったとすればどう対応していったかという質問でございますが、平成22年度におけるいじめの報告は学校からは受けてはございません。しかしながらいじめの問題は、どの子にも起こり得ることあります。早期発見、早期対応が必要であることから、随時いじめに対する調査を実施し、いじめがあれば初期段階で解決できるよう対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 全国的にいじめが多いわけでありましてけれども、我が町の場合には報告はなかったということでもありますので、ぜひこういうようなことを継続できるようにお願いしたいというふうに思っております。

次に、（2）のアンケートの調査についてでありますけれども、以前、中学校等でのアンケートをとったということを知っておりますので、その分について、①として、アンケートの内容はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） いじめのアンケートをとる場合、そのアンケートの内容はどういう中身になるのかというおたがいでございますが、いじめの早期発見、早期対応、それからいじめを許さない学校づくりを進めていく上で、学校としては定期的に子供たちから直接情

報を聞く機会を確実に設ける必要があることから、その手法としてアンケート調査を子供たちを対象に実施してございます。アンケートの内容についてなんですが、学校により表現等は異なっておりますが、学習や友人関係等での悩みや困ったこと、あるいはいじめを見たり聞いたりしたことなど、いじめを早期に発見するための項目を設けながら、実態の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 内容等は定期的に子供たちに聞いてやっているということでありませけれども、アンケートというものはいろんなとらえ方があると思うんですけれども、学年ごとに、例えば定期的と言いましたけれども、今どのような環境の中でアンケートを行っているのか。例えば毎週間とか何カ月に1回とか、あるいは小さい項目が分けてあって、あるいは何カ月ごとにもっと大きいアンケートをとるようにしているのか、その手法をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） アンケートをとることにつきましては、基本的には、学校によっても違うのですが、学期に一度、あるいは前期、後期という形でアンケートをとるという場合があります。そのほかに、先生方がふだん子供と接している中でもしもというようなところが感じられるようなことがあった場合、あるいは家庭からの訴えがあったような場合には、アンケートを実施しながらそれに対応しているということも、学校としては取り入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 今ほど学期に一度のアンケートという話も出ましたけれども、あるいは家庭からのいろんな要望があった場合のアンケートというようなこともありましたけれども、アンケートをとった場合も、要するに分析というものは当然学校では行っておると思うんですけれども、どのような方法なのかお伺いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） アンケートに対する分析についてのおただしでございませが、アンケートの分析に、アンケートを実施したその都度、子供たちの回答を集約し、指導に生か

すとともに、小さなことでも問題点があれば再度聞き取りを実施するなど、わかった時点ですぐに指導ができるよう学校としては心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） アンケートをとって、それらを分析することは非常によいことだと思うんですけども、やはりやりっぱなしでおいたのではアンケートの意味がないというふうにも思うんですけども、これが一番直近の中学校のアンケートをとった場合の分析というのは、例えば項目が何個かあると思うんですけども、項目というのはどういうふうな項目の中でそれらを分析するのかお伺いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 中学校でのというお話がございましたので、中学校でのアンケートを紹介したいというふうに思います。

中学校では、生活意識アンケートというような形でアンケートをとっております。その中身でございますが、「学習について悩んでいることはありますか。あると答えた人に尋ねます」というようなことで順次進んでいくんですが、「クラスや部活動について悩みや不安を持っていますか」「学校の学習に関係ないものを持ってきたことがありますか」「あなたは、ほかの人で学校の学習に関係ないものを持ってきたのを見たことがありますか」「あなたは自分の携帯電話を持っていますか」「最近、登下校や学校生活の中で、以下に挙げたようなことを自分がしたりされたり、または見たり聞いたりしたことがありますか。物やお金がなくなった。喫煙をしている。いじめをしていた。登下校中に不審者がいた。たまり場になっている家がある等。あると答えた人は具体的に記入してください。そのほか現在悩んだり困っていることや、先生に相談したいことなど、また、鏡中生として望ましくないうわさを聞いたことがあったら、何でも書いてください」というようなアンケートを実施します。

それで、これらを集計した中で、まず最初に、学年で先生方がこれらについて検討を加えます。必要に応じて、企画委員といたしまして、評議委員会といたしまして、管理職、それから教務、生徒指導主事、学年主任が集まった会議の中でこれらについて検討を加えます。さらに、全先生方に集まっていただいて、生徒指導全体会という形の中で、先生方すべてが共通理解と今後どう対応していくか共通実績について話し合いをし、事に当たっているのが学校でございます。

以上です。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 今の答弁の中で聞きますと、かなりあの細かい方法でアンケートをとっているそうでありますけれども、学校での分析は確かに言いましたように、学年ごとにやっ、学年主任から教頭、校長へいき全体の先生方に報告するというシステムはわかりましたけれども、それを分析された結果というか、それを保護者の方に示すということも非常に大事だと思うんですけれども、その報告というのはやっぱり保護者のほうに示しているわけですか。お伺いします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） アンケートをとった中身をして、必要なものについてこれは保護者に伝えなければならない、そういったものについては保護者に連絡をいたします。その連絡方法は、家庭訪問であったり、あるいは授業参観時の懇談の中で、個別懇談の中で保護者の方に伝えていくような形をとっております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 保護者に伝えるというようなことが出ましたけれども、ここらあたり、必要なものは伝えるというふうな答弁なんですけれども、必要なものと必要のないものというのは、当然学校のほうで分けるのではないかなと思うんですけれども、やはりそうではなくて、今出たアンケートの全項目ありましたけれども、そういう細かいことも分析したものは全部保護者に出すと。学校で必要だから知らせる、必要でないから知らせないというのではなくて、やはり保護者にはこのアンケートの結果、いろんな項目ありましたけれども、それに対する集計、分析の結果は保護者にすべて伝えていくというような方向が必要だと思うんですけれども、それに対してはどうですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問の中心になっているのが、いじめについてのご質問の中身だというふうにとらえておりますので、学校の中で子供同士が話し合いをして解決できるような平易なものについては、家庭に知らせなくてもいいというふうにとらえているところでございます。なお、それ以外のいじめにかかわらないで、例えば学習の部分であるとか、持ち物の部分とかのものについては、学校だよりや、あるいは別なかたちとして参観日等の中で保護者の皆様方に文書としてつくって伝えるような形をとっております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） ①②③を含めて④番に入りますけれども、その間にいじめ等も限りなくゼロを何年も続けているというような方向にはやはり地域、あるいは保護者等との連携というものはかなり密にしないといけないと思うんです。密にするということは、やはり情報等を共有しないと、やはりなかなかつながりがうまくいかないと思うわけでありまして、その辺に対してはどのような方法があると思うかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 地域、保護者と学校との連携についてのおただしでございますが、いじめの問題に限らず、地域、保護者、学校の連携は大変重要であるというふうに考えてございます。現在、いじめ等の問題を把握した時点で、保護者とは事実関係、指導内容、今後の対応等を早期に、また継続的に連絡し、話し合いを持ちながら問題解決に当たろうとしておりますし、当たっているところでございます。また、地域へは学校だより等で、児童・生徒の学校の活動状況を伝えておりますとともに、授業参観についても保護者や地域住民の方々が自由に学校に来ていただいて、いつでも見学できるような仕組みを設けてございます。教育委員会といたしましては、今後とも各学校が地域、保護者の協力を賜りながら学校経営が行っていきけるよう学校に支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 連携を密にするには先ほど言いましたように、やはりその方法というもの、やっぱり学校でいろいろなことがあっても隠さない、やはり保護者等に知らせるといことも、やはり学校と保護者と地域との信頼関係が強まるというふうにも思うわけがあります。その中で先ほど言いましたように、回覧等で各学校に回っていますけれども、学校だよりというもの、確かに必要な面があるかと思うんですけれども、ただ、学校だよりというのは学校の中で校長が最終的に責任を持って発行すると思うんですけれども、やはり学校だけの要するにそこまでのというか、余りいい報告の記事だけをこう載せて、学校自体がやっぱり何もないような方向で知らされているような、一方的なものであったらならないと思うんですよ。

だから、例えば1カ月に1回、2回じゃなくて1回で出す場合でも、やはり学校ではこういうような問題がありますよ、ただ何やりました、これやりました、あれやりましたというお知らせではなくて、いろんな会議をやったとか。やあるいは今の問題点も少しは出てきて

いるよというようなことも、やはり学校だよりの中でお知らせする。そうやって保護者あるいは地域の方たちが学校にいろいろと意見を言う、あるいは興味を示すというような方向も当然出てくると思うので、そんな方向で学校だよりというものを出す前に学校では教育委員会なんかを持って来ないのだろうと思います。そういうような方向も学校等にお話し合いができたらと思うのですが、その点に関してはどうですか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

教育委員会としては、学校さんに常にお願ひしていることは、基本的に隠さないということでございます。そういった中身で学校経営を校長にお願ひしているところでございます。今、議員さんからお話しがあったようなことはとても大事なことだろうというふうに思います。校長会の中で、教育委員会として学校経営についての中身について、いろいろ指導をしているところでございますが、この隠さないということについても、今までも指導してまいりましたし、これからもこのことについてはきちんと指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） これで質問を終わります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

一般質問中ではありますが、昼食を挟み午後1時まで休議とし、午後1時より14番、円谷寅三郎君の一般質問を開始いたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 円谷寅三郎君

○議長（今泉文克君） 次に、14番、円谷寅三郎君の一般質問の発言を許します。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 14番の円谷寅三郎です。

きょう12月8日は、69年前にアジア・太平洋戦争が開始された日であります。アジアで2,000万人、日本で310万人のとうとい命が失われてしまわれました。戦争のもたらした傷

跡は、今もアジア・太平洋の至るところで深い陰りを残しております。多くの国民が食べ物にも事欠く生活を強いられた苦しい時代でありました。改めて、平和についての思いをいたします。

私の質問は、2つの項目に分けて質問をしますが、1つは、町長はT P Pに賛同しましたが、その真意を伺いたいと思います。このことについては、先ほど根本重郎議員も既に質問されましたが、私なりの考えを伺いたいと思います。

①の(1)のT P P参加は関税撤廃が原則である。現在、59市町村で賛同した首長は2人だけである。町内外から不満の声があります。町長の真意を伺いたいと思います。貿易自由化に向けた基本方針では、関税を原則撤廃することです。T P P参加については、福島民報社のアンケート調査に、遠藤町長の賛同の意思表示がなされています。農業が破滅的な打撃を受けるという理由から県内の首長の多くが反対しております。食料の自給率が大幅に低下すると危惧する気持ちでいます。賛同したのは県内59市町村の中で鏡石町の遠藤町長と、西郷村の佐藤正博村長2人だけであります。大変私は残念に思います。

T P P参加については、農業団体だけでなく、地域経済の破壊につながると漁業団体、林業団体を初め、労働者、消費者団体も反対を表明しております。反対が全国各地に広がっています。11月9日に、福島市のパルセイイざかで開かれたJ Aグループの福島農業振興グループがT P Pの参加に反対すると特別の決議を行いました。このことは町長はご存じだと思っただけですが、その後に賛同表明したわけであります。県議会も全会一致で反対をうたいました。遠藤町長がなぜという町内外からの不満の声があります。ぜひその真意をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） T P Pについてでありますけれども、これは先ほど1番議員にお答えしたとおりでございますけれども、私は、いずれにしても今現時点での、いわゆる今の状況の中でT P Pに参加をすることについては、私は先ほども言ったとおり反対であります。ただ、ここで先ほど申し上げたとおり、農業もしっかりとした中身でこれから成長の中でやっていただきたいと。そして、さらに今疲弊するこの経済、この経済も立ち直らなければならない。そういう観点から受ける、賛同ということでの丸でありますので、かくにも私は、農業振興条件がしっかりと整うということの前提のもとでの参加ということにつけたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 全国町村会というものがありますが、会長に長野県川上村、藤原

町長が務めているわけでありまして。この全国大会が東京で開かれたわけでありまして、先ほど町長参加したということでありまして。全国町村長大会で、政府が協議入りを決めたTPPの参加に反対する特別決議を採択いたしました。決議の内容では、TPPに参加すれば農漁村に深刻な影響を及ぼすとしています。決議案TPPについて、物、人、サービスに対応する関税や非関税障壁をすべて撤廃する、これまでにない貿易協定であるために、地域経済・社会にはかり知れない打撃を与えることは自明として懸念を表明しています。政府は、参加検討の表明が先行して、日本国内での影響や試算や国内対策が後回しになっていると言われています。日本農業の現状を無視した対応であると思います。遠藤町長は、この全国町村長大会に参加して、どのような感じで、どのように賛同したのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさに、議員さんがおっしゃるとおり、いわゆるTPPありきの参加、そういう先行したという国の流れについては、私はこれは間違いだというふうに思っています。そういう中で、今回経済の中で、いずれにしても農業もよくなり経済もよくなると、そういう中でしっかりと議論を通じていただきたいなという思いもあります。今政府の中でも、国の中でも与党・野党を問わず賛成、反対があるのも事実であります。そういう中で、先ほど全国町村長大会の特別決議の中でもちょっと申し上げましたように、2つほどあるということで、いわゆるTPPは、物、人、サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃する、これまでにない貿易協定であるため、地域経済・社会にはかり知れない打撃を与えることは明白である。政府の説明は、TPPの貿易効果のみに目を向け、国民生活や雇用、さらには国土保全・水源の涵養といった農山漁村が果たす公益的機能への影響を無視しており、国民の不安は強まるばかりであるという不服があつての反対である。私はこういったその国民の不安、こういったものを国としてしっかりと対処をしていただきたいという願いが一つであります。

もう一つ言っているのは、政府は、いわゆる6月までに農業改革の基本方針を定めて、食料自給率向上や農業・農村の振興とTPPにおける両立を図るとしている。しかし、一方で政府は、10年後に麦・大豆等の増産により食料自給率を50%に引き上げると閣議決定しているが、果たして両立が可能か強い疑念が残るということでありまして。ですから、こういった疑念について、しっかりと国が取り扱うような制度をまずこの6月の中までしていただきたい、そうした中であつて、いわゆる農業もよくなり、経済もよくなると、そういうことにしていただきたいという希望でありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） ただいまの答弁ですと、決議に賛同したということによろしいかと思うんですが、そうしますと、新聞のアンケートに対する賛同とは相反する行動です。今、貿易とTPPの関連では両立しないというわけでありますから、両立できると町長は思いますか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私の考えというよりはこれはあくまでも案件、その時点での案件でございますということをもっと申し上げておきます。最初は、先ほど言いましたように、TPPそのものであれば、現時点の中であれば反対をという意味であります。でも、今こういった経済、さらには農業の、TPPに関係なく、いわゆる農家の戸数は現状のように減ってきている、農地も荒れている、そして、本当は当然国土の保全からいっても好ましくない、そういう中で農業プラス国土保全も含めて、やはり農業についてしっかりと、今こういうふうだからこそ、国がしっかりと考えてやっていくことが大事だと。その上でこのTPPに参加するかしないかは国のほうでの判断、私の判断というわけではありませんけれども、その辺は国が判断するということで、そういうものに私は期待をしているということでもあります。もう一つ、この件についての、いわゆる全国町村長大会というのは、県の得る決議、そういったものについては、私は町村会の一員ということでこれについては当然賛同ということでの内容でありますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） ただいまの答弁ですと、だれかに配慮した賛同かなというふうに感じるんですが、次、2番に移ります。

遠藤町長は、国益からすればやむを得ない貿易、第2次産業の振興に目を向けた必要性を説明を説明されたようですが、このような報道があります。このTPPについては、鏡石町農業をどのように守るのかについて、大変私は危惧するわけでありますけれども、地域規模でこの食糧不足が大問題になっていることについてはご存じだと思いますが、輸入依存をさらに強め、豊かな発展の改善だと思っていると、日本農業を無理やりつぶすことになると言われてます。もともとTPP参加は、日本経団連側の乗りおくれたら大変という、こういうあおりをしていることに、政府がこたえたものだと思います。応援を訴えるのは自動車、それから電機などの一部の輸出大企業だけであります。農業を破壊し、国民生活を多大な犠牲にするTPP参加は国益と言えるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 今、国益かどうかということなのですが、私は国益というのは農業を確かに振興する、積極的に伸ばす、経済も伸ばす、これは国益というのはそういうものであると思います。周りの今までの、いわゆる日本の経済の中ではどうしても企業優先という立場になりました。そういう中で、今回こそは今困難な農業の状況に経済もこういう状況にあります。そういう中では、しっかりと農業も将来を見据えて、さらには経済も長期間見据え、そういう中で国に期待をしたい、それで一番の原因の新聞の記事を申し上げましたけれども、いわゆる民間の技能、伊藤忠商事の会長さんが言われているように、いわゆる農業だけを対決するのではなくて、みんなが農業をサポートする構造をやっばりつくるべきだと。これは農業を含めてのいわゆる国土全土を含めて、農業もよくなり、そして経済もよくなる、こういったシステム構造をつくるのが、私は大事じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） TPP参加は、農業と、私は逆向きだと思います。我が町は自立の町を選んで着々と発展してきた町であります。人口も年々増加して県内でも数少ない人口増加の町です。鏡石町は何といても第一次産業主体の町であります。県内でも農業所得が上位の町として誇りに思っているわけです。福島県も第一次産業が中心のまちだと思います。国は、農業の規模拡大で国際競争力を高めると言っておりますが、日本では、アメリカやオーストラリアのような大陸型の農業には太刀打ちできないわけです。安い米が関税撤廃により日本に入ってくることは明らかであります。しかも、TPP参加において大規模農家も深刻であります。鏡石町は県内でも有数の農業所得の多い町です。鏡石町も農業もどのように思っているのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私は、いわゆるこのTPPについては、これから国のほうの中で議論されて、参加するか参加しないのか決めるということでもあります。そういう中で、それとは別に現在のこういう状況、農業の置かれているそういったことについてしっかりと、今の町ができる範囲の中で、しっかりとこれまで以上に組み込んでまいりたいというふうに考えております。TPPを、そういった流れも含めてどうなるかは私もわかりません。そういう中で、いずれにしても、このまま置かれている現状の状況の中でしっかりとした農業の振興、そういったことについて、図ってまいりたいと思っています。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 国の政策だからじゃなくて、首長、鏡石町は首長でありますから、やっぱり鏡石町の農業についても責任を持った政策、そして対応していただきたいと思えます。今、具体的に振興策とかそういうものは今の答弁の中でなかったんですが、特にこうした農業対策について鏡石町をどうするのかという、そういうことは考えておられるのですか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） TPPとは連携、分からなくなっている。この町の農業振興については町のあり方も含めて一緒に考えていきたい。そして、これは先ほど円谷議員にお話ししましたけれども、いわゆるこの転作問題も含めて積極的に取り組むことも必要だろうし、もう一つは、来年の予算の中では、いわゆる新しい作物、この町に合った特産物、そういった部門も含めて新たな取り組みをしたいという考え方で、今担当課のほうに指示をさせていただきます。また、ここでいろいろな質問も含むかと思えますけれども、農業の独自化ですか、産業の独自化、こういった部分も含めて、来年度、新たな取り組みとして予算の中に組み入れていきたいなという考え方を持っています。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） （3）番であります、TPP参加は農業だけでなく地域のためになると言われています。労働者、商工業者、消費者から反対の声が多く出ているわけですが、農家の所得が減少するということになれば、地域に住むすべての業種の方にもその営業に対しても、経済に影響を及ぼすわけであり、このことについて、TPP参加は鏡石町の農業だけじゃない、他の商工業にも影響があるというふうにお考えではありませんか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私はTPPにかえて、将来本当にこうなるということは、私も総じてわかりませんが、いろんなこういう経済の中で何とかこの農業もしっかりとしてやっていかなければならないと、経済もやっていかなければならないというところであり、ちょっと変わりますが、新聞の記事を、TPPの参加についての新聞報道によりますと、いわゆる9カ国へ、現在TPPの話し合いが進められている。その中で、日本がオブザーバーとして参加を希望した。ところが、そのオブザーバーにも入れなかったという、こういった現実もあるんです。

そしてもう一つは、アメリカの人、レーガンですか、ちょっと大分前の国務関係をやった方がお話ししたことは、日本がこれに乗りおくれたらば、日本の経済は二流の経済になるだ

ろうと、こういったことも新聞の記事ですよ、新聞の記事でお話しされております。そういう中で、私はぜひとも何回も申し上げましたとおり、農業もよくなり、経済もよくなる、そういう希望を持って生きていきたいということでもありますので、これが両方成立すれば当然町の商工業もそれなりによくなる、私はそういうふう信じております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） TPP参加によって産業も農業もよくなっていくような答弁でありましたけれども、TPPは農業、米だけじゃなくて、あらゆるものに関税撤廃という方向であります。国内の地場産業にとっても大変な問題であります。今でも、輸入品の急増で地域の企業が大変な状況にあります。最近も、須賀川地区で東京スタイル等工業団地の倒産などが出来、失業者も増加しております。町内の家内労働者、商店なども厳しい状況になっております。どのように農業や商工業を考えているのかお聞かせ願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 町としましての、いわゆる町のやれること、これについてはやはり限界があるのかなというふうに思います。そういう中では、やはりこの国の経済がどうかすれば、この方向性が大きく左右されるということも事実であります。ですから、商工業の、あるいは農業も含めて何度も何度もお話ししますが、国のそういった方向をしっかりと見据えた中でいわゆる正しい方向、経済も農業の流れがそういった国の施策に大きく期待をするしかないわけでありまして。そういう中で、そうして町としてできる分についてはやっていくという、私はこの鏡石町の中でのやり方でやっていくしかないかなというふうに思っております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 今町長は選挙公約で農業・商工業の充実と言っておられますが、労働者、商工業、消費者から反対の声が出ております。間違いではないという答弁だったんですが。

②であります。今年度の米価の下落で農業を続けられないという実態があります。農機具代や肥料代の支払いも困難という。農業を続けられるように、そういう対策等はないかについてお尋ねいたします。

今年度、米価の下落で、今、コシヒカリが2,000円、一等米で1万500円、2,000円安い、そして二等米になると9,700円、ひとめぼれが一等米9,300円、二等米8,500円、農業が長らく働らいて政府買い上げ価格になります。本来、農業のあるべき姿は、秋になると稲のでき

ぐあいを予測して、売上代金の目安をつけて、わくわくしながら稲刈りに励んだものだと思います。でも、ことしはため息をつきながら秋を迎えておる農家の方が多数だったんです。米価は下がり、このままだと米作りができない、このような実態であります。私は商売から町内を歩いていますが、ことしはお米とれましたかと尋ねますと、何と云うことばが返ってくると思います。安くて困りました。採れたとか採れないとか、そんな話はしません。これでは農業できないという事実があります。米が安くて困っている。このことに、町長はどのようにお答えするのか。農業後継者も育たない状況であります。農業にどのような対策を考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まず、米価の値下げということでもありますけれども、これは現在T P Pに、まずは国が参加するということであっても、別の農業・米の消費の関係で激安という状況であります。そういう中にありましては、農業というものをしっかりと、これから国のほうの中でしっかりとやっていかなければということでもあります。そういう中で、22年度から米の戸別所得補償モデル対策事業が実施されました。来年からは本格実施となりまして、一部、畑作の小麦、さらには大豆、米粉用米も対象となる要因であります。このために、新年度についてはこの制度に多くの農業者に参加していただけるよう推進していきたいなというふうに考えていきたいわけです。さらに、町負担の助成も一部行なっておりますので、町において、さらに検討していきたいと考えております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 今の、対策としての戸別所得補償制度の答弁でありますけれども、この制度は減反が基本になりますから、大型農家ほど大変な状況に追い込まれるのではないかと思います。減反に協力しようとしても、大型農家ほど協力できないのが現状ではないか。この個別補償制度は、先ほど根本議員の答弁でもありましたけれども、何パーセントの農家が受けられるのか、また反当たり幾らになるのか。これ本当に農業の所得の補償に役立つのかどうか。お尋ねします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまの戸別所得補償制度関係についての答弁を申し上げます。

現在のW C S 関係は国のほうで8万円、それから販売定額料を加えますと合計で12万5,160円。そのほか飼料用米も国のほうでは8万円、さらには販売代金のほうで試算では8,000円代となっております。さらには、稲わら等に利用しますと10万円を超えるというよ

うな状況がございます。このような国の制度を利用していただけると、つくった米については1万5,000円の定額補助もございますので、このような形で国の制度を推進してまいりたいと思っております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 戸別補償制度に、鏡石町の農家の何パーセントの方が補償を受けられるのですか。また、このまえの新聞報道によりますと、福島県は耕作放棄田が全国一ということでございますが、鏡石町はそのことについて調査をされたわけですか、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまのご質問で戸別所得補償制度の加入状況ということでございますが、22年度は加入者数が82名で全体の13.1%、農家数のとらえている数字としては625戸というようなことでございます。それから耕作放棄地関係でございますが、鏡石町のほうで20年の末に調査をして、今年度実施というふうなことで、今年度中については、農業委員会のほうに前倒しの実施依頼をして、現在数字は取りまとめ中ということでございますので、20年の末時点では町内の33.9%、率にすると2.4%の戸数となっております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） ③番の農家の人々が、安心・安全な農産物を作れるよう努力している。TPP参加で安心・安全な食糧品は守れると思うかについてお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 食の安全管理ですけれども、政府は、食と農林漁業の再生推進本部において、農林漁業の再生と経済連携を進め、日本の安心・安全な農作物の生産がいわゆる世界に誇れる力を持った農業として再生するとしておりますので、そういう点では、私は食の安全・安心は、今までのとおり守られると考えております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 日本の食料自給率は40%と言われておりますが、TPP参加によって14%ぐらいまでに下がるとも言われております。おいしい日本のお米を食べたいという消費者の願いも背くところでもあります。国民の安定的な食糧自給ができるのか大変気になるところではありますが、今牛肉の問題でも一定の制約がありますけれども、これも撤廃される

のではないかと、これが心配なわけです。こうした牛肉やオレンジなどの危険な食料品が大量に入ってくる。BSEの問題でも非課税の表立として売り払われるのかこのように心配されます。農薬の安全性の問題もあります。私たちが食料としたものを食べられるよう調理しても、ミンチの肉や加工品には表示がされません。カレーやクリームシチューに、あるいは牛井などに使われたら消費者は見分けがつかないわけです。これで安全な食が守れると言えるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 食の安全でありますけれども、いずれにしても現在も外国から輸入されているのはご承知のとおりでありますので、その辺については輸入の際国の対応の中での検査等も含め、そういった部分について国のほうでしっかりとさせていただくということが大切なのではないかなと思います。食料の安全供給、いわゆる自給率の向上ということに関しましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、新聞の中でも県内の耕作放棄地ですか、これが約2万2,000ヘクタール、何と鏡石町の7.2倍もの面積がこの福島県で放棄されているという。そういったことが、これからTPPに関していろんなことを考えていく中では、やはりこういったこの耕作放棄地がしっかりと守られて国土保全を含めて守っていくことが、私は大事なのではないかなと。そういう中で農業が確立するということが大切であるということをお大前提にした考え方を、今回に至るということでもありますので、この辺についてもしっかりと農業を守るんだという大前提において、国も我々もやっていく必要があるのかなというふうに私は感じます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 政府は関係国とTPP参加について協議するという、来年の6月ころまでに参加の是非を決めるというふうにしております。町長は民報のアンケートに賛同を表明しました。しかし、町村大会では反対、私は今までの答弁を聞いていますと、何か言いわけがましい答弁ばかりじゃないかと思えます。今からでもTPP反対の意思を示し、賛同を撤回するように、そういうような考えはありませんか。お尋ねします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私は、あくまでも新聞のアンケートはアンケートというふうにとらえています。いわゆる町村長としての、いわゆる今までの報道、これについては当然県の町村会、全国の町村会と歩調を合わせながら私は実施したい。あくまでもこれはアンケートであります。いろんな物の考え方はあると思いますけれども、やはり私の思いは農業をよくな

っていただきたい、当然経済もよくなっていきたい、それが町民として良くなるということ  
を、私はそういったことを望んだ中で今回のアンケートに至ったということでもありますので、  
ご了承をいただきたいと思います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 遠藤町長がこの前の選挙で町民生活の向上、町づくりについて、  
大きな志を持って立候補されて当選されたと思います。今回はTPPに賛同したことについ  
て、町の農業のこと、町民生活のこと、町の地域の経済のことをどう考えておられるのか。  
その思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私は、このTPPに関してあいまいというか、先ほど議員さんからも  
ありましたけれども、そういった方法もあるかもしれません。でも、今回は私の中での強い  
思いというのが、やはりこういった今までの農業もこのままではいけないということと、こ  
ういった今の状況の経済もいけない、よくならなければならないという、いわゆる国のそう  
いった強いというんですか、そういったことで大きく期待をして、そしてその中で我々町村  
として、しっかりと農業を守り、そして経済を守って町民を豊かな生活にしていきたい、  
そういう思いで私はこういったアンケートに臨んだということをご理解いただきたいと思  
います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 次に、大きな2番についてお尋ねいたします。

遠藤町長の公約した新しい風と来年の予算に、どのように生かされるのかについてお尋ね  
します。

1番の、教育の充実、人と花の町づくり、新しい事業や予算の考え方についてお尋ねをい  
たします。

遠藤町長が初めての予算編成に取り組むわけではありますが、町づくりに遠藤町長らしさが  
試される年だと思います。教育の充実についてどのような取り組みがあるのかお尋ねいた  
します。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

町長は、本来、未来の鏡石町を背負っていく子供の教育を充実することで、町の最大の資

源である、人を育む町づくりを進めようと基本施策の一つとして公約に掲げたところでございます。新年度予算については、大変厳しい財政状況の中ではありますが、教育課といたしましては創意工夫を凝らしながら、公約の実現に向けた事業を計画したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 公約の実現に向けて努力されておりますが、具体的にその予算化を含めてどのような事業を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

人づくりに関する事業について、今年度実施したその事業につきましても、さらに内容の充実が図れるよう検討し、次年度に備えていきたいというふうに考えてございます。また、新規事業につきましても、子どもたちを中心に活動内容を検討し、町づくりに寄与できるような人づくりを目指していきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 私は町長に聞いているのですが、具体的な内容に町長が触れていなかったようです。

次に、（2）健康と福祉の充実、子育て支援の充実、高齢化対策など社会保障関連の予算、事業今までどおりか。新たな事業はあるのか、予算の削減は考えておられるのかについてお尋ねをいたします。このことについては、昨日の定例会においても町長の説明があつて、町税等の収入増は見込めず、歳出面においては扶助費や社会保障関係の経費が増額となる見込みで、来年度予算においては厳しい予算編成になると述べられております。どのように来年度予算に、高齢化社会対策、社会保障関連については考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 14番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

予算編成につきましては、平成23年度の予算編成方針に基づきまして行うこととしておりますが、健康と福祉の充実についての子育て支援につきましては、保育所、児童館、放課後児童クラブ、つどいの広場の運営、また認定こども園の運営支援、また保護者の経済的負担

の軽減を目的とした雇用や家庭医療費助成事業、乳幼児・児童医療費助成事業などは継続していく考えであります。また、高齢者施策では、在宅高齢者福祉事業、高齢者生きがい活動事業、また継続事業であります。介護保険事業や後期高齢者医療事業などの事業は当然継続していくと考えており、全体的には介護予算の中で保険事業は継続する方向で考えております。また、新たな事業につきましては、地域福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画並びに障害福祉計画の策定を行うこととしているところであります。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 次、3番の魅力ある町づくりについてお尋ねいたしますが、①の定住促進対策、マイホーム、リフォームの支援ということが町長の公約の中にございます。

この制度では、自治体が町民が行う事業に、施工に町内業者に手配して町が補助する住宅リフォーム事業です。今、全国各地に広がっている制度であります。既に秋田県では制度化されておりますし、山形県でも来年度実施ということであります。これは全国の自治体に広がっているものでありますけれども、このように本来なら県段階で実施だが、今町がこうした住宅リフォーム制度に予算を計上する必要がありますが、本年3月までにこうした予算を創設した自治体は全国で154自治体に広がっています。

実施自治体の制度を見ますと、補助額の上限が10万から50万円程度となっているのが主なものであります。北海道の南富良野町や静岡県のお殿場市のように100万円限度というところもあります。助成率も10%から20%というのが主なものであります。県内でも、いわき市や広野町、南会津町が既に実施しております。来年度に実施に向けた自治体もございます。この制度は、地域に事業を生み出して、岩手県の宮古市の例を見ても補助金の4倍から5倍の仕事を生み出し、地域の建設関連を初め商工業、サービス、飲食などの幅広い業種にその効果が発揮していると言われております。地域を潤すと言われております。ぜひこの制度を鏡石町にも創設できないかお尋ねいたします。また、公約で述べておりますマイホーム、リフォームの真意についての考えもありましたらお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 先ほど1番議員にもご答弁申し上げましたけれども、この宅地政策については極めて複雑極めて重要で、議員さんがおっしゃるように、町内のいわゆる地域経済の効果が大変大きいということでもあります。これにつきましても、先ほど申し上げましたように、進化する鏡石実行プロジェクトとしまして、各課の横断的な新規事業としていきたいという考えでございます。これにつきましては、23年度については、その調査検討をして

25年度以降に実施をしたいという考えでございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 住宅リフォーム制度については調査検討で来年度に実現という答弁でありましたけれども、今大変経済が疲弊しております。鏡石町でも中小建設業が大変な状況にあるわけでありますので、ぜひ来年度に予算に要望しておきます。

最後になりますが、駅の自由通路の改善でどんなふうを考えておられるのか、まず具体的な例を、考えをお尋ねします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 14番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

駅の自由通路の改善の考え方でございますけれども、駅につきましては、町の中心でありますJR駅でございますが、子どもから大人まで幅広く利用する施設でございます、交通手段でございます。その中で、駅におりてみたい、それから街角を歩いてみたい、また最後にこの町に住みたくなる町づくりを進めていくことが大事である、遠藤町長の声でございました。その意味におきまして、自由通路については、皆様利用しておわかりのように、高齢者や障害者にとっては利用しづらいところもございまして、本自由通路につきましては平成3年8月1日にJRから使用の覚書を取り交わす中で使用させていただいているところでございまして、所有者はJR東日本でございます。そういった中ではでございますが、これら利用しやすいものにするためには、階段のスロープ化、またエレベーターの設置等が考えられます。それらについても、JRへの要望活動を通じながら町の負担を極力軽減させる中で設置できればと考えてございますので、今後具体的な取り組み、内容につきましては調査研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 自由通路については調査検討ということではありますが、将来的にエレベーター等を考えているということではありますが、自転車とか大変通りにくい状況であると思います。その点の改善をお願いして私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 木 原 秀 男 君

○議長（今泉文克君） 次に、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 8番、木原秀男でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、今騒がれております公害問題についてでございます。

やはり今時分、地球環境の問題が叫ばれておる中で、我が町の将来のイメージダウンにもなりかねない悪臭公害問題が発生しております。町にとっても、地区住民にとっても非常に重要な問題であります。執行の方々の明快なご答弁をお願いします。そして、先ほどから町長が一生懸命答えておられることに関しまして感動しております。

まず1つ、牛舎に関する悪臭公害についてでございます。

すなわち、公害は公園の塀にございますが、環境基本法第2条第3項には、こういう定義にされております。地球環境を守るため、環境保全上の支障のうち、事業活動及びその人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたり、1つは大気の汚染、2つ、水質の汚濁、3つ目、土壤汚染、それから4つ目、騒音、5つ目、振動、6つ目、地盤の沈下、そして7番目が悪臭による公害でございます。人の健康または生活環境に係る被害を生ずることであると定義されております。これが典型的な7大公害ということであります。今回の池ノ原地区から発生している悪臭は完全なる公害と私は思います。これを公害と言わないで何を公害と言うのかということでございますが、この問題は今始まった問題ではなく、植田畜産当時から発生していた公害問題であるはずで、早くから対応しておれば、こういうふうな大きな問題にならなかったのではないかと思います。

ここで質問申し上げます。

この池ノ原地区から発生する畜産の悪臭、公害に至った経過を詳しく説明願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番の、牛舎に関する悪臭公害についての（1）の中で、経過説明ということでございます。これにつきましては、平成17年5月に今の事業主の方が土地や建物を取得したと。その後、平成18年3月に農地転用の申請が出されました。これについては、後に最終的には取り下げとなっております。また、牛舎の建築関係につきましては、平成18年12月に建築確認済証の報告が出されております。平成19年からは約15頭前後の和牛や乳牛が肥育されており、現在に至っております。

ことしの産業課所管の事業関係でございますが、2月に日本政策金融公庫に、事業主より

資金を借りるための経営改善資金計画書の申請があがりました。この申請を受けて、町のほうに認定関係の交付等の申請がありましたが、3月には会議を開催、その会議を開催後、最終的に経営資金計画の認可をいたしました。その後、9月になってから搾乳するパーラーの建築が始まったことなどから、町民の方々からの問い合わせ、さらには電話などで悪臭や音、さらには害虫などが心配の苦情などがあったため、10月に施行主と町民の5名の方々と町による協議の場を設定して話し合いを行いました。その後、お話等もございましたし、内容等も記録してございますが、その場所の方々などから、反対の署名や議会への陳情書を提出となった次第です。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 池ノ原の地区から発生する悪臭は、この環境基本法第2条第3項の悪臭公害に該当すると思うかという質問でございます。

お答え願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

悪臭についての悪臭防止法関係でありますけれども、これにつきましてはいわゆる規制地区の地区外でありまして、県の悪臭防止対策指針が適用になる地区でございます。第2種地区に該当するということでありまして、その関係では異臭につきます指数が15ポイントというような、いわゆる指針の数値がありますが、現時点でいわゆる指針の指数に該当するかどうかということについてはちょっと私も知りませんので、何とも申し上げられませんが、その指数に該当する場合にはいわゆる悪臭というような本来の適用になるかと思っております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） その中途半端な返答で公害というふうな、問題と私は思うんですけれども、判断の基準、どういうふうな、今言われたことはわかりますけれども、一般的に考えて、常識的に考えて、それは悪臭ではない、悪臭公害ではないと私は思うんですよ。

その辺でもう一度答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 最後のほうのご質問でありますけれども、いわゆる悪臭かどうかの判定につきましては、先ほど申し上げました、いわゆる基準の中での対応ということ

になりまして、それがいわゆる公害として対応すべきものかどうかにつきましても、指針に基づいた中で対応すべきものであるというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） また同じような答弁ですけれども、基準というのは、いつそれ測量して検査をするか、いつ判定するか、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 悪臭防止の指針に基づきます、いわゆる検査の件でありますけれども、これにつきましては今回、議会等への陳情等がありました。現在、そのいわゆる検査の準備を進めておりまして、できますれば年内中に実施したいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 年内中というふうなことなんですけれども、そうするとこの年内中というふうな結果が出なければ、この公害対策条例は審議会を、諮問できないのかというふうなことを、町長に伺ってございます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 審議会につきましては担当課のほうに引き継ぎまして、いわゆる公害の恐れということの中で指示を出しました。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 町長も恐れというような言葉を使っているんですけれども、これ恐れじゃないと思うんですよ。はっきりやほりが出るというケースは、その前から私はわかると思うんですよ。予想されると思うんですよ。なぜかという、3年前、平成19年4月からこういうような悪臭公害が出ていたんじゃないでしょうか。これに対して、何で今までこういうふうにしてほうっておいて、これは明らかに怠慢ではないでしょうか。行政の。一つ一つ反省して、何であのとき反省して対策、指導を放置したのか答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさに、私も保健福祉課でありましたけれども、その当時は教育課におりそんな関係で中身については正直わかりませんでした。そういう中で、私も町長になり

ましたらこういったことが出てきたということでありまして、そういう中身からしましても、私もいわゆる各課の横の連携というものが一番大事なのかというふうに感じました。確かにそういう中では大変遅くなってしまったことについては申しわけございませんけれども、そういう中ではできる限りの中でいわゆる関係課、健康福祉課、産業課、そして都市建設課、そして農業委員会ということも含めて、それぞれの中で対応していただきたいということの指示をいたしたところでございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 特に産業課、福祉課ですか、課長交代の時にですね、これ、重要なものは事務引き継ぎしないのでしょうか。なされていなかったのでしょうか。お聞きします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） これ、現在の関係についての事務引き継ぎ等についての答弁になりますが。（「引き継ぐ前」の声あり）私が20年4月から産業課勤務というふうなことでございますが、その時点では特に引き継ぎはございませんでした。後から、今回このような話の中で以前の書類等を見さしていただきましたときに、平成19年4月4日に町民の方からお電話があったと。そういう関係で環境の現地調査をして、事業主のほうからお話をということでございます。そのお話を聞いた時点では、においとかいろいろなこと、さらにはその土地について、以前からあったことというようなことで、公害というような認識にはなかったようでありまして、それらの経過等について、その電話があった方にお伝えしたようなことでございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） やはりまだ問題発言ですね。こういうふうな重要なことを事務引き継ぎもしないで何のために課長をかえるのか、そういうふうな横の連絡をやっているのか。これ、町長の指導にもよりますけれども、私からすれば危機感にも薄さがあるから危ない。そして、その時点で連絡をもらったときにどのような対応をするか、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 19年度の記録によりますと、19年4月4日に電話をいただいたので9時45分に産業課の職員の3名で現地調査をした。その段階で、所有者であります渡辺氏のほうから現状のほうを聞き取りまして、そういうふうなことであります。その現状の聞き取りの中で、現在の肥育している牛の状況とか、それらがどのような経過でこっちに来た

のかとか、それからあと排せつ物ですか、それらについてはどうするのかというようなことも確認をしてきたというようなことであります。結果として、この建物についてはその以前からあったものを使用というようなこと、さらには、区域については農振農用地というようなことで以前にも許可があって建物が建てられているというような状況でありましたので、そのにおいの問題というのも確認でその時点では公害というふうな確認がとれるという認識はないので、それでその旨をお話しした中でお伝えをしたというふうな記録があります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） やはり危機管理の薄さが伺われる。まだ公害と認めようとしない。やはり同じでしょう、これ悪臭公害というふうな、こんな大きな地球上の問題になっているにもかかわらず、全然危機感を持っていない、対応をしようとしなない、そういうふうなところにちょっと町の危機管理の薄さが伺われます。そういうふうなことでは町民を守れるんですか。安全・安心という、先ほどから町長が使っておりますけれども。その言葉どおりの仕事をしてもらいたい。きちっとした仕事をしてもらいたい。

次に質問しますが、こういうふうな営業は、地区住民の同意が必要ではないのかなというふうな気がするんです。必要とするというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） このような事業に対する地区住民の同意が必要なのではないかというふうなお話でございますが、新規ではじまる場合ですと、いろいろな排水工事関係もありまして同意をとる必要がある場合もございますが、継続しているところについては現在の法律では同意等への収集の義務はないとそういうことです。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 継続しているというふうに今おっしゃいましたけれども、継続しているのかい、それは植田畜産ですから。新しい渡辺畜産にかわった。それで継続というふうなことは、その前の人の営業を引き継ぐというふうな感じで、同意も何も要らないということなの。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

継続しているということではなく、継続する前は農業関係の施設用地、さらには農業する

ための建物ということでの届出でございますので、それについては違っておりませんが、そのまま使用継続というふうに思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） それで、新しい人にかわったんでしょう。仕事も違うんでしょう。同じ畜産でしょうけれど。豚と牛は同じなんですか。その辺の根拠は何ですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 確かに家畜、牛と馬豚は当然違いますが、通常の畜産というふうなことでのくくりでとらえております。ですから畜産関係ですと、今現行法については悪臭防止法関係が該当してくるということでもあります。それは大きさが違いますから悪臭防止法の法律を適用するかしらないかは家畜の頭数等で規制がありますがけれども、それらは牛も豚も含めて家畜排せつ物法の適用になっていく関係でありまして、同じ扱いがされるというような形になると思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） その確認の件ですけれども、根拠ですが、どこに確認すればいいですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 確認する場所ということですので、土地利用の状況の確認については土地利用の許可権があるところに確認するしかないのかなと。あと、建物ですと建築基準法関係の窓口になっていて指導するところにおける確認になろうかと思われませんが、通常その該当している法律が今のところ、畜産関係だと家畜排せつ物法、ただ、それ以前に農地とかを農業施設用地にする場合には、農地法の適用もありますからその農地法の管轄指定ということで。それから建物は、先ほど申し上げましたように建築基準法関係なので、その許可の関係するところになろうと思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） そういうふうなあやふやな原稿答弁では、みんな納得しないんじゃないでしょうか。そういうふうな答弁というのは問題ですよ。例えば、県中振興局とか、そういうふうなところでもって許可するとか、そういうふうな答弁を伺って、伺った結果オーケーだったとか、そういうふうな根拠がなければ問題ではないですか。なぜ、そういうふうな

結局あやふやな答弁するんですか。根拠。その何か法律云々と言いますけれども、県中振興局は関係ないんですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいまのご質問であります。県中振興局のほうでは、いわゆる水質汚濁防止法にかかわります関係の事務をしておりまして、その法に基づく事務等につきましてもは県中振興局のほうで扱っています。

○議長（今泉文克君） 各法例について、きちんとどういうふうな場所か答弁しないと駄目だよ。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） もう一回、ちょっと大きな声で説明してください。

○議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 先日、水質汚濁防止法にかかわります届け出や指導等につきましてもは、県中振興局のほうで実施することとなっております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） だから私は言ったでしょう、振興局じゃないですか。それで了解もらったの。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 水質汚濁防止法に該当する施設かどうかという判断につきましてもは、かつてこちらの牛舎を利用するときに振興局のほうに相談したというふうに聞いておりまして、その時点では届け出等については必要ないというような振興局の話として記録があります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） それはいつの話ですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 平成19年8月であります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） それは間違いありません。こちらでちょっと確認しますから。ちょっとちがう質問にうつります。私、産業課に電話をしたときに、個人の借入れに対して町が同意したというふうに伺って私はおったんですけども、それは事実だったのでしょうか。個人の借入れに対して、町が合意するという事は非常におかしいなというふう感じておるんですが、それが向こうの営業許可と誤解している部分もある感じですので、その辺の事情を詳しく説明願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまの借入れ関係についてのご質問でございますが、今回については、日本政策金融公庫福島支店のほうに申請がありました経営改善資金個人の方が融資を受けたいというようなことでもございました。これらの政策的な資金につきましては、要件がいろいろとございますが、個人で利用して、さらにはその申請について各市町村等へ事業等の認定の同意をされるというようなことでもあります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ですから、その辺の個人の融資の件に関して、どういうふうなオーケーを与えたかということが営業許可というふうに感じているかもしれない部分がある。だから、そういうふうなところが、もう少し用意周到にお答えするべきではなかったかと思うんですが、間違いなくそういうふうな今言ったようなことで同意したということによろしいですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 資金につきましては、私どもも事業所の方にも確認したんですが、平成18年に、この時点では政府の資金を使わずに自分で融資を受けて確認申請、さらには会社を設置して事業を始めるというようなことで民間の金融機関のほうに融資を受けることが決まって、初めのころに決定したというようなお話は聞いております。そのほかの貸借について条件が整わない状況がありましたから保留になっていたと。今年になりまして会社等が見つかったということで民間の融資より国の制度資金のほうが低利だというようなことで、そちらをご利用したいというような希望があったので、今回の日本政策金融公庫の資金を借りる申請があったということでもあります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 申請があった。同意したんでしょう。町が同意していいのかな、同意。

同意したと言ったでしょう、私が電話して。どこかちょっとおかしいじゃないですか。申請があったという今話でしょう。同意したというふうに私が電話したとき言ったんじゃないですか。小貫課長に。その辺、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） お電話ではおたずねがあった。先ほど申請があったというお話をしましたが、当然申請がありますと、公庫のほうから町のほうにその認定関係についての会議を開催して内容等について検討してほしいと依頼があります。それに基づいて町のほうで、鏡石町特別融資制度推進会議というような組織がございますので、そこで検討ということになります。それは内容について妥当だということになれば認定という形になります。それから、内容的には妥当であるというふうなことに最終的になったので、認定をしたというふうなことでありまして、ただ、言葉では私は確かに、一応電話で同意というふうに多分申し上げたというふうに私も思いますが、書面上としてはその認定というような形での書類であるというふうな状況でございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） だから、それがそもそもの間違いじゃないかと。君子は言葉ないということわざがあるじゃないですか。鳩山さんだって、言葉の失敗が元で失態したんじゃないですか。だからそういう、どういうふうにとられるかわからないから、もうちょっと慎重に答えるべきじゃなかったのかな、対応すべきじゃなかったのかなと思うんです。その辺の反省はないんですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさに、その当時はそのとおりかもしれませんでした。そういう中で、今回1つの課ばかりじゃなくて、また関係課と協議をした中で変更、そういう対応をしてきたということで大変遅くなって申しわけございませんけれども、今回このような、いわゆる4つの課が対応して最大限努力するということが指示をしたということになります。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 最初からそういう答弁をすればいいじゃないですか。そうしたら納得するじゃないですか、素直に。そういうふうな、結局、やはり仕事に対する責任を持ってもらいたい。

ちょっと質問を変えます。それじゃ質問を変えますよ。

19年4月ころ、そういうふうな悪臭、今公害と言う認められないような、まだ認められないような話しましたでしょ、悪臭について、悪臭が発生した当時はこれも騒いだ。そのとき農業委員会の判断はどうだったんでしょうかということ、お答えできるかな。もし、答弁できるんだったらば答えていただきたい。

もう一つ追加したいんですけども、現在このような状況の中で、悪臭公害の中で騒いでいるとすれば、現在の農業委員会の判断はどのようなものかなというふうな考えを聞きたいんですけども、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長、飛沢栄四郎君。

○農業委員会事務局長（飛沢栄四郎君） 8番、木原議員の質問にお答えをいたします。

今回の、18年3月10日に堆肥舎の転用許可申請がありまして、その中で3月と6月に農業委員会の審査をした結果、この中で、まずはため池水利権の同意が得られていない、2番目に既存の堆肥処理の実態から同様な事態が生じる懸念がある。（3）農業振興の面から好ましい計画であるが、市街地に隣接していることから環境上の問題が生じる危険があるということで、転用の許可については保留または取り下げとしました。

以上で答弁といたします。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 町長、今のような話なのです。いろんな面から総合的に判断してもらいたいんです。こう言うでしょう。そこから判断してもらいたい。よろしいですか。いいですね。あと、何かその答弁ありますか。今の経緯に関して。私から聞く。

○議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午後 2時32分

開議 午後 2時35分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 今話がどういうふうにとまとまったか。これじゃちっとも分からない。もう一回、じゃまとめて答弁してください。お願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長、飛沢栄四郎君。

○農業委員会事務局長（飛沢栄四郎君） 先ほどは、農業委員会の見解はということでござい

ましたが、先ほどの転用の許可申請に対しての見解でありましたので、先ほどの発言を訂正いたします。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 町長、話はその後からまとめて下さい。それで、後から教えてください。ほんでないと、ちょっとおかしいことになる。

じゃちょっと変えますよ。その、においが出ないふんなんてあんのかい。

答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

においが出ないふんなんてものはないと思われます。ただ、においを極力抑えるための添加剤というのが、微生物関係のものはございまして、それらを汎用していただくようお願いをしています。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 今、指導って言ったよね。それ、指導したと言うの。例えば、動物はそのままが一番いいの。そうでしょう。北海道の牛だったら健康的にはそこでもいいでしょう。こういうふうな町場の方に持ってきて、そういうふうな柵入れて、えさにそういうふうな、薬品でしょう、それは。薬品を混入させるということでしょう。では一体、においが出ないというふうなことを言っているんじゃない。そうしたらば、牛の体に影響がある。これが宮崎県の口蹄疫の問題です。だんだん人間に近くなってくる。薬品を混入されて。それで免疫が強くなる。これ健康的じゃないでしょう。牛にとってです。搾乳にとっても。健康的ではないです。さっき町長言ったでしょう、安心・安全な食べ物。言ったよね、町長。これ、健康的な飲み物にならないでしょう、そういうふうな薬品を混入させて、えさを食わせて搾乳させて。そういうふうなところが問題なんだ。そういうふうな指導は、さっき指導って言ったけれども、そういう指導はしないでくださいよ。農業だってできるだけ農薬を使わないほうがいいんだから、できるだけ。それを薬品をそうやってどうのというふうな、人間のそういう欲が出ているからこういうふうな大きな病気が出てくるんじゃないですか。池ノ原の畜産関係の工事も今進んでいる。少しずつ。着々。私もしょっちゅう見ている。これをストップさせて話し合いに持っていけないですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ご質問にご答弁申し上げますが、先ほどのご質問のご答弁が悪かったかもしれませんが、薬品ということではなく微生物なので、納豆菌というようなものを、それをまぜて食べさせるということでございました。それから、工事が進んでいるのでストップさせることできないかということでございますが、工事を町でやめろということでの、そういうことについては難しいのかなど、その話し合いの必要性が生じることであれば、話し合いにまざっていただくようなことの働きかけはしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 何か、きちっとしてはつきり、こうわからない、おれは頭が悪いと思うんですね。おれがだよ。だから、わかりやすく答弁してもらいたいです。これは町で、そういうふうないろいろな面で面倒見ているんだから。そういうふうなことは、いろんな面でちょっと問題になっているから、工事をストップしていただけませんかというふうなぐらいは言えないんですか。こういうふうでは、やはり本当に安全・安心な町じゃないんじゃないですか。ひとつ、そこを今、しつこくもう一回答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

工事のストップについては権限はございませんが、こういうお話になってストップをしてお話をしたいというお話があったということは、お伝えできると思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） そのように、私も承っておりますから、よろしく進めてくださいよ。次の質問に移ります。

（2）「牧場の朝のまち鏡石」のイメージとはどのようなものか説明願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） （2）番の牧場の朝のまち鏡石のイメージというふうなことでございますが、現在は町のほうでは、岩瀬牧場の発祥とする唱歌「牧場の朝」の町として町づくりを進めているような状況でありまして、イメージといたしましては、都市部と、それから農村部の魅力の調和する田園都市というようなイメージで町づくりを進めているところでございます。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 今言われたすばらしいキャッチフレーズ、田園都市でしょう。田園都市、これはだからできるだけ住み分けをしてください。住宅地は住宅地、そういうふうな産業は産業として進んでやってやらなきゃならない。それは、常識的に頭の中に入れて判断するとすれば、工事ストップは当然、話し合っているんな文言でも構わない。いろんな考えが出てくると思うんです。そうでないと、この悪臭は駅前のほうまで来ていますから。町長が言ったような、歩いてみて来てみて。おりて、住んでみて、町長さっき、今度は歩いてみたかって言ったよ。だから、そういう町になるのかい。そういう町にしなきゃならないでしょう、みんなで協力して。そうしたら、これは常識でしょう。常識的に判断すれば、それはよく考えてくださいよ、私が言うまでもないんじゃないですか。アパートもあるし、引っ越しでもういなくなりますよ。今度駅東始まるんじゃないですか、駅東。それに影響しますよ。その辺全般的に考えてどういうふうに考えているんですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 田園都市ということで、木原議員のただいまのご質問にございましたが、整然としているというふうなものがたぶん一番良いのかなと思います。ただ、現実的に、そのいろんなところにいろんな業種をやられている昆雑した場所もあることもご承知をいただきたいと思うんですが、そういう部分については、いろんな問題も発生するかもしれませんが、それらの問題についても産業課として取り組んでいかなければならないのかなというふうに思うところでありまして、産業課では、産業振興というような立場での取り組みもしております。先ほどの町長の答弁の中で4課というようなお話があったとおり、それぞれ役割を分担しているんな業務に当たっていると思いますので、今後、ただいまのご質問の内容をさらに検討したいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 本当にわからないです、その答弁は。そうしたら各課協力して、今そういうふうに言いますね。どういうふうな町にしていくのか、町長のキャッチフレーズどおりでは。職員も一致団結、協力は当たり前じゃないですか。多くの法的に乗っ取ってというふうな感じがする。臭いがする。それではいい町になりませんよ。こういうふうなことではいい町になりませんよね。

じゃ、ちょっと次の質問に移りますよ。（3）当町の公序良俗にのっとって判断願いますということは、大きく言えば地球全体の問題、小さく言っても町の全体の問題。こういうふうな常識的なことを常識的に判断するべき。これが公序良俗と私は思う。法律は万能じゃないんですよ。法律というのは万能じゃない。法律なんていうのはなければいいんです、ない

ほうが。逆に言えば。それをみんな利害関係があるから、こうしましょう、ああしましょうというおおわくでかぎをかけてるだけじゃないですか。そこから抜けてのるがいっぱいいるんじゃないですか。その感じもする、私から言わせれば。だから、本当にキャッチフレーズの町にしたいのであれば、町長も職員も町民も一致団結すればいいじゃないですか。法律云々じゃないですよ。法律は万能じゃない。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさにですね、法律は法律でありますけれども、当然法律は万能ではないということは、私もそういうふうに思っております。いずれにしても他人に迷惑をかけると、法律の中であっても他人に迷惑をかけるということは、これはあってはならないと、私はそういうふうに思っております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ですから、人間がつくった社会なんですから、人間のこれは争いなんです。エゴなんです。だから、人間の力で解決しないことはないように思います。それには話し合えばいい。話し合いをしないで法的な云々というのはちょっと合点がいかないというふうなことなんですよね、私からすれば。人間がつくったものは人間が、人間の力で解決できないことはないというふうに偉い学者が言っていますよ。今町長が言ったように、他人に迷惑かける。他人に迷惑をかけているんでしょう、一生懸命。それをなぜストップできない。なぜ、工事をストップさせられない。ちょっと常識的に考えておかしいんじゃないですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） ただいまの工事のストップの関係でございますが、工事については、18年に建築確認の申請許可がおりているので、町でやめなさいということは言えないから、そういうふうないろんなお話があるので話し合い、ストップをしてほしいというふうなお話とか、いろいろ話し合いの場をというふうなことについてはお伝えできると思います。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 本当に即刻伝えてくださいよ。私は確認しますから。

それから4番の質問に移ります。

この悪臭に関しての町長の見解を伺います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 町長の見解ということでありましてけれども、市街化区域と農振農用地とが東北本線をはさみ、非常に接近した中で、今回酪農経営を進めているというところでありましてけれども、市街地の住民は、以前当敷地と室内で行われていた、いわゆる養豚業における悪臭等に悩まされていたことは事実である。その養豚業行われる周辺住民もほっとしたということも事実であります。そういう中で、私は農振農用地である当敷地、当施設での畜産を営むことは、周辺環境からも大変心配をしているところでもありますし、こういった所を利用していることも事実です。そういう中でこれまでの経緯、それぞれにおける法的根拠等、さらには経営者の立場、悪臭等のおそれがあると心配する住民の皆さんがお互いが共存できる環境、こういったことについて望んでいるというような、率直な私の見解です。これについては、当然これから両方で話し合いながらいい方向に進んでいただきたいなということでありまして。あくまでも見解でありますので、そういうことで私は精一杯4つの課において、できる限りの中で対応していきたいということでありまして。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ありがとうございます。

町長の考え、決意の問題ですよね。町長、本当にだめなものはだめなんだ。いいですか、町長は悪いけれども、2期も3期もやるような気ではないでください。1期で勝負してください。1期で。会津の10訓にもあるでは、だめなものはだめです。そのぐらいの強いリーダーシップをもってください。何でも、本当に今までは長くやってきたような感じも受けるんです。それでは町長は、だれが町長になったって同じになっちゃう。これは私はきつく言います。町長というのは1年で物すごく力を発揮しなきゃならない。10年も待って町長の力発揮したら大変なことになっちゃうよ。ですから、町長は1年で即、力を発揮する。これが町長。だから、強いリーダーシップを持ってだめなものはだめなんだ。先ほど言ったように、職員間の横の連絡なんかとれていない。とれてないような感じを受ける。これでは町長受けていないとか何とか、そういう感じがするから、そういうふうなことのないように、町長のリーダーシップを伺いたい。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさに私の見解を申し上げましたけれども、そういう中で、この今までのような経過があつてのこれからの対応だということでありまして、そういう中で、まず4つの課も含めて、最大限の努力をしていきたいということでありまして。先ほどの田園都市とかいろんな事がございます。ただ、最終的には、やはりここで営業をするということに

においては、先ほどの法律であります但法的にはしたということであっても、やはりいろんなことで他人に迷惑をかける、そういうことならないという、私もそういうふうに思っています。ただ、そういう中でのいろんな意味の法的な根拠もそれぞれにありますので、そういったことについて、ひとつ協議をしながらやっていく、そういうことを私は考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） ということ町長の決意をいただきました。早速、公害対策条例があるんですから審議会にぜひ諮問してください。年内のうちに立ち上げるというようなことでお約束できますか、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この公害対策審議会については、1月でというお話があったんですが、私はもう年内に12月にということ指しを出しました。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 一応、公害の畜産関係は終わりますけれども、本当にそういうふうな決意で進んでもらいたい。職員間のリーダーシップ、イニシアチブをとってもらいたい。横の連絡を密にしてもらいたい。そういうふうなことをご依頼して、また審議会を立ち上げていただけたら、年内に審議会を立ち上げていただけるというふうな答弁でございますから、私はこの畜産関係の質問をこれで終了させていただきます。

もうちょっと時間がありますので、その他の公害に移らせていただきます。（1）として、駅前地区のカラスのふんの害なんですけれども、町としての対策は考えているのかということなんです。1つ例を申し上げますと、あのカラスのふんは、歩道、特に学校、小学校前、落ちて固まって子供が歩く、人が歩く、粉じんになる、それを子供が吸う、そうするとぜんそくの原因になるということを知っていると思うんですよ。大人の我々は肺炎になると思うんですよ。肺炎になるというふうなことを著名な先生から聞いております。ですから、そういうふうに町としての対応、東北電電公社、電話公社に電話をして聞いたことがあるんですが、ちょっとした対応はしますというふうなことなんですけれども、やっぱり町の対応はあるのかなというふうな気がするんですが、このままで良いのかな、どういうふうな考えでしょうか、答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 木原議員のご質問にご答弁を申し上げます。

おっしゃるように、電線の場合につきましては、その種類によりまして東北電力やNTT  
にお願いしましてカラスがとまりにくい対策をしていただいております。その下に、いわゆ  
る落ちたふんの関係ですが、私もやはりそれは大変気になっておりました、やはり一定期間  
ごとに清掃といたしますか、そういう活動をしなければならないのではないかといたしますか、  
清掃活動でふんを処理するなど、今後それらについて研究していきたいなというふうに思っ  
ております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） これはちょっと私が聞いたんですけれども、例えば町の中で鉄砲も撃  
てない、スピーカーができない、そういうふうな電線だとか電柱にスピーカーとかちょっと  
したあれをつけて声を出してやれば鳥は去ると言うことを聞いた。そういうふうな、町とし  
ての対応。だから掃除すればいいじゃない、掃除などやっていないじゃないですか。たまに  
は見受けられる落ち葉を拾っているのかなというような感じはしますけれども。ふんまでや  
っていないような感じですよ。今後はやるんですか。ふんまでやるんですか。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいまの件ですが、やはり子供たちの学校前等につきまし  
ては、やはり私は実施したいというふうに思っています。それから、スピーカー等の設置で  
すが、それについては研究します。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） そういうことで、前向きに前進してください。よろしく願います  
よ。

3番に入ります。

高齢化社会の行政側の対応について。（1）ごみ箱設置の問題。都市公園の落葉等の管理  
問題についてです。いわゆるごみ箱問題化、連絡してあるとおりに、ひとり暮らしになってし  
まい、そして体の自由もきかない。ごみは1キロ先のところまで行かなきゃならないと。一  
人では動けない、大変だということで、娘さんが福島にいたり郡山にいたりするから、週ご  
とに来てごみを持っていってもらって整理してもらっているというような現状状況です。こ  
れは説明してあります。そういうふうな高齢化社会になっているんですよ。ですから、そこ  
はそういうふうな一つの高齢化、口ばかりではなくて、口先ばかりじゃなくて、そういうふ  
うなことを考えてもらいたいということを言って、あるんですけれども、その後どのようにな  
っているか答弁願います。

もう一つ、都市建設課。都市公園の落ち葉等の管理の件なんですけれども、これはもうご丁寧懇切丁寧に受けましたけれども、やっぱりその方もひとり暮らし。夫婦おるんですけれども、父ちゃん入院しています。だから、要するに、雨どいに落ち葉が、都市公園の落ち葉がたまって水がじゃあじゃあうちの台所まで入ってくるような状況で、自分じゃ上れないと言うんです。どこに相談したらいいのか、今は何でも相談というところができたようなんですけれども、鏡石の14のボランティアって、そういうふうなことをやってくれるようなボランティアのグループがない。聞いていいかな。どういうふうに対処してくれるのかな。答弁願います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） ごみステーションの設置につきましては、その基準としまして一般住宅で5名、20世帯以上、集合住宅で5名、10世帯以上の4世帯がある地域で収集車が容易に出入りでき、利用者や近隣の合意、事業所の承諾というふうなことで、うちの担当として申請していただくことになっています。しかし、最近の高齢化事情によりましては、四、五軒の利用でも設置しており、柔軟に対応させていただいております。今回の件につきまして、その地区の方で話し合いをしていただいたんですが、いわゆるごみステーションを管理する面からなかなか適当な場所が見つからない状況でありまして、今後検討してごみ箱の設置について話し合いをしてもらいたいと考えております。

都市公園の落ち葉管理等につきまして、関連がありますのでちょっと説明させていただきます。

都市公園の落ち葉等につきましては、委託業者や作業員等で対応しておりますが、公園外については地域の皆様にご協力をいただいているところであります。

清掃の件につきましては、屋根に積もった落ち葉の清掃につきましては、いわゆるボランティア団体、ボランティアセンターがあるのですが、こちらのほうにも照会してみました。いわゆる高い場所におけるボランティア作業についてはなかなかすぐにはできないという返答でありまして、あとシルバー人材センターのほうに確認しましてもやはり1階部分についてはできるかもしれないが、2階部分についてはできないということで、やはりその専門的な業者さんをお願いせざるを得ないですねというようなことでご返答はさせていただいたところであります。最近につきましては近所つき合いが疎遠になりがちな風潮になっております。これをいま一度見直しまして、ふだんから近所同士が気軽に声をかけ合い、助け合いができるような近所の力が地域の力がこれから大切になってくるものと考えていまして、そのための仕組み、システム等について研究していきたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

○8番（木原秀男君） 答弁ありがとうございます。

確かに難しい面もあると思います。高齢化社会ですから、今までと違う本当に違うよ、やっぱり普通のちょっとした考え方では、自分中心の考え方ではできないこともある。我々の年になってね、やはりちょっと若いときとは全然違うからね。高齢化社会になっておりますから、よく考えてもらって対応してもらいたいというのが私のお願いなんですよ。

これをもちまして私の一般質問は終わらせていただいて、教育委員会のほうもあつたんですけれどもそれは議運の委員長に言って削除していただきました。

○議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

ここで10分ほど休議をとりまして、3時15分から引き続き一般質問を続けたいと思います。

暫時休議いたします。

休議 午後 3時07分

開議 午後 3時17分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

---

◇ 渡 辺 定 己 君

○議長（今泉文克君） 次に3番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 3番、渡辺定己であります。

12月定例会一般質問5番目に登壇させていただきました。皆さんからのご指導により4項目について質問させていただきます。

まず、1項目の町づくりについてであります。

6月議会の一般質問でも提案させていただきましたが、今回は町長が推進されています駅におりてみたい、そして歩いてみたい町づくりについて質問させていただきます。

町づくり活動は、全国の市町村においてその存続をかけて行われております。

我が町でも大会3連覇でふるさとCM大賞を受賞し、2008年ふくしまふるさとCM大賞で鏡石町に来て見て住んでほしいという思いが県内に広く伝わったと感じております。全国の例を3つほど紹介してみたいと思います。

まず、埼玉県坂戸市であります。成人病の発生が非常に多く医療費が増大していることか

ら市では健康増進の視点から原因調査をした結果、動脈硬化によるさまざまな病気が発生している状況がわかりました。その対策として血管若返り運動を展開したわけであります。具体的には健康保持を目的に体の内面から改善を図るため、血液との関係が深くビタミンの一種である葉酸に着目し、葉酸プロジェクトを立ち上げ、町づくりの一環として3本柱の取り組み、市民の健康チェック、血液検査及び個人に合った食生活の改善を始めたそうです。

葉酸の1人1日当たりの摂取量について調べてみますと、ハウレンソウで12株が必要とされております。ほとんどの野菜がベストテンに入っていますが、ユニークに思ったのは第3位に岩ノリ、第2位に味つけノリ、第1位は焼ノリだったそうです。いかに海藻が体によいかおわかりでしょう。また、12位にはレバーで、栄養が蓄積されているので上位に入る食材になっております。ある会社の社長さんの話では、体のためにと毎日焼ノリを12枚ずつ食べ続けて、現在では40から50歳代の血管を取り戻すことができたそうです。皆様方もためしてみてもどうでしょうか。町としても健康づくりの実例として検討に値するのではないのでしょうか。

次に、11月に常任委員会で研修をしてきました栃木県の上三川町など、多くの市町村においては実施されています、体を動かして体力づくりをすることで健康増進に上げられる手法です。我が町も当然のこと、健康づくりが実施されております。

最後は長野県の小布施町についてです。ここでは町、町民、業者が一体となり、栗などの農産物で町づくりを展開している模様です。農家の収穫した栗はもとよりおばちゃんがかごいっぱいのお栗を拾い集め、それをちゃんと買い上げしてくれるそうです。そして業者はようかん、栗ご飯などこれらを製品にして販売することで、年間二、三万人の観光客が来町するようで町の活性化に大いにつながっている事例でございます。

これらの事例も踏まえ、町の活性化に向けた取り組みについて次の事項について質問させていただきます。

1つ目は、駅においてみたくなるような駅、ホーム等の周辺の環境整備についてです。

一部では団体会で花植えをして美化運動をしておりますが、これからは学校の生徒、町民、会社関係、そして各種団体に協力をお願いして環境整備をしてはと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 駅周辺の環境整備の考え方ということでありますけれども、また、先ほど前段の中でいろいろな町づくり、健康づくりということにお話しされました。私はまさにそういうことで、いろんな意味で実施していきたいなというふうに考えてございます。そういうことで、この駅周辺につきましては、現在、町が取り組んでおりますフローラの町づ

くり、花いっぱい運動、こういったものについてはさらによりよいフローラの町づくり花いっぱい運動を進めていきたい。そういう中では、このJR駅を中心にした中で私も公約の中で申し上げましたように駅におりてみたい、おりたら歩いてみたい、歩いてみたら住んでみたくなるようなそんな町づくりに取り組んでまいりたいと、こう申し上げました。そういう中で、この駅中心にいろいろ考えてもございます。そういう中では先ほどの前段の中での議員さんにもご答弁申し上げましたけれども、駐輪場の増設とか駅のトイレの改築、あとは図書館の北側の田んぼアート、そういったことも含めてこれからいろいろ検討していきたいということをございます。

そういう中では、当然この駅周辺の花いっぱい運動につきましても私もいろいろと町中を見て歩きます。そういう中では、当然会社の関係でちゃんとして花が植えられていると、これもやはり官民協働ですか、こういったものが成り立っていくのかなということでもあります。いずれにしても、町だけですべてをやることについては限界があるというふうに私は思っています。そういう中では、会社も含め学校も含めそういう中で一緒にこの駅前を中心とした町づくり花いっぱい運動、フローラの町づくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 全くそのとおりだと思います。ただ、こういうふうなボランティアで皆さんに協力を願ってやっていることは、やはり駅周辺ですので、今CO<sub>2</sub>で問題になっております車に余りにも依存した通勤、それから買い物でもそうですし、ちょっと郡山へ行こうかというとき車で出かけるときはやはり電車を利用する。駅周辺を自分たちの手で手入れしたりプランターを設置したりいろいろ手入れすることによって駅に愛着がわきます。それによって駅から郡山駅、矢吹駅とか駅を利用することによって、やはり少しでしょうがCO<sub>2</sub>の削減にもつながっていく、これも環境問題につながっていくんじゃないかと。やはりこういう小さな運動から地域づくりが始まるんじゃないかと私は思うですけれども。いかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私もそのとおりでありまして、なぜ駅なのかということに関しましては、当然これから高齢化社会がますます増すと。そういう中では、これからの交通手段というのは、当然これは私は電車であるというふうに考えてございます。そういう意味でも当然これからは電車の利用、それから楽しく出かけねばならない、それなりの土地を駅周辺を環境整備することは当然であります。そんなことと、あともう一つは、やはりこのこれからの

地域経済なんか等も含めて町の活性化も含めて駅の利用は、都市との交流そういったことも含めて駅周辺は大事なのか、私はそう思っております。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 次の質問に入らせていただきます。

2つ目は、先ほど来、圓谷議員の質問にもありましたが、高齢者に優しい駅づくりでございます。これからますます高齢化が進み、先ほども申したように車に極度に依存しない住みやすい町づくりをするためには、駅の活用が必要だと思っております。また、矢吹駅などばらしい駅もあり、そこで高齢者に対して優しい駅づくり、ホームづくりですね、検討する考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 今、先ほど申し上げましたように、これからは高齢化がますます増すというそういう中であります。そういう中でこの鏡石町が東北、JRですか、に分断されていると、そういう中ではここでも東側でも公共施設がいっぱいあり、さらにはこちらとの関係があるということからすると、やはり駅の自由通路、今のままでは不便である。高齢になると、やはり越すということは大変だと。そんな中で私も駅の改善、これについてはぜひ取り組みをしていきたいと、ただ、何せこれは町のものではございません。多額の費用もかかるということでもありますので、これについては研究をしながら、いついつになるというのは申しませんけれども、できる限り早い段階の中でやっていけるようなそういったものにつくり上げていきたいと。そして、東西が自由に行き交うことができるようなそんなことで対応していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆さん方にもこれについてご指導、ご支援をいただければなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 少しでも皆さんのために検討、また、調査をお願いしたいと思うのでございます。

次に、（2）の、駅に降りて、そして町を歩いてみたくなるような町づくりを進めるには、住んでいる人同士が明るく楽しい生活を送っているように、また、訪れた人へのもてなしの心が大事だと考えております。その一つとして、各住宅、商店街の皆様が一体となり町内の花植え活動を行い、ごみ一つない町づくりが必要であります。花の種類にはたくさんありますが、長く咲き乱れているものも、また春には花が咲き、夏、秋には実を結ぶ一度植えれば

うちにも試して栽培しておるんですが、プランターによるブルーベリーなどの果物もよいのではないのでしょうか。ポットによる無農栽培が試験的に本町通りで行われておりますが、1本の木に三、四十個ぐらいの実をつけております。家族で食べたり、遠くにいる子供、孫たちに送ることもできるのではないのでしょうか。こんなことを町内一斉にやってみるのもまたひとつの意義ではないのでしょうか。

そこで質問させていただきます。

住宅、商店街等の町民参加型の町づくりをどのように推進していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 駅においてみたいという中での住宅、商店街等における町民参加型の町づくりということでもありますけれども、私はそういう中で町の中を本当に歩いてみたい、そういうことについていろいろこれから考えていくわけですが、一つの例でありますけれども、駅前の空の店が1軒ございます。そういった部分での足湯というのも一つ大事なのかなというように考えてございます。さらに、前にもちょっと申し上げましたけれども、駅の東側の中でのいわゆる田んぼアートということでもありますけれども、これについては田植えから稲刈り、そういうところについて都市との交流も図れる可能性もございますし、当然住民等の参加も可能だと。そういうことも含めて、ただ田んぼアートじゃなくていわゆる波及効果等、そういったものを含めてこれからみんなで汗を流してこういったものをつくり上げれば、本当に歩きたいという町づくりになるのではないかなと私は考えてございます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） おっしゃるとおりであります。今ポットの例などを申し上げましたが、ささげ箱ありますね。その田園風景といっても町中に田んぼから稲をもらって植えても一つの環境づくりであります。あれはおもしろい問題です。また、先ほど申し上げたように果物も実のなるいい果物でそれを補てんすることによって、やはり子供たちとの触れ合いもこれからふえていくのではないかと思いますので、ぜひともこれもまた検討の必要があるのではないかと思います。

次に、町の活性化についてであります。

全国各地でご当地ヒーローが活躍する町づくりが行われております。となりの須賀川市ではウルトラマンが活躍しております。我が町鏡石にもヒーローが誕生し、町づくりに活躍してほしいものでございます。そこで質問させていただきます。

我が町の子供たちや地域を救う正義のヒーローを町民の皆さんで誕生させ、各種イベント

や行事のマスコットとして、活性化に向け活躍させるという考え方について町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 町の活性化に向けたヒーローの関係でありますけれども、これにつきましては、私も健康福祉課担当のときに現在のあらま隊、これは当時は仙台市でアレマ隊ということであったんですが、そういうことで視察に行っていて、そして我が町に合った、これはあらま隊ということで結成をして現在に至っているということでもあります。そういう中で、全国にあるご当地ヒーローというのが約600件あるそうであります。このいわゆるヒーローの導入による効果というものには、注目を集めるとかわかりやすく説明をすとか、子供に接するそういったターゲットの拡大、場を盛り上げるとかそういった重要な効果がありますけれども、そのヒーローを使ってどのように展開していくのかといういわゆる長期的な視点、戦略が不可欠なのではないかというふうに考えてございます。

そういう意味では、現実的には当面は既存のあらま隊で頑張っていたいただきたいなという思いがございます。ただ、今第5次の町総合計画づくりが今年からスタートして24年度からスタートするということでもあります。その中には、現在町づくり委員会あるいはその中でもいろいろとアンケート調査、そして町民からのいろいろな意見、そして現在さらにお宝発見隊と、先ほどの歩いてみたいということにもかかわってくると思いますけれども、このお宝発見隊、こういったものが今現在スタートしてございます。そういうことで、町民の皆さんの発想とか意見、そういったものでヒーローがあらわれるというふうに期待をしていきたいなというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 活性化についてもう1点なんですけど、これは通告の中になかったものですから、ただ記憶にだけとどめておいてください。

それというのは、大変町の活性化って全国的にB級グルメが盛んに番組で取り上げられたり店頭でにぎわっておりますが、一つの提案として須賀川、天栄、鏡石の市町村間で、B級グルメの合戦や味自慢とか、そういうふうな会を開催するようなことを市町村で話し合って岩瀬須賀川間でやるような、そしてまたその中で競いながら、そしてまた全国に発信できるようなそんな会合をしていったらいいんじゃないかなと思うんですが、町長、これはぜひともお考えください。

次の質問に入らせていただきます。

次に、2番目の財政健全化についてであります。

全国市町村自治体の財政は、大変厳しい状況に置かれております。我が町においても町長報酬を30%減額し、政策の上でも一步一步進行しているところでございますが、その中でも厳しい状況は変わりはありません。そのような中、私も2点ほど心配なことがあります。

まず1点は、税金の滞納であります。予算の1割を占めているということで、今まではプロジェクトチームを編成して収納に当たっていましたが、思ったほどの効果は上がっていないんじゃないかなと思います。6月の決算審査委員会の冒頭でも質問した経過がございますが、大きな課題ではないでしょうか。

2点目は、駅東開発ではないでしょうか。現在の住宅事情から見ますと、宅地開発は大変厳しいのではないかと思います。そこで質問させていただきます。

1つ目は、来年度の予算確保をするための滞納対策はもとより、少しでも無駄を削る事業内容の再検討をした上で、総務省に対し交付金算定の見直しを図るよう要望活動することについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 町の財源の中で、税収のいわゆる滞納というのは大変この貴重な財源ということでもあります。それはなぜかという、いわゆる地方交付税では一たん算入されていわゆる地方交付税の税金の場合については、75%が地方交付税でいわゆる相殺されてしまう、残り25%が町のいわゆる財源となると。そういう中で、滞納税はそういう意味ではその20%を圧縮するような影響力があるということでもありますので、この滞納税についても本年度から、10月でしょうか、特別徴収の方を雇用をしたということで、これについてこれからも対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それで、その地方交付税というのは、大変町にとっても大きく財源について左右すると、そういう財源であります。これはおとといですか、新聞の中で交付税が1.5兆円の別枠の廃止という、これはかなり大きな私は問題であるというふうに思っております。こういうことでは、町の財政、地方の財政が大変きびしいというふうに私は思います。ですから、この地方のいわゆる経済の活性化も含めて、地方の財政が安定していなければ地方はいろんな意味での経済対策の発想ができないということでもありますので、この辺については、しっかりとこの交付税の関係についてはいわゆる圧縮しないような要望、そういったものを積極的にやっていきたいという考え方でございます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 前にきめ細やかな交付金ということで、町として約6,000万円、天栄村では恐らく1億1,000万円だと思いましたがね。今度これから連絡入りますけれども、12月

下旬にまたこの交付金が来るそうです。金額はまだわかりませんが、確かに過疎対策、そういうのもあってお隣天栄さんは1億1,000万円、我が町は6,000万円、大きな差ではないかと思えます。人口が微増ながらもふえているのに、これだけの差があってもよいのかなと。やはり同じく交付されるというのも、それだけの差額はとても大きいんじゃないかと思えます。

確かに、佐藤県知事は全国の過疎対策の副会長をなされておりますけれども、やはり伸びている町村も大事じゃないかな、お金がかかるのですから一番大事じゃないかと。それでは真剣になって本当にお願いするしかないかなとは思っておりますけれども、ただ、佐藤知事もやっぱりあるものですから、やはりこれはきちっと提出して、要望活動をきっちりしたほうがいいんじゃないかと思えます。これは総務省の管轄になると思えますが、やはりどんどんこの話は、もう何回もしているんですけれども、ただやはり、どこの市町村も容易でないからどこでも出してくる、出してくるけれどもそこはやっぱりやり方だと思えます。政治家もみんな人間でございます。よくお願いすれば何とかなるんじゃないかなと私は思いますので、ひとつその点、町としても要望活動をしっかりとお願いしたいなと思っております。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） これにつきましても、特に地方交付税につきましてもは国の支出のいわゆる基準財政需要額、それから収入額、その関係でなってしまうということで、我が町は面積がかなり低い、換算がなかなかできない、これはもう一つはいわゆる人口、人口についてはセーフというそういう状況であります。そういう中で、我が町は財政よりも比較的いいという状況にあります。

さらにこの地方交付税も、きょうの発表の中にもありましたけれども、鏡石町が再算定で11億9,000万円、隣の天栄村は人口約半分で16億8,000万円というそういう違いがある。これは基準財政の収入と支出の関係でありますからやむを得ないというふうには考えておりますけれども、そういう中でもやはり小規模な面積の小さい町村で努力していると、そういった部分について加算をしていただきたいと、そういうことについては要望してまいりたいと。またプラスこれは普通交付税でありますけれども、そういう中でそれとは別に特別交付税というのがございます。そういう中ではいろいろ勘案できる部分があるということでもありますので、そういった部分の特別交付税の上乗せと、そういった部分についても要望していきたいなというように考えてございます。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 2つ目は、やはり今町長がお話ししたような自主財源についてでございます。

駅東地区への企業誘致や個人住宅の勧誘に町長みずからトップセールスマンとして足を運び、町の自然環境のすばらしさをPRし、そしてまた駅東を早期に完成を図ることについて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この駅東の区画整理事業の進行でありますけれども、これとあわせて、先ほど前の議員の方からもご提案がございましたいわゆる経営不振のいわゆる離脱をするためのビジョン、こういったものも含めてこれから戦略的な計画を庁内で策定をしまして、議員の皆様にご了解いただいた中で、私がセールスマンとして出向くということで努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 我が町の三役はそろいました。すばらしい副町長が参りました。公務の中においては、少しは希望を発揮できる場所が多くなって来たのではないかと思います。あいた時間、少しでもいいから歩いてください。東京まで歩けとは言いません。あいている時間に県にも国にもどんどん歩いてください。そして早期に1件でも1社でも入るように努力してください。やはり努力なくちゃ成功はありませんから。我々も来年は選挙があります。歩いて歩いて努力してこそ成果が上がるんです。私はそう思っています。やはり一步一步、歩いて運動することが成功のかぎだと思います。町もそうじゃないでしょうか。

次に移らせていただきます。

3項目めの道路の朝夕の混雑の解消についてであります。

国道4号線蒲之沢交差点については、今駒議員さんや私も2回ほど質問させていただきました。結果としては、信号のサイクルタイムなどの修正が挙げられましたが、まだまだ改善の必要があります。交差点が混雑している中での側道に進入する車が多くあります。例えば通勤で木賊総務課長もそうです。私も畑もあるし多くの住宅街がございます。その危険性は解消しておりません。現状は国道側、敷地は必要以上に余裕がある状況なんです。そこで質問させていただきます。

町道高久田・一貫線の早期の開通を図りながらも、危険防止及び混雑解消を図るためにも国道4号線蒲之沢交差点の改良工事を関係機関へ要望事項として働きかけることについて町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

お尋ねの4号線蒲之沢交差点の混雑の要望関係でございますが、蒲之沢交差点の混雑につきましては、町道鏡石鏡田線から4号に合流する交差点は直角であり見通しが悪い状況であります。現在、国では優先的に首都圏の交通便な交差点の解消の整備中でございます。東北地方整備局においては、都市部と地方部の地域格差が解消されるというため、東北地方の市町村及び公安委員会に情報を収集しているところという状況であります。ご質問の内容につきまして、町内での交通事故発生件数につきましては、4号国道は極めて多いことからことし10月に郡山国道工事事務所の調査課と交通安全事業の中で関係機関と協議をしました。なお、この協議については、要望等につきまして回数を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） あの交差点は欠陥だと思っているんです。あの朝夕の混雑のときに名前言っていないかどうか、白沢さん、それから大中さん、あの混雑しているときにウインカー上げて後ろは数珠つなぎで土砂置場のところまでつながっています。右折するのにとまっているが、交差点の右折じゃないですよ、側道に入る右折です。後ろにぶつかりますから。こっちからどんどん来ます。工業団地から蒲之沢工業団地きます。四号線からも左折、右折入ってきます。入るんです、後ろからも入る。だれでも一瞬、一足でも1分でも早く行きたいという願望あります。だから飛ばしています。よく追突事故もあります。

やはり今圓谷さんも申しあげましたけれど、欠陥の交差点でございます。あのような交差点は直角に曲る、課長のおっしゃったように直角で曲がる交差点、そこき真っすぐに側道に入る車、あの側道というのは地域のためにつくった側道ですから。ところがその側道をみんなが利用しているんです。4号線の信号が赤になりそうだなと思うと、途中から側道に入って来て旧道に入ってきます。そこから出るときも競争です。4号線から来る車と側道を来た車。一時停止なんだけれども一時停止しないでがんとってガチンなんです。あれはうまく信号を使ったり何かして改善しないとそのうち大事故が起きますよ。

行政というのは何か起きてからでないと動かない。何遍もこのことは、私は蒲之沢交差点は2回質問しています。今駒さん1回。これ4回目です。この後に大事故なんて起きたらば、執行の皆さんに私はちょっと大きな声で再度質問するようになります。5名で主旨をこれから行って郡山国道事務所へ伝えておきますけれども、実際にその交差点に朝夕に来てもらってください。どういう状況か。やはり地域が困っていると聞いたら困っているような対策を

きっちり早く敏速にやっついていかないと、地域の皆さんの迷惑、本当に大変なもんです。いや私が困ってるからって言うわけじゃないですよ。皆さんがそうです。ひとつどうでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどの交差点の原因となる部分については、1つは旧道から直接県道の方に左接してきた車線、須賀川方面に右折する車両ということで、対向する車両と直接直線に入ってくる車との通過がなかなか時間が足りない、そういうことがございまして、当座必要な通過できる必要な時間ということで、当座できることということで、そういう中で信号機の時間調整をお願いして実施していただいたところでございます。今回また、10月に行ったんですが、また重ねてまいるたいというふうなことになるんですが、問題は、ハード面ですと現実的には事例をつくるのが本来の筋かなというふうに思っております。ただその右折レーンをつくるということになりますと、原因者負担で町が運営していくようになりますので、町もちょっと財政困難でやはり厳しいということで、国のほうにお願いをしているというのが現実でございます。そういった観点から、今後は財政のほうにおいても勘案しながら、町でも右折レーンの設置、運用などに向けて検討してまいるたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 先ほども調査・研究と言いましたけれども、やはり調査してください。そして何が必要なんだかこれ見きわめひとつお願いします。

次に移ります。

4項目めの高齢社会の波は我が町にも押し寄せているのが現状であります。中高年の健康の増進のためにゲートボールが流行してきたところでございますが、最近変化が見られ、今はマレットゴルフ、ハーフゴルフ、ターゲットバードゴルフですか、個人競技が流行しつつありますが、町民の要望にこたえるコースを整備すべきと思いますが、例えば鳥見山公園の林間を生かしてのりっぱなコースをつくり、公園も完備されているところすばらしい森林浴を兼ねた環境になるのではないかと思います。県においても文化スポーツ局を立ち上げ、生涯スポーツとした各種のスポーツの振興を図っているものであり、我が町においては以前にもこの計画がございましたが、マレットゴルフ等の普及に向け、もう一度調査・検討をしてみたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 3番議員の町民の体力増進に向けたマレットゴルフの普及に力を入れてはどうかというご質問に答弁させていただきます。

マレットゴルフは、健康づくりに役立つレクリエーションスポーツとして全国で行われておりますスポーツでございます。プレーは、林間や山間などの起伏のある地形を利用したコースを整備して行われております。町内でも愛好者の団体が体育協会に加盟して活動しているところでございます。町では、同種のスポーツとしてただいまお話しありましたゲートボールやグラウンドゴルフも盛んであります。町民の健康づくりや体力の増進からも、多くの町民の皆様にマレットゴルフも体験していただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 県の雇用情勢は0.04%、高い失業率になっておりますが、我が町においてはどうなのでしょう。政府においては1に雇用、2に雇用、雇用対策に力を入れ、緊急雇用対策を重点課題として位置づけているところであり、もし鳥見山公園などにコースを新設する際には、緊急雇用制度を活用し町民の失業者にその仕事を与えてはどうか。また、スポーツを通して、前段に申し上げましたが、町民の医療費は高齢化とともに高まっていると思われませんが、医療費負担の軽減を図るためにもスポーツ振興、とりわけマレットゴルフの野外スポーツの場を提供してはと思いますが。

また、今回この質問をするあれでちょっとお話ししたらば、いろんな情報が入ってまいりました。最初はわからなかったものですから、局長にお願いしてちょっと資料をとってほしいとお願いしてとってもらったんですけれども、そのほか我が町においてもマレットゴルフ愛好会というものがあまして、いろんな学校での指導やら、それからコース等の作り方やショートホールで30メートルくらい、ロングホールで50メートルと記憶にあるんですけれども80メートルくらいということで、ちゃんとゴルフと同じです。ショートホールとロングホールとあって、ハーフで18ホール。やはりゴルフとなれば、一般のゴルフは若い人たちと違って高齢者は確かに容易でないです。

こんなふうに鳥見山公園あたり行って、少し汗でも流してくるかというようなスポーツの場も、ただ歩くばかりじゃなくて、野球はやっぱりできないし、そのぐらいならということでもいいんじゃないかなと思って指導をお願いしたりしました。ゲートボールとはまた違ったゴルフ感覚で遊べるそうです。ただ、コースをつくるにもそれなりのお金が、ゴルフ場のようになお大きなお金はかかりませんが、多少なりかかるということですので、その点のご理解だけはいただいて、そしてまた、須賀川でもこれはつくりました。そこのやつも見学し

ながら、ぜひとも検討してもらいたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

1回目の答弁に少しダブるところもあるんですが、マレットゴルフは気軽に誰れでも楽しめるニュースポーツであり、年齢の高い方々には体力の保持にもってこいのスポーツであるというふうに考えます。コースは林間、山間、河川、公園などどんな地形でもその特性を生かしたコースをつくり、プレーすることができるので、本町でコース設計を考える場合にはどの場が適切なのか、適当なのか、十分に検討した上で結論を導き出したいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどの鳥見山公園の関係でございますけれども、少しだけ補足したいと思います。鳥見山公園は総合公園でございます、要は都市公園というような位置づけにされております。都市公園につきましても、不特定多数かつだれでも自由に利用できるということでございます。マレットゴルフを例えば林間コースを作った場合、そこだけ占有するような形になります。こういうふうになりますと、自由に使っていい公園が占有されると問題が起きてしまうというような現象が起きてまいります。そこで考えられるのは、マレットゴルフのための特設会場をつくるというのであれば、公園の中の別の場所にしたらできるでしょうけれども、現在このままで林間コースをつくるというふうになれば、大分占有するという形になりますので問題が生じるかなと思います。

それから、マレットゴルフの費用については須賀川市のほうからいただきました。参考までになんですが、設計費で550万円、造成で210万円、芝関係で250万円でございます、ゴルフ用品で120万円、その他経費ずっと入れまして150万円、契約に1,000万円ほどの経費がかかるということなどで情報は入っております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君。

[3番 渡辺定己君 登壇]

○3番（渡辺定己君） 以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◇ 今 駒 隆 幸 君

○議長（今泉文克君） 次に4番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

4番、今駒隆幸君。

[ 4 番 今駒隆幸君 登壇 ]

○ 4 番（今駒隆幸君） 4 番議員、今駒隆幸です。今回はひさびさの一般質問になるんですが、当初 9 月に一般質問をする予定だったんですが、もうすこし温めて内容を検討したいということで今回の質問となりました。今回 5 項目を、提出させていただいています。

この 5 項目の大枠は新年度予算、来期からこういうことがこのような事例があるということで私、提案させていただきたいんですが、そのテーマとして活性化の準備、意外となんか皆さんいつもいろんなニュースとか見るとすぐ活性しろとか言うじゃないですか。劇薬的に何かもう何か活性化しないと国民が何か騒ぐみたい。例えば今私たちが忘れてるのは、それをするのも準備というのがあって、そこをやっぱりやっていないからうまく活性化ができないということが多いのかなというふうに思うんです。そういう場合には、しっかり時間をかけて取り組んでいく、そして 2 年、3 年後とかに活性化させていくというやり方も一つだというふうに思うんでね。その中で私 5 項目は提案させていただきます。

1 番に、社会科教育の取り組みについてということで項目を挙げました。その中で、いじめ虐待防止キャンペーンのテーマを設定し、子供、親、住民へ講演会や教室等で社会科教育を受けられるようにしてみたいかでしょうか。例えば命の大切さをテーマに掲げ、話題の戦場カメラマン渡部陽一氏を招聘し、命の大切さを公演願うことは、仮に多額の経費がかかったとしても効果があると考えます。例えばというふうに言ったんですが、そこに向けてもらう前に、社会科教育の一つとしていじめ虐待防止キャンペーンをやられてみてはいかがかということなんです。

町には文化講演会の場というのはあるんですが、これは大人気なんです。非常にたくさんの方が集まっていい雰囲気、皆さんそれらのチケットを買っていくということですが、ただ私がこのごろ思うのは、教育長が新しくなられてちょっとわかりかねないところもあると思うんですが、鏡石はたまに子供のことだとかいじめのことで大きなことで話題になったことがあるわけですね。皆さんも報道とかで知っていると思うんですが、数年前、皆さんもご存じでね、数人で長い間いじめをしてしまったと、結果、卒業式も出席もできない、最後は子供らが別々の学校に行くということの余りいい結果ではないことが鏡石町で起きたんですね。そのときに、私は教育長に同じテーマで質問しているんです。やっぱりこういうテーマのキャンペーンをやって、多くの人で共感しながら改善していくというやり方も一つではないかと思うんです。

例えば、教育委員会だけで問題の解決をするというのも一つのやり方、それでいじめゼロというのも同じ。だけれども住民全体でそういうことを何とかこの町でよくしようということを考えてやるのも一つのやり方だと思うんですね。そういったことで、例えばと、今その例えばは命だと、非常に日本人には自殺者が年間 3 万人もいるわけですから、世界じゅうで

もちょっとこれだけ先進国でも珍しいというふうに言われているんですが、非常に命がちょっと軽くなってしまったと。そういったことで、私はぜひ多額のお金を使ってでも今一番市民が命の大切さを訴えることができる方を招聘してそういう講演会をなされたらいかがでしょうかという提案をぜひしたいんです。お答えください。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 4番議員、命を大切にす教育の充実を図ってはというおただしでございます。ご答弁申し上げます。

いじめや虐待は、絶対に許されるものではないという考えに基づいて教職員が一体となって未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。また、学習指導要領の中でも道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通して生命のとうとさやかかけがえない生命の尊重について教育を行うものとされておりま。これらをうけまして小・中学校の道徳の授業等で、その授業におきましては友達への思いやりの大切さや、命の大切さを教えるとともに、全校集会などでも機会をとらえていじめ防止や命の大切さについて指導を行っているところでございます。ただいま議員さんのほうから提案をいただきましたことにつきましては、貴重なご意見としまして、再編成の中で私ども十分に検討させていただきたいと思っております。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） では教育長、ちょっと細分化していきましょう、さらにその講演会が素晴らしいと、そういうことでやっていくと、いじめだとか多くの方が共感していくということなんですが、私は今思っ、どんなに努力しても人が集まればやっぱりいじめはどうしても行ってしまう。それをどうやって私たち大人が最小化させるかという行為をずっと継続して続けるっていうのがもしかしたら私たちの仕事なんでしょう。使命、特に行政もその使命なのかもしれないですね。今教育長のお話には、子供たちにそういうふうな命の大切さとか、いじめが人を傷つけることはよくないということを教えていかなきゃならない。

私、教育長、ぜひ文化講演会でも一つさらに提案したいんですが、親と子が一緒になって学べるところをやっぱり、そういうケースをつくっていただきたいんです、まずは。というのは、そこが一緒に教育を受けられるというか、一緒に話を聞いて共感して親子で話すことができるということがあるのであれば、私は何かそういったことで家庭内での教育ができるということだと思っんですね。じゃ家庭内で今教育ができていくということなんですが、できる人はセミナーとかそういうもので勉強しているとは思っが、今これだけの不景気でその程度ができるぐらいの社会です。なかなか子育てしながらそういうのは難しいと思っんで

すね。

そう考えると、私は親子でそういうことを学んで、家庭の中の教育にも入れていくというやり方を行政が仕掛けるというのも一つのやり方だと思うんです。それは、文化講演会というやり方もあるし、さらに、経費を使ったとしても教室でそういうことを仕掛けるということもできないわけではないと思うんです。なぜここまでしつこくこういうふうに訴えるかということなんですが、私たちは備えないといけないですね。絶対にやっぱり日本じゅうで起きていることは私たちの町でも起きます。今これだけの情報化社会だから、だからこれだけ皆さんの努力でこれだけ子供が多くなったんですから、できればそこにさらにそういう教育ということをお私に備えてあげたいです。今言われた親子での教育という点ではどう考えるかお答えください。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

家庭教育の重要性を訴えられたのかなというふうに私自身はとらえさせていただいたんですが、家庭は子供の人格形成に第一義的な責任を有しているというふうに思います。近年、家庭の教育機能の低下やしつけの不徹底といった状況が生まれているのも事実でございます。しつけなども含め、あるいは命の大切さなども含め、子供にかかわる各種の問題解決をするために、各家庭において教育的役割の重要性を再認識することは大事ですが、それに学校もやはり大きくかかわっていかなければならないだろうというふうに思います。いろいろな体験活動を通して、その体験活動の中にはお父さんと一緒にあるいはお母さんと一緒にということも加えているかもしれませんが、そういった中で子供たち一人一人の心を育てていくということが、とても大事なことだろうと思います。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番（今駒隆幸君） では教育長、さらに大きくしていきましょう。実際に、いじめ虐待防止キャンペーンということが仮にですよ、これからそういうことで考えられるのであれば、各教室だとかそういう教育は大切だという話は今共感できたと思うんです。私も今の話聞いてそのとおり、もちろんそれには予算がかかるし、頭が痛い問題になるのもわかります。しかし、そのやることは、目的はこれから未来を担う子供たちとか、町がこれから活性化するためにそういう方々が必要だということを考えればそういうのが必要だと。

私一つさらに考えていくのは、皆さんが先ほど言いました高齢化の話になります。今深谷議員いらっしゃいますけれども、老人会であれば彼も頑張っているし、彼は私にこんなこと言っぴっくりしたことがあるんですけども、老人会も高齢化してきて運営者がいない

と言うんです。これ何のことだというふうに思ったんです。どういうこと言っているかというのと、運営者が高齢化して新しい人がこう入って来ないということなんですね。例えば老人会で今いったらば、ただ問題提起を出されたと思うんですけども、そういう状態に組織が陥っているという話なんですね。私、教育長、町長、そういう話を思うと、高齢化のことの準備ということは、今各議員さん側からも提案というのがあったと思うんです。

そう考えると、高齢化の準備をする前に私たちがある程度一定の共感ができる教育が必要となってきます。高度成長期でやっぱり激しくなり過ぎて、教育が一定のその共感できるところが一定じゃないんですね。激しく動き過ぎて。だからそこがある程度の共感できるところの教育というかその教育が、私は絶対必要だと思うんです。そうすればある程度皆さんがうまくコミュニケーションをとれてということもできるのではないかと思います。一番コミュニケーションの不足しているのは今子供たちなんですね。なぜかというとなかなか簡単なことです。核家族。皆さんが行政で政策で核家族化が進んだために、経済活性するためにね、おじいちゃん、おばあちゃんから子供らが離されたわけです。孫がね。それは次男、三男そうなるってもしようがないね。そうするとそこにそういう多くの大人がかかわらないわけですね、子供に。そういうことの積み重ねがなんか何というのかな、コミュニケーションをなくしてきた原因なのかなということも私は思うわけなんですね。

そういうことを考えると、ここの今言った社会科教育のあり方の取り組みということもありますが、ひとつみんなで町全体でテーマを決めてみんなで学ぶということが僕は前提で大切なのかなと。今の話というのは戦場カメラマンの例えば渡部さん呼べば子供たちは喜ぶけれども、大人は何を話すんだろうということになると思うんですね。何を話すんだろうというのとどういうことかというのと、それだけでももう考え方の格差があるということなんです。ただちゃんとテーマを決めていけば、みんなでなるほどなということになっていくと思うので、そういった次はちゃんとテーマを決めてそういうことの教室や文化講演会を私はやるべきだなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまの質問に答弁させていただきます。

大変貴重なご意見をいただいたなと思っております。そのときそのときに例えば文化講演会で講師を呼ぶというようなことではなく、みんなが共通理解を持った中で講師の先生を検討し、呼べればまた違った形のすばらしい講演会もあるのかなというふうに思いますが、それらにつきましても一応意見として私ども検討させていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番(今駒隆幸君) ぜひ検討でも構いません。検討というか考える、取り組むという行動を起こすことが私は大切だと思いますので。ただ非常に、先ほども何回も言いますがけれども今不景気になりましたよね。私はやっぱり自殺者がふえたりするのがちょっと悲しい限りなんです。本当は子供の話とかすれば皆さんも考えるわけです。そういうことの予防策として、そういった行いは一つ非常にいいんじゃないかと。やっぱりそれをやるのには、教育がもしかしたら大切なんじゃないかと思って提案いたしました。ぜひ考えるということが私大切だと思いますので、そういったことを取り組んでいただきたいと思います。

2番に入ります。

人材育成、社会起業家の育成に助成を。

この長い不景気の中、人材育成という点では、公共も民間も金銭的に力を注ぐことができなくなったと言える。これからを担う若者には、より学び、社会で還元できる環境づくりがこれからの町づくりには大切だと考えます。そこで会社経営及び担い手に限定して経営、社会勉強ができるように助成を考えてみてはいかがでしょうか。例えば町の商工会や日本青年会議所、法人会、朝の勉強会を取り入れた倫理法人会等の社会活動、リーダー育成を目的にした団体への会費助成、人づくりの一環として考えられないかお聞きします。

○議長(今泉文克君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長(小貫忠男君) 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

(2)の人材育成、社会起業家の育成に助成をについてでございますが、厳しい経済情勢下において優秀な人材の育成や確保、従業員の資質の向上、能力開発、技術力の向上を図るために行われる人材育成は、企業の経営基盤の強化や競争力の向上を図る上で重要な要素だと思われま。それら個々の取り組みが地域産業の振興や向上につながる助成となるよう、商工会、関係機関と受け入れを交換しながら、また、具体的にご提案をいただいた内容を含め検討してまいりたいと思います。

○議長(今泉文克君) 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番(今駒隆幸君) 皆さん、ここがなぜ重要なのか、こういう質問するかということをご皆さんに今からお話しします。

1993年ごろ、皆さんご存じだと思いますけれども、バブルがはじけてからの世代は大体私と同じくらいで39ぐらい、就職も困難です。そこからもうずっと下がりがまして、経済もずっと下がったままです。そのときに東日本石油の社長があるパーティーで言ったんですが、東北はもう約20年間、丸々浮かび上がっていない、こんな状況があるんだろうかというパー

ティで発言なされたんですが、全くそのとおりなんです。その中なんですが、バブルがはじけてからなんですが、それ以前はどうしていたかという、高校、大学を出てから、会社で人づくりをしたんですね、その当時は。ちゃんとそういうところで社会のあり方とかそういうことを学んで社会人にしていくということだったんです。しかし、バブルがはじけてからなんですが、皆さん本当に会社もそこにお金は全くかけられなくなってきてしまったんですね。一体今どうなったかということなんですが、実際、鏡石でも若手とかいるんですが、勉強してみないかと言ってもその勉強代が出ないということなんです。全く持っていない。以前はそういうことで勉強していたけれども、その勉強代もなくなったと。子育てするのも大変だという状況に陥ってしまったんですね。

私、皆さん、NHKのある1時間番組を見ましたら、ミドルエイジクライシスという番組を皆さん知っているでしょうか。私、その番組を見てちょっと驚いてしまったんですが、今日本の各世代で一番うつが多いのはどこの世代は知っていますか、皆さん。ちょっと世界でも例がないんですって。30代なんですって。次に40代、50代と来るわけなんです、そのNHKの番組では、なぜそうってしまったのかということをもとに学者と民間と調べているわけなんです、そしたら戦後生まれの方は、30代はいい暮らしというか、いい社会で教育も受けてちょっと弱いんじゃないかという、何を甘えたこと言っているんだということをファクスとかで言われる。確かにそのとおり、皆さん、私らの世代だと本当に学生時代とかもいい食事もしていい格好もしてということだったんですね。

しかし今そのNHKのアナウンサーと学者が言っていたのは、うつが多くなってしまった問題をよく考えないといけないと。行く行くその人も40代、50代となって国を背負っていくんだぞと。そのときになってこれだけうつが多くてこのままいくとどうなるのか。そういうことで、今世界じゅうの先進国でもこんなない事情でどうやってそれを改善していかなくちゃいけないのだろうということをここで学者が話していたんですね。これはもう一つ質問の中でこんなこと言っているんですね。今その30代が子育て真っ盛りしているんだと。一番うつの多い世代が。その後どうなっちゃうだろうと。一番うつの多い世代が子育てしているなんて。ほかの世代の助けが絶対必要だろうということを学者が言うわけですね。今日本はそれができていないと。それは日本だけじゃなくて地域もそうなっていると。この高度成長期からバブルが終わってからと。

私、それ1時間見て魅せられちゃったんですね。ただの1時間番組かと思ったら、その後もずっと続いた特集になっているわけですね。そのNHKの番組では、絶対ここに手を入れて何とかしなくちゃいけないということを言われるわけですよ。私はそのNHKの番組を見てこれは思ったわけですね。日本でも起きていることは同じだと。起きていないことはないと思います。私はこれはやっぱり先ほど言ったリーダーをつくるということというのは何か

というと、精神をつくるというところなんですね。大体は、その精神をつくるという社会科教育が、バブルが外れてからやっぱりなかなか教育されることがなかったわけなんですよ。今までは会社でやったんですが。今では二十で大学過ぎて、就職率、就職もないけれども、最初から企業、プロを求めるみたいな形になってしまいましたね。またおかしな形になってしまいましたね、すごくそれが難しいですね。

私ね、どうしてもこれだけはやっぱりお金がないから要らない、行けないというのは皆さんは甘いと言うかもしれないけれども、人づくりをよくしていかなければ、この町だってリーダーをつくっていかなければ子供たちだって衰退していきますよ、皆さん。そういったところでは、やっぱりこういうところの補助というか何名枠、テストで何名枠でもつくったらいいんですよ。そんな高くはならないけれども。そういうことでやってみるというのも私一つだと思えますよ。町長どうですか、人づくりという点ではどうですか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 最近、今ご質問の私もそういうふうに思っております。そういう中で、私も農業、いわゆる商工を含めてその人材育成については進めてまいりたい。これ当然教育ももちろんそうであります。やはりその人づくりというのは大事だというふうに思っております。そういう中で、新年度の予算の中では金額は微々たるものかもしれませんが、そういう中で担当課のほうには指示をしたところであります。これはあくまでもいわゆる研修も含めた中での中身についてはいろいろ検討しますけれども、人材育成のための予算を組み入れていきたいというふうに考えています。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、ありがとうございます。絶対にわかっていることは、その世代を担う、鏡石で生きている30代も担うときが来るということだし、30代だけじゃなくて担い手もその時期が来るということです。そこをしっかりと社会でそういうことで育成することができれば、行く行く町自体が活性化につながるという、これも準備ということなんですね。そういうことになると思いますので、ぜひ町長、テストケースでも構いません。僕はこれ自体はそんなにお金かかるものだと思いませんから、こういうケースでまたこういう団体と外交を図るというのも一つのやり方なんです。やっぱり鏡石町内政だけでやったのでは、先ほど渡辺議員からありました。どこでも歩いてくださいと。自分らだけじゃなくて、そういう補助を出した人らが外に出て、それがまた皆さんで集まっているんなことをやっていくということは、取り組んでいくということになれば、町は絶対活性化すると私は思うんです。だから、ぜひ新年度予算でそういう担い手の勉強ということで、人材づくりという

ことで予算を計上していただきたいと思います。ぜひともこれはお願いということで要望ということでお願いしたいと思います。

次に続きます。

3番の環境、町のイメージ美化。

多くの方が出入りする町の玄関口鏡石駅をより美化することで、イメージアップが図られると考える。まずは駅のトイレを男女別に設けることの改善を提案したいがいかがだろうか。

先ほど、町長が改善すると言われましたので、後ろで深谷議員が非常に喜んでいました。商工会長だからですね。前から言われていたということもあると思いますし、そこを美化するということは非常に悪いことではないものですね。

では町長、どうですか。私2つほどこれ続けて一般質問しようかと思ったんですが、あそこをペンキとかどうですか。ペンキとか、僕はあともう一つ気になるのは、すごくきれいなんだけれども線路沿いの草ね、あそこ何となく、あれもJRの土地なんだけれども、そういうところを美化することで、先ほど言った本当の田園地帯ということに私はなっていくと思うんですが、そういったことの対応はどうでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 駅を中心とした建設事業に取り組みたいと。そういう中で、一つには今大変利用しづらいという男女一緒のトイレ、そういうことについては先ほど答弁したとおり、これについては改善していきたいという考え方でございます。もう1点、いわゆる現在の駅の構内というかその部分についての環境美化、これも当然町の所有部分もちろんあるでしょうし、JRの所有部分もあります。さらには町で調査をしなければならぬけれども周辺には個人の土地があると。そういうことも含めて、やはりその周辺の環境整備について、それからどうするかということについてはあわせて検討していきたい。これは当然先ほど言いました官民一体と、共同作戦ではありませんけれども、そういった中で、いわゆる町だけでやるんじゃないということも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、ぜひイメージアップが私は町のイメージは人口増につながる、人口増につながってもソフトがしっかりしなければということなんですが、私は今回はほかの町よりはこの町はそうなっていると、私らの世代が住みやすく大分そういう町にしてくれたと。だから、ぜひその窓口というところの美化だったら、例えば町長、考え方なんです、先ほど言ったペンキで、汚いところをペンキで明るくするだとか、この冬景色だとイルミネーションとかもお金をかけてやっても僕はいいと思います。なぜかという、多くの方が見

て、多くの方が使うというものに対しては、公共事業であっても僕はお金をかけるべきだと思うんですよ。そういう考え方では、住民にはコンセンサスというか同意は得られると思います。ぜひ、私もより歩いてどういうところを変えればいいのかということを考えてみますし、またそういうことで協力していきたいと思います。また先ほど、ちょっと戻りますけれども、人材育成したときにその人材育成の中で、そういうことが民間からできるということになっていけば、行く行くは先ほど町長言った町の執行部だけではなくて、みんなでやれるという、民間がやってくれることでもよいので、ぜひそういったことも含めて美化ということには努めていただきたいと思います。

4番に移ります。

子宮頸がん予防ワクチンの補助。子宮頸がんのワクチンを接種すると、有効期限が20年以上、9歳からのがん予防にきくことがわかっています。日本でも限られた一部の自治体で公費による接種を行い始めている。鏡石町の子供たちに予防接種をする考えがあるかお聞きいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

子宮頸がんは、発がん性ヒトパピローマウイルスいわゆるHPVで、国内は年間1万5,000人が発症し、約3,000人が死亡しています。特に30代では女性のがん死亡率の第1位を占めております。子宮頸がんワクチンは、欧米を初めとする100カ国以上で発売され、WHOも接種を勧告しております。日本では特に発がん性の高い15種類ほどのウイルスの中で、若者にふえている2種類、16型と18型に対する予防ワクチンが平成21年10月に承認され、任意に接種が始まりました。ワクチンは3回接種が必要で、4万円から6万円程度の費用がかかることから、厚生労働省においてはHPVを予防接種法における定期接種に位置づけることを想定した対応が検討されておりました。2010年度の補正予算に子宮頸がん等ワクチン接種緊急臨時特例交付金（仮称）を計上しております。

本町では、国の予防接種部会における意見書や国内外の動向、ワクチンの有用性、事業の継続性、公平性、そして健康被害対策等を考慮し、平成23年度に実施の方向で計画を進めており、補助金のあり方につきましても今後検討することとしております。なお、子宮頸がんの予防効果を高めるためには、ワクチン接種後も子宮頸がん検診を定期的に受けることが必要であることから、子宮頸がんの原因や予防に関する普及啓発と、がん検診の受診勧奨に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番（今駒隆幸君） この質問をするに当たって、今答弁の中では平成23年、そういうふう  
に考えてあるのだと、だからもうすぐかというのもまだ現実になるかというのはまだわから  
ないですが、それを聞いただけでも、考えて何とかそういうことの実行というか考えもある  
んだというだけでも僕はちょっとほっとしたんですが、それだけでも全然違うなと思ったん  
ですが、なぜこの質問をするかという、ちょっと皆さんに申し上げるのは、たった2人の  
女性が私のところで話をしていたんですね。

1人は38歳の方でそういうふうな重病なやつで先生に勧められてそういう治療をしている  
と。行くとそれだけお金がかかってしまうということを言うわけです。これはこの不景気だ  
からなかなか大変だという話を1点聞いたのと、もう1点は、3歳の子供を持っている働い  
ているお母さんなんですが、その方はいつも鏡石に住んでよかったですと、特に15歳まで医  
療費無料になって結構みんなほかの町に自慢しているんですということを言うんですね。そ  
のお母さんが、鏡石町がそういうことをとらえて動いてくれているというのをわかっていま  
して、特に不平だとかというのは全く言わないんですね。本当にいい町だというふうに。

ただ、子供のことになる、一つちょっとお伝えしたいことがあると。何ですかという話  
になったら子宮頸がん。今駒議員さんに言うのはちょっと迷ったみたいなんです。何です  
かと言ったらあなた男の方だからと。じゃあれですかと言ったら、町の議会には女の方が  
いないから、どういうふうにそういうのを伝えていいかわからなかったということなんです  
ね。そういうことでも私は、なるほど、いろいろやっぱり問題点はあるんだなというふう  
に思うんですね。私はそこの話を聞いて、私はだめでも子供には接種をやっぱり考えられ  
るような町づくりをしないといけないとこれから先。私らよりこの先の子どもらにガ  
ン予防などそういうことをやれるような町づくりがこれからは必要ですということ  
を言われまして、じゃ一般質問いたします。そういうことで一般質問をいたしました。

それで、今23年からということなんです、町長、私もこれはよく調べて質問はしたとい  
うか、よく物を読んでやったんですが、非常に効果が出づらいと、海外では早くから子供  
たちに接種というのが今はもう基本になっていると。日本は臨床が、システムがちょっと  
おくられているから、遅くなったんですね。問題は高額ということもあるわけなんです  
けれども。しかし町長、この町には女性が多くいらっしゃるんです。そういうことを  
考えると、そのポイントという政策では考えなくちゃいけないし、教育長も子供とい  
うことでは考えなくちゃいけないところだというのはよくわかるんですね。きょうは  
今泉議長から23年からそういう話が上がっているんだという話聞いたから、ああ  
そうかとそれを説明するつもりなだけけれども、ぜひ私たちで、予算がなくても  
何ができるかということなんだけど、町長と私は政治家だから町だとか人に訴  
えることというのはできると思うんですね。そういうことを皆さん

が要望していると、町の予算ではどんなにしても無理だということはできると思うんですね。鏡石町にも女性がいるし子供がいるから、そういう方がそういうことを望むのであれば、私たちはそういう活動をすべきだと思うんですが、町長どうでしょう。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私もこの子宮頸がんのこれについては、テレビを見ながら少しずつ感じております。そういう中で、先ほどご指摘がありました女性の方と私も同じような考え方で対応してまいりたいというふうに、考え方は同じです。そういうことで23年から対応させていただくということでもあります。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、いろいろと本当に要望ばかりで申しわけないけれども、言葉はただですから。それと先ほどの歩くのもただですし、ぜひ私も一生懸命、鏡石町の予算がなくてもそういうこと要望すると国に訴えたり、そういうことでお金が出るように要望することやっていますので、ぜひそれはお願いしたいなということだと思いますし、さらに、薬は新しい考え方では男にもきいてくると、がん予防にきいてくるとということさえも学説で出ていますので、そんなことを今日本もすごくがんも多いので、そういうことも早く私ら身につけて考えていくのもこれから一つなのかなというふうに思っています。ぜひよろしくお願いします。

あと、5番になります。

住民と協同町づくりには情報公開を進めるべき。住民に行政を知ってもらい、共同作業をより進めることが大切だと考える。岩瀬郡一、福島県一、日本一とのステップで情報公開を目指してほしいと考えるが、今後の情報公開の姿勢をお聞きいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町づくりにおきましては、町民の皆さんの信頼関係の土台の上に立った協働の町づくりを進めることが大切であると考えております。その基本である信頼関係を構築するには、ただいま今駒議員からありましたとおり、情報公開を進めることが非常に重要であると感じてございます。

町におきましては、平成11年に公布いたしました鏡石町情報公開条例に基づきまして、公文書の開示及び情報提供の推進に努め、町民の知る権利と個人の尊厳を確保し、町民の町政への参加をより一層推進し、開かれた町政の実現と町政の公平な運営を目指しているところ

でございます。町の各実施機関におきましても広報紙や資料の配布、回覧などによりまして情報公開を進めておりますが、今後も内容の充実に努めるとともに、防災行政としての運用やインターネットを活用したホームページをなお一層充実させるなど、町民の皆さんにとって必要な情報をタイムリーに提供し、開かれた町政を目指してまいりたいというふうに思っております。なお、反面でございますが、情報の管理の徹底もあわせて必要になってくるということもございますので、そちらにつきましても厳正にしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 総務課長、これはずっともう何年も何年もそういうような話しして、今本当に鏡石町はホームページ見てもその運営というのはすばらしい範疇にあります。私がお伝えするのはやっぱり先ほどおっしゃった管理ということもすごく大切ですし、木賊課長から言われた住民と一緒に共感ができて知るといって周知をするということは大切だと思います。ぜひ町長ね、やっぱりできれば何でも一番を目指すというのが一つの考え方。できなくてもそういう気持ちを持った町づくりということは私大切なんだなと。今どきは情報公開するなんていうのは当たり前のことですから、やはりそういった町長が言われた町民と協働するというか、駅の話でもそうだけれども、皆さん知らないからだれかのせいなのね、知っていれば皆さんやっぱりね、それを協働する人のほうが私は多いと思いますよ。

そのことの町を考えている、ボランティアを探しているということであれば、これだけの高齢化社会になると余暇を余す方々がいらっしゃいますので、その方々が生きがいとしてそのようなことができるということも、情報公開で一つできるのでないかなと思っております。これは私の考えですけれども。町長、もう一つ提案あるんですけども、先ほど渡辺議員に借りたんですけども、自分の忘れちゃって、町の広報なんですね。大変すばらしい、もうどんどん変化して情報も見やすい。皆さんね、この町の広報じゃないんだけど、町の広報も高齢化社会に対応しなきゃいけないですよ。やっぱり字を大きくして、物を大きくするというをそろそろ私たちも考えていかなければならない。できれば整理されて一つのものでということも考えないといけないですね。

例えば、商工会の新聞でも何でも行政の新聞を中心にしながら、一つにまとめてみんなが見やすいということもやっていかなきゃいけないと私のほうも思っておりますね。だから、町長、ぜひ、今情報公開の大切だということは、広報の大切さという、木賊課長も今管理の大切さと言ったと思うし、すごく大切なんですけど、今出している広報紙をさらに活性化の一環として考える、高齢化に対応した広報紙をつくるということを私は提案したいんで

すが、そのような形はいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 広報紙ということですが、今までの担当もしっかりとした広報担当をしているなど私自身は感じております。そういう中で、さらに今言われたようなこれからの高齢化社会においたそういった対応も、これからきめ細かな内容で対応していくということも大切でありますので、そのようなことでこれから取り組んでまいりたいというふうに思います。

○4番（今駒隆幸君） 皆さん、ありがとうございました。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 本日の一般質問はこれまでとし、本日はこれにて散会いたします。

なお、あす午前10時から一般質問を続行いたします。

散会 午後 4時56分

平成22年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成22年12月9日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者 兼出納室長	八巻司君	農業委員会 農事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会 職務代理者	角田一幸君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長  
局

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に続き、一般質問の通告がありますので、通告者の発言を許します。

---

◇ 柳 沼 俊 行 君

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、朝出がけに見ておりましたら金星の状況を調査するはやぶさが、行ったけれども軌道に乗らなかったというTV報道がありました。前のイトカワの衛星に行った衛星の2号、同じような形で成功するのかなというような考えが国民にはあったようであります。しかし、この衛星はあと6年後に、今回は失敗したけれども可能性はあると、本当に人間の技能というのですか、また未知の世界に挑戦する気持ちというのはすばらしいものがあるなど、改めて感じた次第でございます。しかし、この現実は大変厳しい時代に入ったなど。今、同僚議員から言われました。きょうは日程が詰まっているから、質問時間を残して、自分の立場であることを頭に置いて、次の会議に支障がないように質問しろという話がありました。そのぐらいのことを十分に考慮しながら質問してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、福島県都市計画マスタープランの見直し及び線引きの見直しと町の計画見直しについてということで、細かい部分で、11月2日の新聞報道によりますと、22年11月1日、県都市計画区域マスタープランの素案を都市計画審議会小委員会に示した内容が書かれてありました。示したということで報道がありました。内容が我が町の都市計画マスタープランに変更があるか伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

6番議員のご質問に答弁をいたします。

福島県都市計画マスタープランの見直し及び線引きの見直し、それから町の見直しについてのご質問でございますが、その中のご質問ということで、22年11月1日の都市計画県の審査会に関する町の変更ということでございまして答弁したいと思います。11月1日になりますが、福島県都市計画審議会、都市政策専門推進委員会というのが正式名称でございますが、この委員会におきまして、都市計画マスタープランの見直しにつきまして、都市計画の関係の今までの成果になりますが、昨年度までの議事の内容、それから各区域の都市計画マスタープランの素案が審議されました。その中におきまして、当町に関係がある県中都市計画についてであります。県中都市計画区域については審議された結果、大きな変更がありませんでした。市町村が都市計画マスタープラン等を策定する際でございますが、県の区域マスタープランに則して作成することになっております。したがって、町のマスタープランの見直し対応についてでございますが、その対応においては当然県のプランに従ってございまして、その中でも鏡石町にとっては、大きな変更をすることはありませんということが現時点の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） そうすると、県の考えに沿うと。そしてそれに合わせて鏡石町が考えていくことであろうと思います。特に大きな変更はないということは、鏡石町として何かは提案したのかどうか伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 都市計画マスタープランの素案ということでございまして、マスタープランにつきましては、最初の始まりが平成の大合併におきまして、都市計画県全体が調整しているということで、合併に伴うものの編成、それから広域行政の編成が、主なものとなっております。マスタープランそのものにつきましては、区域全体を見直すことによりまして、現在福島県が33、大変失礼しました。町がということでございますので、おわびいたします。町としては、マスタープランそのものについては、特に大きな変更はもってはおりません。というのは、町につきましては都市計画の線引き、区域線引きというのがございますが、これが先ほど、これから質問になるだろう、多分3番、4番の線引きの関係とぶつかってきますので、マスタープランについては、この区域をこういうふうにしたいとい

う大きな区域のお話でございまして、その区域については、県がその素案の理念の中に出している事については、都市と田園地域の共生というものを前面に掲げて、今回の都市計画の見直し改定に含めました。内容につきましては、都市と田園地域の共生、それから地域特性に応じたコンパクトな都市づくりと、もう一つにつきましては人・町・車が共生する都市づくりということで、県においては先ほどの理念に掲げているとおりです。町もその例に従いまして特にマスタープランについては大きな要望はないというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 都市計画マスタープランの大きな目標というのですか、3つの柱のその一部が今言った、産業の振興、地域のきずな、環境、これを柱にこの基本計画に盛り込んで県のマスタープランができ上がっているということで、それを提案したことだと思うのです。今課長が言ったように、次の計画、それともかかわりあるので次の質問をさせていただきます。

目標年次32年の見直しフロー平成23年都市計画法手続に向けた町の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（圓谷信行君） 次に、目標年次32年の見直しフロー23年都市計画法についての質問であります。県中都市計画マスタープランにつきましては具体的に申しますと、平成22年を基準としておおむね20年、平成40年を目標としております。長期的な視野に立って都市づくりの指針ということで考えておるようです。現在県の作業を進めておるところでございますが、その中に人口や産業の動向について柔軟に対応できる事項については10年をめどにということで、平成32年を目標年次としております。

年次の作業につきましては、平成21年度に素案の作成、次に22年度今年度になりますが、原案の作成、23年度については都市計画の決定を予定していることになっております。当町の都市計画マスタープランの見直しにつきましては、県中都市計画マスタープランの策定に合わせて、策定する予定であります。年次の作業につきましては、今年度について各種の調査を予定しております。平成23年度には素案の作成、それから平成24年度については原案の作成ということで策定はそのような日程により作成したいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

[ 6 番 柳沼俊行君 登壇 ]

○6番（柳沼俊行君） 今年度の予算に約580万円ですか、プランづくりに充てる予算が可決され、そして今現在22年12月でございます。この素案づくりには本来ならば住民アンケート、これをとってそして素案に反映させる。そして今話した22年度の予算の中で、当然地域の方々の話を伺う地域懇談会。それにこれらに対してのパブリックコメントを求められている。そして素案、原案ができる。これ3月までが22年度の事業です。ここまでこういうものがどうも見えてこない。素案自体はどうか、そこら辺を伺います。

○議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 我が町の都市計画マスタープランにつきましては、県の都市計画マスタープランに則するというふうなことは当然でしょうが、その前に町の基本計画が定まらないと都市計画マスタープランについては、進むことができません。現在、国土利用法土地利用法の基で計画、来年度の策定に向けて作成しております。これを受けまして、私のほうの都市計画マスタープランの関係でございますが、これに沿った形で進みたいと。9月の補正の中でございますが、町の基本計画の調査、これにつきましては第5次の調査と合わせて実施したいということで、それらと合併した形で発注になっております。その中で調査をしたいと。それからパブリックコメント等々について今後進めていきたいということになっておりまして、現在その手続中でございます。第5次の町づくり委員会の中、全体を踏まえて今後の町づくり、都市計画のマスタープランをつくっていききたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

[ 6 番 柳沼俊行君 登壇 ]

○6番（柳沼俊行君） 今、課長から言ったこの基本計画が決まらなければ、このマスタープランも決まらない。この話が一つね、私は大きな問題だと思います。というのは、確かに11月8日に副町長を本部長とする第5次総合計画、これを策定するというので第1回の会議を開いた。そして11月22日に町づくり委員会、25名に委嘱状を渡して、そしてこの声をこの都市計画マスタープランに反映するという話を今されたのだと思うのです。しかし果たして素案にその声が反映になっていなければ、県は当然、県に県の計画に則するのだと言っても、基本は住民だと思うのです。だから住民がその素案づくりに提案し、そして22年のことしの原案づくりに、今言った方々を入れますよというのであれば、理解するのですが、この素案に、本来ならば住民アンケートをとって反映させるというのが、県で示したプランの見直し案の過程ですよ、行程表ですよということで、県から指示があったのだと思うのですね。ところが今言った素案がないのに、今度原案づくりに委員会つくりました、町づくり委員会

の25名から話を聞いて、これに反映させますといっても、県のほうで先に原案を示している。後から変更します。これは果たしてどうでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げますが、私は総合計画の担当課という立場から答弁させていただきますと、ただいまご質問にありましたとおり、総合計画の策定の推進本部が11月8日に第1回目の会議を開催して、22日にいわゆる住民の代表から成ります意見を聞くための町づくり委員会というものを設置し、1回目の会議を開いたところでございます。また、策定の計画につきましては過般の委員会の中でも、スケジュールご説明を申し上げましたとおり、住民の皆様からの住民アンケートも予定してございますし、そちらの中で分析をした中で、上位の計画が総合計画でございます。それから国土利用計画もございまして、そちらと整合性を保つために、いわゆる都市計画のマスタープラン、3つの計画を一緒にとり行うわけをございまして、住民の皆さんからのアンケートもこれから予定しているようなこととございまして、ご理解いただければと思います。関連の補正予算につきましても、あす議決いただきます中で、補正予算の中での経費一部ご提案を申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 先ほどの質問の中で、都市計画の見直しが原案に間に合わないのではないかということとございまして、都市計画法の中では現在進んでいる、継続中とございまして、都市計画そのものは継続中とございまして、プランの計画も進んでおりまして、今までに培ってきた意見等もございまして、基本的には都市計画の中で5年に一回見直しをしております。これを基本にあがっているものがございまして、5年に一度ずつは見直しをかけている、また小さいものについてはそれぞれ見直しをかけていたところでございまして、いままでたまってきている案件につきまして、それを精査する、5年に一回精査するようになっておりまして、現在そのマスタープランについては5年ごとに集まったものを反映できるような形をお願いしているということが、一つの課題の整理だということ、何も間に合わないということではないので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） そうすると、今まで培った町民からの声も、まだいっぱいたまっていると、そういうのをもとにして、どうせ5年に一遍の話だからどうってことないんだと

いう話にしか、私は聞こえてこない。しかしこれは大変私は問題だと。というのは、要するに5年前の話、極論であります、5年前の話を今度の次のプランにもっていくという話ですね。次の5年に。こんな形でいったらば、最初話聞けば決定して、次の日にこういうことはおかしい、これ直してほしいと、そうするとそれが要望が聞き入れられる、取り入れられる、町のほうではこういう方向で他と合わせてやらなければならないというのが時間がずれた話になる。今回私はきのうの質問で、木原さんから話がありました。本当に住民の今のこういう問題がありますよ、これは何とか町づくりにとっていいのか悪いのかというような問いかけの中で、執行も大変苦しい決断、これはこのような法に基づいてやっておりますというような話なのです。しかし特に基本総合計画、そしてその下に3つの計画があって、そして基本計画が達成されるような仕組みだと思うのです。そうすると、本来ならばこの一番大事な要するに線引き、線引きをきちんとしておかないと今回みたいな問題が。それは法律ができ、そしてマスタープランができたのは平成4年。そしてその後見直しが私たちの任期中に、今ごろなんですけれど、こういう土壇場になってこの話もないのだろうと思うのだろうけれども、やはり過程の中で、現状に合わせるその計画ができていなかったのが、ここに問題あると私は思う。例えば、あそこの場所が池ノ原、そしてあの西側に東北線、そして調整区域があって住宅、何でこういうふうに分けたかというのは、そういう問題があるから分けますよということで分けた。それで都市計画案が北原・不時沼線があって、その間の今度は北原線と差がない。そしてその前の計画だからそこに差がない、差がないからこういう問題になる。だからその時点で、本来ならば十分な見直しで若干ずらせばいいわけです。市街地を。そうすればこういう問題は起きなかったと、私は思う。これはやむを得ない。また最後には既得権というものがあそこにはあると思うのです。きのうの産業課の課長が話したように結局従来どおりの形で、それを使うというのであればもうやむを得ない。法律の中での判断かなと私は思っております。私が今あえてここで言いたいのは、都市計画区域の見直し、やはり線引き地域、要するに四地域、これがこの中の住民は困っている人が多いと思います。それで私はこの提案、この都市計画マスタープランの見直しのときも話しました。今回はしっかりと町は、やはり将来の町づくりのために考えてくれるのだろうと思って期待しております。当然課長も、だれが課長だったかわかりませんが、行政は継続性の原理がございますので、その部所に入った課長がそれなりの責任を持つということであると私は思います。そういう内容を見ますと、やはりに現状に合わせたこの対応をしますと、見直しをしますと、そして今回は後から出ますがそういう時期であるということをあえて私は理解して、安心していたのです。しかしそれが全然見えてこない。議会でも見えてこない。これは余談になりますが、どうも見えないから議会改革特別委員会を開いて、そのそういうプランを議会が監視できるような仕組みしようというのが、私の気持ちにありましたので、ちょっとこれ余談になりま

すが、どうも見えてこない。だから今年度、あと3月まで若干ではございますが、おそらく素案は今までの線に沿って、町の今までの計画の中でいくということは理解しました。しかし、もしかして住民から今度、総合計画あるいは町づくり委員会の中からその計画に反映するといっても、これが決まっちゃうと、あと何年かは全然動かさないのですね。その辺はどうなのですか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 先ほど5年に一度の見直しという、投げやりではないかというご質問を受けまして、今のこのテーマにつきましてはマスタープランの見直しということでございまして、全体像を見直すというふうなことでございます。議員さんのご質問にありますように、線引き区域につきましては、3番、4番のことになるかと思いますが、まだその辺についてちょっと話していなかったのが大変失礼しました。一つは5年に一回の見直しにつきましては、大まかな全体構想を見直すということを含んで私はお話をしました。これはあくまでもマスタープランの見直しという全体構想の話でございまして、区域線引きにつきましては、そのあとに話すというふうなことになってございますので、ここでお話できる3番、4番の中でやりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 計画は都市計画マスタープランという県の方があって、町も引続きの進め方で要望したのだという私は頭があったものですから、先に進んでしまったのですけれども、県のほうにはそんなに大きな変更についての見直しはなかったということですね。

それでは、次の3番に移りたいと思います。

線引き見直しの基本的考え方のフローについての、町の解釈を伺いたいと思います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 線引き関係の見直しに伴う基本的な考え方のフローというのでありますが、線引きの見直しの基本的考え方につきましては、都市計画マスタープラン、先ほどご答弁申し上げましたが、20年後の都市計画のあり方を示したものでございます。マスタープランにつきましてはそういうことでございます。

次に、20年というのは期間がかなり長く、変化するものでございまして、社会情勢からすれば長期になるということで、このことから県の都市計画法のお話でございまして、5年前に、ひと調査を図って見直しをするというふうなことで考えております。したがって、

今回福島県の都市計画マスタープランが確定される23年以降については、町としても5年前に見直しをしながら、必要に応じて検討協議を進めてまいりたいと、こう思っております。

以上で、答弁とします。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） これにも同じような形でフローアップの表があります。これにも本来ならば、当日それを開いてそして今年度市町村原案が作成されると思うのです。まだ期間があるから何とも言えないところですが、ただそうはいつでも都市計画マスタープランの行程表と同じく、この調整区域あるいは線引ですか、これの見直しのこともあわせて進めていくのが、私は姿なのかなと思って質問しているわけでありまして。これがやはり先ほどちょっと先に話をしましたが、そういうことが起きると、要するに町民の今の何ですか、夢というのですか、あるいは思いというのがどうも伝わらない、そうするとこの線引きによって5年後しか今の思いは伝わらないという、そういう見直し、今回の見直しだってその後の見直しになっちゃうのではないかなと思っている一面もございまして、この辺の線引きについての考え方、要するにこれは今まできょうまで、どんな状況なのか伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 県のほうでは、一応5年に一度というふうなことが基本になってございます。ただ、町としては5年はちょっと長い状況でございまして、当然町の計画や用途区域、その前にちょっと区域区分の考え方、県に説明してきたということで説明したいと思っております。また今回の県の区域区分の見直しにつきましては、日本全国もそうですが、福島県の人口全体バランスを考えて、今後減る、ふえる見込みがないというのが前提に第1回目検証されております。それを受けまして大規模市街地の開発は必要性が低いのではないかとというふうな県の見方がございまして、それを受けて、じゃ福島県とすればどういうことかということで、さまざまな施策があります。それを受けて県は大規模なやつがないので全体については見直しはしないと。これにつきましては現在33都市計画区域がございまして、それらの区域の統合を図るなどして、結局18区域になるわけなのですが、その中で現在都市計画区域の中で線引きをしている区域というのがございまして、これが4地域ございまして、県北地域、それから私どもの県中地域、次に会津地域、いわき地域というのがございまして、これも合わせて県全体では見直しをしない。見直しをしないというのが素案の中にもございまして、ただ、町としましてはそういうことでは区域区分の中では、いかななものかということで、ここで私のほうで要望をしております。というのは、線引きのあり方について検証していた

だきたいということで、昨年議会の皆様方にも町として検証していただきたいということで、県のほうに要望しております。それを受けまして、まだ素案段階なので、何とも言えないところもございますが、合意点になっているようだとは思いますが、回答はまだきていません。ただ町としては今後線引について、線引の面積がございますが、面積予定につきましては県中都市計画区域というくくりがございますが、町単体では動くことができませんので、郡山、それから須賀川の協力を得ないと面積の調整ができないというのが現状になってございます。これはあくまでも大きな変更がある場合、ただ先ほど言ったように町は1年単位で動いていますので、小さな変更につきましては、その都度やるというふうになっておりますので、町としては、前向きな姿勢で変更ありきの考えでおりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 今の話だと要望はしていると。しかし県庁の中での話になるから、なかなかその思いが伝わるかどうかまだわからない、そして小さな変更は幾らでもできるのだというような簡単なお考え、簡単というと失礼ですが、そういう考えなのかなと思っております。私はこれが町づくりとしてどうかと思うわけです。これは国交省あたりでも、この線引き制度の見直し、開発許可制度の見直しということでアンケートをとって、須賀川市はどういう考えしているのか、福島県はどういう考えしているのか、これが全国なやつが出るのです。まずこの線引きについて、福島県としてこの線引き制はどうなのだということの中で、線引き制度は都道府県が地域の実情に応じて定めることに賛成を示している。須賀川市あたりは市街化調整区域の開発許可基準について当該区域内の実情に即した弾力的な設定が可能になる制度を拡充すべきであるという意見が多数出された中で、開発許可の基準をあらかじめ条例で明示する等、透明な運用を行い得る制度とすることに賛成すると、こういうことになっているのですね。こういう不満なのね、逆にね。こういう制度があることによる不満があります。こんな不満をすべて解消した地域があります。それは坂出市です。坂出市は、前にも話したと思うのですが、市立病院がべらぼうな赤字で総務省の指摘を受け、解散しなさいと、しかしそれを7年間で赤字解消して経営している。この町が困っている。要するに人口減になっちゃっている。それで16年5月に見直しをしてもらっている。全面線引きを外した。何でそんなことをしたかというのは、器があるからどうしても器を維持するためには人口が必要なのだと。だからこれは全国的におかしい。だから福島県だって本来ならばこの考え方いくと。

同じ県民でありながら不公平だと私は思うのです。線引き区域が先ほど話した4地域。そ

して線引きしない区域が、例えば近隣だと、矢吹町、本宮町。本宮も大分それをいうと線引きがないがゆえに、逆にいえば大変な、風呂敷を広げたようである。矢吹は線引きがないがゆえに逆にいえば、本宮と同じになるような私は思いがあったのだと思うのだけれども、なかなかこれはいろいろな面で水とか環境の問題がいろいろあってなかなかうまくいかない。水が必要ですか。白河区域で水を供給して、始めて工場が大きいのが出てくる。そういう面でかなり工場がいっぱいあるなというような感じを受けるわけですね。特にこの間レンゴーという大きいやつができ、そして稼働するという、決めてからあの形で工場が新設されるというのは、線引がなかったから。鏡石は南部の企業の要望で始まって2年かかった。その前から稼働している。だから境では線引きしているのはおかしいと、町として大変なことになるといってその線引きから外れたということでもあります。これ全国でもまれの例だと思うのですが、要するにその線引きというのが、いかにおそろしいかという一面では。いろんな話がきても、なかなかそこにそれを要望にこたえられる限りは、この線引きがあるがゆえに逆に足かせになって難しい状態をつくり上げていると思っております。こういう一面から線引きをしっかりと住民の声を聞いてやるのが、私は姿なのかなと。その関係でこの線引きのフロー、行程表については当然上位法があって、都市計画法の中でこういうことしなさいということが決まっているわけですね。ところがその手順はどうも見えてこない。そして今以降こういう話で、見直し案されないならこれはあまり要望もする必要のないかなと、さっきの話に戻りますが、やはりこういう問題が出てくる。やはり町も法にのっとってやっていくのだけれども、住民の要望にはどうもこたえられないというのが出てくると思っているのです。ここでしっかりと線引きについて検証し、そして将来的にあるいは今の時代に合ったその町づくりをするために、また町長が言う進化する町づくりを目標にするには、こういうのも一つ影響しているということも、進化するのは開発するだけが進化ではないですけれども、人間が進化する上においてもやはり、そういう声にこたえられる必要がある。進化とはなかなか言葉あげても進まないのかなと思うのです。その点この線引きについて、新しい町長に今度なったわけですから、今までのことはともかくとして、きょうからどうするのかを伺います。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

この線引きの問題につきましては、私も、全町については線引きを外したいという考え方を持っております。そういう中で現状を見る限り、今の駅東も市街化区域であり、更には桜町も市街化区域の地区計画になっている。そういう状況の中で、果たしてこの線引きを外すということがいいのか、悪いのか、いろいろ具体的に線引は検証しなければならないのかな

と。ただ私は秩序ある都市計画の住宅整備何かも含めて、現在の状況の線引されたほうがよ  
ろしいのかなというように考えております。多少議員さんが言われるように現状にそぐわな  
い地域も多分あると思います。そういう方には多少の変更は必要かと考えておりますけれど  
も、これまた現在も市街化区域のことが終わっていない。他のいわゆる郡山とか須賀川とか、  
県中地域の都市計画の中でのこのようなことも必要だなどあると思います。ただ我が町は他  
の市町村と違って、人口は減らないという、多少微増の町だとそういうことも含めて、これ  
からこの件について考えていく必要はあるのかなというように思っております。

そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 先ほど市街化区域はこのままでいいのかというふうな中で、  
たびたび指定はできないですよというふうなとらえ方されたと思うのですが、そうではござ  
いません。どんな方法で市街化区域を伸ばすかというふうな方法をちょっと述べたいと思  
います。市街化区域見直しの拡張につきましては、直接市街化区域を指定する場合と、それか  
ら市街化区域内に地区計画を定めて行う場合がございます。その市街化区域の場合は、既に  
市街化区域になっているところがございます。なっているところや区画整理事業などによ  
って行なうときがございます。次に、地区計画に設定するところはどういうところかとい  
いますと、まず市街地を形成させるために地区を決定しまして、その後市街化の拡張に努め、市  
街地を形成させて地区計画を設定して市街地に形成を図って、その後市街化調整区域に入れ  
るという手法がございます。決して線引きが決まったからふやせないということではないの  
で、その辺をご理解していただきたいと思います。それと、先ほどの都ローラーのお話にあ  
ったが、確かにいろいろな整備については議員さんがおっしゃったとおり難しくなっており  
ます。これに加えまして都市計画委員会も開催したいと思っておりますのでご理解をいた  
だきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 4番、今この部分を言いましたが、基本的な考え方の中にある線引き  
のあり方を検証するとなっている。この文言は県北の国見と鏡石を指すと伺ったことがござ  
います。その線引きはどういうところが想定されるかということで、今あえて町長さんが答  
弁されましたので、この線引き区域が果たして外れることによってどういうことが起きるの  
だということで、やはりそこら辺含めて外した人は新たに自分たちでこれと同じような条例  
をつくっていく。だから外れたから云々ではない。これは今まで同じ県中都市計画地域で区  
長さん達や、自治体が一緒になっていろんな面で協力し合ってきたメリットがあるのもわか

るのです。ただどうも大きな町は大きな町でどんどん発展していく、小さな町はその枠が小さいもので、なかなか恩恵が授からない。恩恵は受けているのでしょけれども、その恩恵がどうも授かったような気配が見えないものですから、やはり町としてはそういうのも含めて、外してもしっかりとやっていけますよと、だからこういうことしてもらえないのだったら私は県中から外れますと、このエリアから外れて、線引きの区域から外れますと、こういうことも私は自治体として、長として言ってもいいのかなと。とても財政が厳しいのです。この中で財政比率に関しては全国一です。そして政令都市の恩恵ですか、これをかたほうは受けながらそこと同じく自治体管理をしなさいと、金はやりません。こんなばかな話はない。そういう面で私はあえて申します。この線引きで具体的な提示がないので、本町、それから線路沿線、北原・不時沼線が終了したあの先、これは即私は線引きを外すべきだと、そして調整区域を抜くことによって、将来的に財政が私はプラスになると、そして大きくなると、大きい発展なると、そういう意味で今公共施設を維持するコストが安くなると、私は思っております。これは逆に言えば下がる部分もありますが、上がってくる部分もあると。最終的にやはりきのう交付税の問題で、渡辺議員の問いに面積もあり、人口比もある。今の交付税算定基礎どのような人をつれてきても交付税があがる。その枠は全然変わらない。全国一律なのです。人口はほかの町から引っ張ってきたほうがいい。

そういう仕組みですから、町としてはどういう将来的な財政規律を保つためには今何をすべきか、せつかくこういう機会でございますので、そういうことも踏まえて今度は総合計画にそれらを反映する。そのもとはこの都市計画マスタープランになると私は思いますが、いかがですか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 線引きにつきましては再度ですね。今線引きを外した例があるというそういうことも含めて、勉強させていただきたいなというように思っています。ただ私は今回都市計画の関係いろいろ見ますと、当初、町の都市計画にない場所を市街化区域に設定したという中で、なぜ市街化区域が進まないのかと、整備が進まないのかと、これ私は一つには、ほとんどの市町村では都市計画税ということを計画に含めている。都市計画税が入ってくる。ですから、その目的税から都市計画の中に、全面的にその部分にその税金が投入されている。いわゆる市街化区域が進むという、そういうことであります。この鏡石町については都市計画税がとられないために、そういうことで現在に至っているという。そういうこともあると。ですから、私はこれから都市計画税をとる、課税するというではありません。ただそういうことが現在の鏡石町の市街化区域がなかなか進まないという一つの要因もあるということを知っていただき、これから線引きを外すのか、そのまま秩序ある町づくりを

進めていくのか、ということ議論していきたいなど。私は先ほど申し上げたように、秩序ある計画を進めることが大切ではないのかなというように思います。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 今、市街化区域の中の開発がなかなか進まないのは、都市計画税がないからなかなかやれない、またお金がないから要望にこたえられないと聞こえるのです。逆に言えば線引きされていたから、要するに価値が上がってどうしても希望すると、土地の値段が上がっていくから、高かったのです、ほかの地域と比べて。つまり線引きしない地域と比べて、鏡石は高いねという声があった。これは線引きの私は要因かと。今の時代はそういうのが下がっていますから、線引きをしてもそんなに上がるような状況でないと、しかし調整区域の価値観から比べると確かに市街化区域の価値は高いかもしれない、調整区域は上げることによって町は財政が私は潤う一面かなと思っていますので、調整区域にしたらどうですかという話をしました。それはそれとして了解しました。

次の質問に移りたいと思います。

T P Pについてはきのう十分に論議されたようでございます。私も質問を通告していましたが、理解しました。この中で質問ではなく、農業のT P P参加で壊滅的な打撃を受けるとい話を、そういう考えあるがどうですかということの伺うつもりでいましたが、これらについては実は過日の新聞で、農業の実態が報道された、農家の実態、これはおそらく農業センサスあたりの結果をもとに農林省が発表したのだと思います。まず、農業耕地については260万ヘクタールに割れたという、農業の実態ということで09年度の農業所得は104万円1経営当たりの所得104万、どんな生活をしていますかといったらば、104万円では夫婦2人で大変厳しいと、老後は農業外収入、年金などによって農家は維持されている。しかしことしは同じ規模でも、おそらく農業経費327万円、そして農業租収益431万円、これだけあげるのはかなりの面積といろいろな農業やっているのだなど。こういう中では米1俵当たり2,000円から3,000円の価格の差が出たとすれば、私は大変農家は厳しいと。そういう一面からこれについては本当に壊滅的にこのT P Pをやっているのかと思っ、今回は質問しようと先ほど伺いました。このT P Pが、今騒がれている実際は2国間協議とかあるいは自由化貿易協定とかいうような中で、F T Aとか結んでかなりT P Pに近いようなことはやっているのですよね、実際は。けども、やはりこのT P Pはもっとひどいのはすべてがグローバル、これで本当であれば為替もね、E Uにはそんなに影響ないかと思いますが、日本の場合にはそこはちょっとネックになっているのかなと。T P Pに参加するというのであれば日本の金融事情も含めた対策というのをしながら、影響しないようにやってほしいなという私の考えです。しかしこれは地方がどうのこうのって

も、まっ要望してますが大きな流れというのはすごいなと思って感じているところであり  
ます。

次に質問いたしますが、農業の6次産業化と地産地消法が11月26日に成立を見たが、そ  
れらに対するの考えを伺いたいと思います。また町の今後の取り組みはあるのか伺っておき  
ます。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 農業の6次化でありますけれども、6次産業化につきましては、ご存  
じのとおり農林水産物の生産、いわゆる1次産業と製造加工の2次産業、そして販売の3次  
産業が連携して、事業に取り組むというものであります。今回成立になりましたのは農商工  
連携促進法及び木材資源等のバイオマス利用促進、さらには特売場支援、地産地消促進が加  
わったものと理解しております。この法律が成立したばかりでありますけれども、今後町と  
してはできる限り、6次化ですかそのようなものについては何があるか、情報収集等含め、  
できるだけ取り組み支援をしていきたいと考えております。なお、新年度の予算の中にもい  
わゆるこの六次産業化の調査あるいは研究等、補助金等も含めて担当課のほうには指示をし  
たということでございます。更に、教育課では今年度より野菜づくりとか、そういったもの  
も10名ほどで講座をしております。私はこういったものが将来の六次産業にもつながると私  
はそういうように思っております。そのような方法で取り組みをしていきたいなというふう  
に考えているところで、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 町長から伺いました。農商工連携促進法、福島県の場合には、6次産  
業ということで、ふくしま・地域産業6次化戦略ということで「連携から融合へ」ふくしま  
の新たな「食」の産業創造のために80ページで詳細が書かれてございます。その中でむし  
ろ国のほうがちょっとおくらしているような形で今回法律が制定された。そのことは6月13日  
に閣議決定したものに基づいて今回法律が成立したわけです。これは前にも審議されていた  
が、やっこれが法案化されたと、合体になったような形ですね。こういう法律ができ町と  
して何ができるかということは今言ったように新年度でやるということですね。これはぜひ  
進めていただきたいなど。この6次産業化というのは、私調べたらちょっとおもしろいもの  
で、東京農大名譽教授今村奈良臣さんが提唱した造語だそうですね。これは特におもしろい  
なといったのは、掛け算なのですね、足し算でない。掛け算は1次産業がゼロになると要す  
るに目標はゼロになるということで、なるほどなど、やはり日本の経済構造というのは1次  
産業、2次産業、3次産業と、1次産業に足りない分は海外から輸入して2次産業、3次産

業に広がっていった。それが基本でやはり鏡石町の農業がゼロになることは大変なことだと。いくら低所得でも大変なことになるということを念頭に置きながら取り組みをしたいと思っております。

次に、米価下落は農家を苦しめている。学校給食に米粉パンの導入と家庭内消費に取り組む考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、これにつきましては、22年産米の大幅な米価の価格が下落したということで、稲作農家については大きな打撃を受けたところであります。解決策としましては、適正な作付面積に努めることと、消費拡大に努めることだと考えておりますけれども、町としましてもここに書かれている質問にありますように、学校給食の米飯給食については週3回ほど実施していると、取り組んでいるということでもあります。そういう意味では、地方については学校給食含めて取り組んで努力をしていると、私は思っております。そういう意味で現状ではこれ以上、米飯給食ということになれば、当然今の状況では保護者負担がふえてしまうということでもあります。そういう意味でも国の施策、米粉を使った米粉パン、そういった部分や施策、こういったものに大きな期待を寄せている、ですから、TPPでも申し上げましたが農業をしっかりとすることはこの辺がしっかりしていただければ、おのずと米の消費も拡大すると私は思っております。そういうことで町としても、それ以外に家庭内消費も含め、6次化産業も含めていろんな面で関係機関とともに検討してやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） なぜこういう話をしたかという、これは微微たる話なのですが、この米粉パンは大変腹もちがいいのです。だから子供たちがやはり今は特に活発でない一面が指摘されたりして、なかなか厳しい部分もあるのかと思う。だから同じパンであっても米粉の方が小麦粉パンよりも腹もちがいい。ということが私は考えられる。本来なら1食米飯というか、ごはんを食べてもらえば、日本の現在の生産目標数量は、合致するのですね。しかし、夕食はパン食の家や栄養の問題あるいは健康の問題、いろいろ騒がれている。私は先輩方見ていると、パンも飽食でもなかったのに長生きしているという今の高齢化社会を見ますと、やはり日本の米というのはいいのだなど、それをいかに洋食式に食べていただくかというのもやはりこれからの時代なのかなと思っております。その一面で米粉パンの導入について理解してもらい、そのために鏡石町においてできるだけ食べていただくそれは町民を含めた開発というのですか、米粉パンに対するアイデア、それを町でぜひ考え出してもらい

たい、あるいは大会を開くかなんかしてそのよさを認めてもらって、そして各家庭が米粉パンを食べるといって、米の消費拡大に少しでもつながればなど、一食鏡石町だけで一緒に食べてもらって大体150町歩ぐらいの消費は米粉の方にしてもらいそうすれば、きのう話にありましたが、米は米で減反ということ。それが一番いいのかなと、鏡石もそのようにすれば環境から言っても一番良いのかなと思う。米は米で減反していくというか、この米で生産目標数字を達成するというのが一番皆さんに影響しないでもいいのかと思っておりますが、その辺を含めて考えがあるかどうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 日本人は米が一番合うということでありまして、そういう中で、私も米を使った部分で、先ほど話しましたように6次化も含めて実施していきたいと。さらに私はこの地方の米は日本一だと思っています。そういう中で、その鏡石町の米をやはりいろんな面で付加価値のつかった中で、外に売るということも大事だなというふうに思っております。そういう意味で何かの機会がありましたら、そのときは当然外に売るということもそういうことも含めて、担当課とも実施していきたいなという考えでございますので、ご了承願います。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 最後に、質問ではございません。都市計画マスタープランについては、もう一度やはりしっかりと町の将来のあるべき姿、一日でも早くそれが活用できるような結果が出るようにしてほしい。そうすれば町民の不満というのですか、それらは解消できるのかなと思っておりますので、そういうこと含めてきょうは申しました。

これで終わります。

○議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時05分

## 平成22年第15回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

平成22年12月10日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第266号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 2 議案第267号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第268号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第269号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第270号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第271号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第272号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 請願・陳情について  
各常任委員長報告
- 日程第 9 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第10 発議案第4号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 発議案第5号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 意見書案第29号 肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)への公費助成に関する意見書(案)
- 意見書案第30号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書(案)
- 意見書案第31号 TPPの参加に反対する意見書(案)
- 意見書案第32号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)
- 意見書案第33号 国立福島病院の充実・強化を求める意見書(案)
- 意見書案第34号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書(案)
-

出席議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	円谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理室長 兼出納委員 教育委員 農業委員	八巻司君	農業委員会 農事務局長 選挙管理 委員会委員	飛沢栄四郎君
	吉田栄新君		西牧英二君
	古川ますみ君		

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	主任主査	相楽信子
-------------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（今泉文克君） 初めに、議員提案による追加議案2件が12月8日に提出されておりますので、追加議案2件を本日に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件を本日に追加して審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第4号の追加1により運営いたします。

---

◎議案第266号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第1、議案第266号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第266号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第266号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、県人事委員会勧告及び職員異動等による人件費の整理調整、成田地区県営土地改良事業にかかわる非農地換地の追加、さらには産地生産力強化総合支援事業の実施等に係る経費が主なものでございまして、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,654万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,649万9,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、30ページの第2表といたしまして、県営成田地区経営体育成基盤整備事業費の限度額を1,780万円増額し5,560万円とするものでございます。

詳細につきましては、31ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由の説明を申し上げました。慎重にご審議いただきまして、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、根本重郎君。

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

○1 番（根本重郎君） おはようございます。

1 点だけ質問させていただきます。

49ページの部分の中ほどにある高野池の駐車場返還復旧工事230万となっておりますけれども、これをどのような形で、要するにあそこは全部平らになっていると思うので、どのような工事をするのか内容の詳細を伺います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） おはようございます。

1 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

高野池の駐車場の返還に伴う工事の関係でございます。

これにつきましては、以前より2名の方の1,900平米の土地を借りております。3年に1度の更新というような形で現在まで更新しております。この更新が、20年度に行いまして、20年度、21年度、22年度ということで、今年度ちょうど最終年度ということになりまして、本来ですと契約更新というようなこととなりますが、圃場整備事業におきまして高野池関係の工事が22年度で完了すると。そうなりますと、高野池の新しい道路と高野池の堤体までの間、駐車場用地が900平米と少しでできる。このようなことから、駐車場用地が新しくできるために、ちょうど契約更改なので、今までお借りしていた土地についてはもとの地権者のほうに原状に戻してお返ししたいということになったために、今回工事費の計上をさせていただいたということでございます。

そのために、工事といたしましては、現在ありますフェンスの撤去、さらにはコンテナ、そのほかにプレハブ等もでございます。それらに伴います移転並びに撤去、さらには農地等が主な面積になっておりますので、その辺については敷砂利等を大分しております。その敷砂利を全部とって、新しい土を購入して平らにして返すというような工事が今回計上させてい

ただいた工事の内容となつてございますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 再質問させていただきますけれども、今あるフェンスとかを撤去するというようなことなんですけれども、そこを元に戻した場合、白鳥が来る可能性がありますね。そうした場合に、あそこには今の趣旨によれば人が入れないような方法をとるのかどうか。車は当然入れないようにはできると思いますが、人がそこへ入り見学に行くとかということも考えられると思うんですけれども、あそこにはこれから人が入らないというような方策をするのかどうかお伺ひします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） 1番議員の再質問にお答えを申し上げます。

工事終了後、あその部分についてどのような方策をされるかということでございますが、現在のところ、今まで使ってきた方からすると、今の形状のままだと入る可能性もございますので、地権者のほうでも心配していることもございます。そういった関係で、立て札とか、あとは必要があれば簡易な形で、入れないような工夫で対応したいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 3番、渡辺でございます。ただいま上程されました一般会計補正予算について2点ほど質問させていただきます。

まず、39ページですか、5目の財産管理費の中で、役場庁舎内の電話設備改修工事に410万ほど計上されておりますが、その中身を教えていただければ。

もう一点、これは44ページ、農林水産業費の農業委員会のことについて質問したいと思います。今回の補正は、人件費に対しての補正なんですけれども、人件費ということで一言聞きたいのは、農地をあっせんする場合、我が町においては、当事者同士で行うものですから、2回、利用者と公社、公社から、本人にと2回にわたってやるわけですね。

ところが、須賀川の場合には、農業委員会の職員が一手に引き受けていますから、1回で済むわけです。人件費もかなり安く済むし、時間的にも非常に短縮できる。ただ、農業委員会にきてるのは職員の増員ということできているわけ。鏡石町においては2名で対応しているわけなんですけれども、その点、人員の確保ができるのか。また、そういう業務も、それ

から窓口に対して、そういうふうな考え方があるかどうかあわせて聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず1つは、役場庁舎内の電話の改修につきましてでございますが、その内容でございますけれども、今現在役場庁舎で利用している電話交換機のシステムは平成8年に導入したものでありまして、相当経過年数がありまして、一部ふぐあいが生じているというふうな状況がございます。そういったところを直したいというような考え方と、電話の本体機、交換機自体も直しまして、IP電話のシステムを取り入れながら、電話機の使用料についても経費が安く済むような形にしたいというのがまず第一でございます。

その中で、役場庁舎と、今庁舎外の事務所が健康福祉課、上下水道課、教育委員会がございまして、そちらについてもできればこのシステムの中に組み込みながら、サービスの向上に努めていきたいというふうな考え方から、今回予算を計上させていただいたところでございます。

それから、農業委員会の人件費につきましては、今回増となっておりますが、これにつきましては、4月の人事異動によりましての中身でございますが、先ほどありました職員の増、それから業務量の増加というふうなことで、農業委員会のほうからも要望書が届いておりますので、今後検討しなければならないというふうに考えてございます。

こちらについては、次年度以降どういうふうになるかはまだ、いわゆる行革の状況もございまして、それらとかみ合わせながら考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第266号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第267号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第2、議案第267号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第267号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、サービス費等の実績及び見込み額等の予算の増減を行うものであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,929万2,000円とするものであります。

詳細につきましては64ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第267号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第268号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第3、議案第268号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第268号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、人事委員会勧告に伴う職員人件費の調整に係る補正予算でございます。

詳細につきましては78ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫忠男君） 以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第268号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第269号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第4、議案第269号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第269号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、事業の進捗等に係る地権者への説明及び第1工区に係る換地設計案の合意形成の結果、地権者の合意が図られました。このことから、事業費の組み替えをするものでございます。また、人事院勧告に伴う職員給与関係の補正でございます。

詳細につきましては84ページの事項別明細書にて説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（圓谷信行君） 以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議を賜りまして議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 駅東第1土地区画整理事業特別会計の歳出の項目で、事業費が8,000万の中の今回2,200万ですか、これを委託料と補償補填及び賠償金のほうに振り分けて補正を出してきたわけではありますが、この事業内容を教えてください。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） 6番議員のご質問に答弁をいたします。

まずは事業の内容ということではありますが、減額、削減する2,200万の工事の内容ですが、現在区画整理全体の中で道路を築造する予定でございました。これを全部やる予定でしたが、半分としまして、先ほど地権者との合意形成の中で、補償を先にしてほしいということで、補償のほうに振りかえたいと。ですので、工事をやらないというわけではございません。当初計画された工事を縮小する形で進める。ですから、区画整理のメインの通りになりますが、一番大きい通りの歩道のほうを一部築造するという形になります。次に委託料につきまして、次年度以降から工事をやる実施計画の委託というふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第269号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第270号～議案第272号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第5、議案第270号から日程第7、議案第272号までの補正予算3件を一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、関根学君。

〔上下水道課長 関根 学君 登壇〕

○上下水道課長（関根 学君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第270号から議案第272号の3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与等の改正によります職員人件費等の調整が主なものでございます。

初めに、88ページ、議案第270号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳出予算の款項区分ごとの金額に変更が生じたので補正をするものでございます。内容につきましては90ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（関根 学君） 続きまして、94ページになります。

議案第271号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額に変更はございませんが、歳出予算の款項区分ごとの金額に変更が生じたので補正するものでございます。内容につきましては96ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（関根 学君） 続きまして、100ページになります。

議案第272号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出の既決予定額の総額に変更はございませんが、収益的支出予算の款項区分ごとの金額に変更が生じたので、補正するものでございます。また、第3条、資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,889万円を7,053万7,000円に改め、第1款資本的支出の既決予定額に164万7,000円を追加し、2億7,383万7,000円とするものでございます。さらに、第4条、職員給与費を20万3,000円増額し、2,911万1,000円とするものでございます。内容につきましては、102ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（関根 学君） 以上、一括上程されました3議案につきましてご説明申し上げ

げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第270号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第271号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第272号 平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、

## 採決

○議長（今泉文克君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し各常任委員長の報告を求めます。

初めに、産業厚生常任委員長、6番、柳沼俊行君。

〔産業厚生常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（産業厚生常任委員長 柳沼俊行君） 産業厚生常任委員会の報告をいたします。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。産業厚生常任委員会委員長、柳沼俊行。

請願審査報告書。本委員会は、平成22年12月7日付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成22年12月9日。開議時刻、午前11時18分。閉会時刻、午後2時53分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。産業課、小貫課長、菊地副課長（農政）。

付託件名。請願第2号 TPPの参加に反対する請願。

審査結果。請願第2号 TPPの参加に反対する請願は、採択すべきものと決した。

審査経過。紹介議員及び担当課（産業課）の意見・説明を求め審査をした結果、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。産業厚生常任委員会委員長、柳沼俊行。

陳情審査報告書。本委員会は、平成22年12月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成22年12月9日。開議時刻、午前11時18分。閉会時刻、午後2時53分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。健康福祉課、今泉課長、車田主幹兼副課長（環境）、太田保健師長兼副課長（健康）。産業課、小貫課長、菊地副課長（農政）、小林副主査。農業委員会、飛沢事務局長。都市建設課、圓谷課長、長沼主幹、倉田副課長（事業）。

付託件名。陳情第32号 鏡田42号線の道路整備についての陳情。陳情第33号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情。陳情第34号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情。陳情第35号 自然環境汚染の阻止に関する陳情。陳情第36号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療・介護を求める陳情。陳情第37号 国立福島病院の充実・

強化に関わる陳情。

審査結果。陳情第32号、陳情第33号、陳情第34号、陳情第36号及び陳情第37号の5件は、採択すべきものと決した。陳情第35号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過。担当課及び関係各課の意見・説明を求めるとともに、現地調査を行い審査をした結果、陳情書5件は全会一致で採択すべきものと決した。また、陳情第35号の1件については、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 次に、総務文教常任委員長、10番、深谷莊一君。

〔総務文教常任委員長 深谷莊一君 登壇〕

○10番（総務文教常任委員長 深谷莊一君） 報告します。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。総務文教常任委員会委員長、深谷莊一。

陳情審査報告書。本委員会は、平成22年12月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成22年12月9日。開議時刻、午前11時13分。閉会時刻、午前11時46分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者。総務課、木賊課長、小貫主幹兼副課長（企画財政）。税務町民課、高原課長。

付託件名。陳情第38号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情。  
陳情第39号 「住宅リフォーム助成工事」の創設を求める陳情。

審査結果。陳情第38号及び陳情第39号は、採択すべきものと決した。

審査経過。担当課の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第38号については賛成多数で、陳情第39号については全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（今泉文克君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、請願第2号 TPPの参加に反対する請願の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第32号 鏡田42号線の道路整備についての陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第33号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第34号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第35号 自然環境汚染の阻止に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第36号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療・介護を求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第37号 国立福島病院の充実・強化に関わる陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第38号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第39号 「住宅リフォーム助成工事」の創設を求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（今泉文克君） 日程第9、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎発議案第4号、発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第10、発議案第4号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11、発議案第5号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔発議案第4号、発議案第5号を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、仲沼義春君。

〔7番 仲沼義春君 登壇〕

○7番（仲沼義春君） ただいま一括上程されました2件について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、発議案第4号。提案理由、議会改革総合検討調査特別委員会における議会改革に関する総合的な検討調査を行った結果、議会みずからの判断を求める声が大きく聞こえる中において、鏡石町が抱える財政的現状、周辺自治体を初めとした県内及び国内町村議会の動向等を慎重に考慮し、協議を続け、議会みずからの判断により、議員定数の2名の減員を行うものであります。

次に、発議案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由、議員定数の2名の減員により、常任委員会及び議会運営委員会の構成員数の改正を行う必要があるため、それぞれの常任委員会数を1名減じることとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいた

します。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより採決に入ります。

初めに、発議案第4号 鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（今泉文克君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号 鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時12分

開議 午前11時14分

○議長（今泉文克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程の追加

○議長（今泉文克君） ただいま意見書案6件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案6件を日程に追加して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案6件を日程に追加して議題とすることに決しました。

---

◎意見書案第29号～意見書案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 追加日程第1、意見書案第29号から追加日程第6、意見書案第34号までの6件を一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認め、6件の意見書を一括議題とすることに決しました。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の一括説明を求めます。

初めに、6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 意見書案5件一括で説明をさせていただきます。

平成22年12月10日、鏡石町議会議員、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第29号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）。

肺炎は全死亡原因数中での依然第4位を占めており……

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（柳沼俊行君） 今、朗読省略の声がありましたので、朗読は省略させていただきます。記。

1、高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種を予防接種法による「定期接種」に位置づけ国による助成を行ってください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月10日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様、厚生労働大臣、細川律夫様、総務大臣、片山善博様、財務大臣、野田佳彦様、衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、西岡武夫様、福島県知事、佐藤雄平様、福島県議会議長、佐藤憲保様。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第30号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）。

深刻な不況と、働く人の3分の1が非正規職員という下で、医療費の窓口負担を払えない人、経済的理由で受診を控える人が増えています……。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（柳沼俊行君） 今、朗読省略の声がありますので、朗読は省略させていただきます。  
記。

1、患者の窓口負担を大幅に軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月10日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様、財務大臣、野田佳彦様、厚生労働大臣、細川律夫様、総務大臣、片山善博様、衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、西岡武夫様。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

T P Pの参加に反対する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第31号 T P Pの参加に反対する意見書（案）。

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で「環太平洋戦略的経済連携協定」（T P P）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指すと表明し、そのための検討をおこなっています……。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（柳沼俊行君） 今、朗読省略の声がございましたので、朗読は省略させていただきます。  
記。

記。

1、「環太平洋戦略的経済連携協定」（T P P）に参加しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月10日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様、外務大臣、前原誠司様、農林水産大臣、鹿野道彦様、経済産業大臣、大島章宏様、衆議院議長、横路孝弘様、参議院議長、西岡武夫様。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第32号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました……。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（柳沼俊行君） 朗読省略の声がございますので、朗読は省略させていただきます。  
記。

1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。

3、国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月10日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様、厚生労働大臣、細川律夫様、財務大臣、野田佳彦様、文部科学大臣、高木義明様、総務大臣、片山善博様。

平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

国立福島病院の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第33号 国立福島病院の充実・強化を求める意見書（案）。

厚生労働省は、2004（平成16）年3月、独立行政法人国立病院機構福島病院（以下、国立福島病院）と国立郡山病院の統合にあたり、国立福島病院は「医師45人、20診療科」体制とし、周産期医療・重症心身障害児（者）医療など国が果たすべき政策医療を遂行する「基本計画」を明らかにしました……。

〔「朗読省略」の声あり〕

○6番（柳沼俊行君） 朗読省略の声がございますので、朗読は省略させていただきます。

よって、地域医療の着実な実施と安全・安心の医療のため、国立福島病院の担っている周産期医療、重症心身障害児（者）医療などの政策医療の充実強化を図ること。また、周産期医療の充実にふさわしい医師確保を図り、診療機能の一層の充実・強化を図られるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月10日、鏡石町議会。

厚生労働大臣、細川律夫様、総務大臣、片山善博様、国立福島病院機構本部理事長、矢崎義雄様、福島県知事、佐藤雄平様。

以上、5件一括して提案理由の説明をいたしました。皆様のご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 次に、10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

○10番（深谷荘一君） 平成22年12月10日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行、賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

「所得税法第56条の廃止」を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第34号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書（案）。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中……

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（深谷荘一君） 朗読省略という声がありましたので、朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月10日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、菅直人様、総務大臣、片山善博様。

以上、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認め、討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、意見書案第29号 肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成に関する意見書（案）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認め、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第30号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第31号 TPPの参加に反対する意見書（案）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第32号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第33号 国立福島病院の充実・強化を求める意見書（案）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第34号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書（案）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（今泉文克君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（今泉文克君） ここで、招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第15回鏡石町定例議会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも提案どおり全議案について議決を賜り、まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りましたご高言等につきましては、十分にこれを尊重し対応しまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。今後とも、議員皆様方には、町政進展のため、一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

師走の何かと忙しい季節となり、寒さも一段と厳しさを増してまいりました。議員皆様にはご自愛をいただき、ますます健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（今泉文克君） これにて第15回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年12月10日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	4
諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	4
議案第 2 5 7 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 5 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 2 5 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第 2 6 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6
議案第 2 6 1 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
議案第 2 6 2 号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第 2 6 3 号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
議案第 2 6 4 号 鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
議案第 2 6 5 号 南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結について	2 9
議案第 2 6 6 号 平成 2 2 年度鏡石町一般会計補正予算（第 4 号）	3 0
議案第 2 6 7 号 平成 2 2 年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	3 4
議案第 2 6 8 号 平成 2 2 年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 6
議案第 2 6 9 号 平成 2 2 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 7
議案第 2 7 0 号 平成 2 2 年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 8
議案第 2 7 1 号 平成 2 2 年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 9
議案第 2 7 2 号 平成 2 2 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 3 号）	4 0
請願・陳情文書付託表	4 2

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
日程 第6	公立岩瀬病院企業団議会議員の選挙	22.12.7	当選
諮問 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	22.12.7	同意
議案 第257号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される鏡石町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第258号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第259号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第260号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第261号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第262号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第263号	鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第264号	鏡石町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22.12.7	可決
議案 第265号	南町地区工場用地造成工事請負契約の変更契約の締結について	22.12.7	可決
議案 第266号	平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）	22.12.10	可決
議案 第267号	平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）	22.12.10	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第268号	平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算 (第2号)	22.12.10	可決
議案 第269号	平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特 別会計補正予算(第2号)	22.12.10	可決
議案 第270号	平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	22.12.10	可決
議案 第271号	平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号)	22.12.10	可決
議案 第272号	平成22年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3 号)	22.12.10	可決
発議案 第4号	鏡石町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定 について	22.12.10	可決
発議案 第5号	鏡石町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて	22.12.10	可決
意見書案 第29号	肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)への公費助成に 関する意見書(案)	22.12.10	可決
意見書案 第30号	患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書(案)	22.12.10	可決
意見書案 第31号	T P Pの参加に反対する意見書(案)	22.12.10	可決
意見書案 第32号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求め る意見書(案)	22.12.10	可決
意見書案 第33号	国立福島病院の充実・強化を求める意見書(案)	22.12.10	可決
意見書案 第34号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書(案)	22.12.10	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
請願 第 2 号	TPPの参加に反対する請願	採 択
陳情 第 3 2 号	鏡田42号線の道路整備についての陳情	採 択
陳情 第 3 3 号	肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情	採 択
陳情 第 3 4 号	患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書採択に関する陳情	採 択
陳情 第 3 5 号	自然環境汚染の阻止に関する陳情	継 続 審 査
陳情 第 3 6 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療・介護を求める陳情	採 択
陳情 第 3 7 号	国立福島病院の充実・強化に関わる陳情	採 択
陳情 第 3 8 号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情	採 択
陳情 第 3 9 号	「住宅リフォーム助成工事」の創設を求める陳情	採 択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
請願第2号	T P Pの参加に反対する 請願	円谷寅三郎	須賀川地方農民 運動連合会 会長 丹治 実	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第32号	鏡田42号線の道路整備 についての陳情		鏡石町高久田 区長 石井 秀雄	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第33号	肺炎球菌ワクチンへの公 費助成に関する陳情		福島県保険医協 会 理事長 酒井 学	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第34号	患者の窓口負担大幅軽減 を求める意見書採択に関 する陳情		福島県保険医協 会 理事長 酒井 学	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第35号	自然環境汚染の阻止に関 する陳情		本町地区住民 代表 鈴木 勝三	産 業 厚 生 常任委員会	継続審査
陳情第36号	大幅増員と夜勤改善で安 全・安心な医療・介護を 求める陳情		福島県医療労働 組合連合会 執行委員長 斎藤富春	産 業 厚 生 常任委員会	採 択
陳情第37号	国立福島病院の充実・強 化に関わる陳情		全日本国立医療 労働組合福島支 部 支部長 伊藤 時夫	産 業 厚 生 常任委員会	採 択

番 号	件 名	紹 介 議 員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第38号	「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情		須賀川民主商工会 代表者 松川 信	総務文教 常任委員会	採 択
陳情第39号	「住宅リフォーム助成工事」の創設を求める陳情		須賀川民主商工会 代表者 松川 信	総務文教 常任委員会	採 択